

# 第5次稲敷市障害者基本計画

第7期稲敷市障害福祉計画

第3期稲敷市障害児福祉計画

令和6年3月

稲 敷 市



## ごあいさつ



稲敷市では、令和3年3月に「第4次稲敷市障害者基本計画」及び「第6期稲敷市障害福祉計画」「第2期稲敷市障害児福祉計画」を一体的に策定し、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての方が地域で安心して生き生きと暮らしていける社会を目指し、障がい者施策の推進に努めてまいりました。

この間、国においては、障がい者の地域生活支援体制や就労支援の充実等を図るため、障害者総合支援法及び関連法の改正、また、障がい者の権利擁護や社会参加のさらなる推進に向け、障害者差別解消法の改正等、障がい者福祉の向上に向けた法整備が進んでいます。

稲敷市においても、これまで、心のバリアフリーが広がる、人にやさしいまちづくりの実現に向けて、障がいのある人もない人も、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりましたが、このたび、この3つの計画期間が令和5年度をもって期間満了となることから、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする、『第5次稲敷市障害者基本計画・第7期稲敷市障害福祉計画・第3期稲敷市障害児福祉計画』を策定いたしました。

本計画では、障がい福祉サービス等の提供体制の充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向け、「ともに支え合い、一人ひとりが活躍するまちづくり」を基本理念と定め、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。そして市の最上位計画であります、「第3次稲敷市総合計画」に掲げる市の将来像、「自然とともに豊かさや幸せを実感できるまち」の実現に向け、引き続き邁進してまいります。市民の皆様、関係者の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました稲敷市障害者基本計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました市民の皆様、そして貴重なご意見やご提言をいただきました関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

稲敷市長 笥 信太郎



# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定（見直し）の趣旨と背景 .....	3
2. 計画の位置づけ .....	4
3. 計画の期間について .....	5
4. 計画の策定体制 .....	6
第2章 稲敷市の現状 .....	7
1. 各種障害者手帳の交付状況 .....	9
(1) 身体障害者手帳交付者数 .....	9
(2) 療育手帳交付者数（知的障がい者） .....	10
(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数 .....	11
(4) 自立支援医療公費負担受給者数（精神通院） .....	11
(5) 指定難病医療受給者数 .....	11
(6) 小児慢性特定疾病医療受給者数 .....	11
2. 障がい者の生活とニーズ .....	12
(1) 障がい者アンケート結果 .....	13
(2) 市民アンケート結果 .....	34
3. 関連の法制度の動向 .....	44
第3章 計画の基本的な考え方 .....	45
1. 計画の基本理念と将来像 .....	47
2. 計画の基本方針と視点 .....	48
第4章 施策の内容 .....	49
基本目標1 健康づくりと障がいへの対応 .....	52
(1) 障がいの早期発見、早期対応 .....	52
(2) 医療体制の充実 .....	55
(3) 健康づくりの推進 .....	56
基本目標2 暮らしづくり .....	57
(1) 福祉サービスの充実 .....	57
(2) 暮らしやすい住まいづくり .....	59
(3) 地域ぐるみの支援 .....	60
(4) 就労への支援 .....	61
基本目標3 障がい者の権利とまなびの場 .....	63
(1) 権利擁護と虐待防止 .....	63
(2) インクルーシブな社会をめざして .....	65
(3) 障がい児教育の推進 .....	67
(4) 生涯学習の支援 .....	69
基本目標4 まちづくり .....	70
(1) 心のバリアフリーの推進 .....	70
(2) アクセシビリティの充実 .....	73

(3) 安全なまちづくり .....	75
第5章 障がい福祉サービスの目標と確保策 .....	77
1. 計画目標の進捗と設定 .....	79
(1) 成果目標の進捗状況 .....	79
(2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標 .....	82
2. サービスと種類 .....	88
3. 各サービスの見込と実績 .....	90
(1) 訪問系サービス .....	90
(2) 日中活動系サービス .....	92
(3) 居住系サービス .....	97
(4) 相談支援 .....	98
(5) 児童福祉法に基づくサービス .....	99
(6) その他の障がい児に対する支援 .....	101
(7) 地域生活支援事業 .....	102
第6章 計画の推進 .....	111
1 計画の推進方策 .....	113
(1) 計画の推進体制 .....	113
(2) 計画の点検・評価（PDCAサイクルの実施） .....	113
(3) 人材の育成 .....	114
(4) 関係機関との連携 .....	114
(5) 稲敷市地域自立支援協議会の運営 .....	114
(6) 障がい福祉サービスの向上 .....	114
(7) 市民参加の推進 .....	115
(8) 国、県との連携 .....	115
(9) 地域資源の活用 .....	115
巻末資料 .....	117
1 計画策定の経過 .....	119
2 稲敷市障害者基本計画等策定委員会設置要綱 .....	120
3 稲敷市障害者基本計画等策定委員会委員名簿 .....	121

# 第1章

---

計画の策定にあたって

---



# 1. 計画策定（見直し）の趣旨と背景

稲敷市では、令和3年から令和5年までを計画期間とした「第4次稲敷市障害者基本計画」を策定し、「心のバリアフリーが広がる、人にやさしいまちづくり」を基本理念に障がいの有無に関わらず、市民がそれぞれの住んでいる地域で安心して暮らせるまちづくりに努めてきました。「第4次稲敷市障害者基本計画」は「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を包含しており、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は国より3年ごとの見直しが求められています。

前計画の計画期間内においては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催され、社会的障壁のない共生社会の実現に向けた機運が高まる中で、国が令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

「障害者基本計画（第5次）」では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

一方、福祉における総合的な流れとして、国は高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

これらに加え、「障害者差別解消法」の改正、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定等の大きな動きが見られるなど国内の障がい者を取りまく状況は大きく変化しています。

本計画は、近年の法律改正や国の指針等を踏まえ、稲敷市の障がい者福祉施策の充実とともに「地域共生社会の実現」を推進するため、「第5次稲敷市障害者基本計画」として全体の見直しを行うこととします。

## 「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」について

「障害者計画」は、障がい者の自立と社会参加の支援をめざす「障害者基本法」の第11条第3項に基づき、保健、医療、福祉、教育、就業、生活環境、意識啓発など、障がい者の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定める、中長期的な計画です。

これに対し、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」の第88条及び「児童福祉法」の第33条に基づき、障がい者や障がい児等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するために定める、短期的な計画です。このため、障害者計画における福祉、就労関係の施策の実施計画的な位置づけとなります。

本市においては、この3つの計画を合わせて「障害者基本計画」としています。

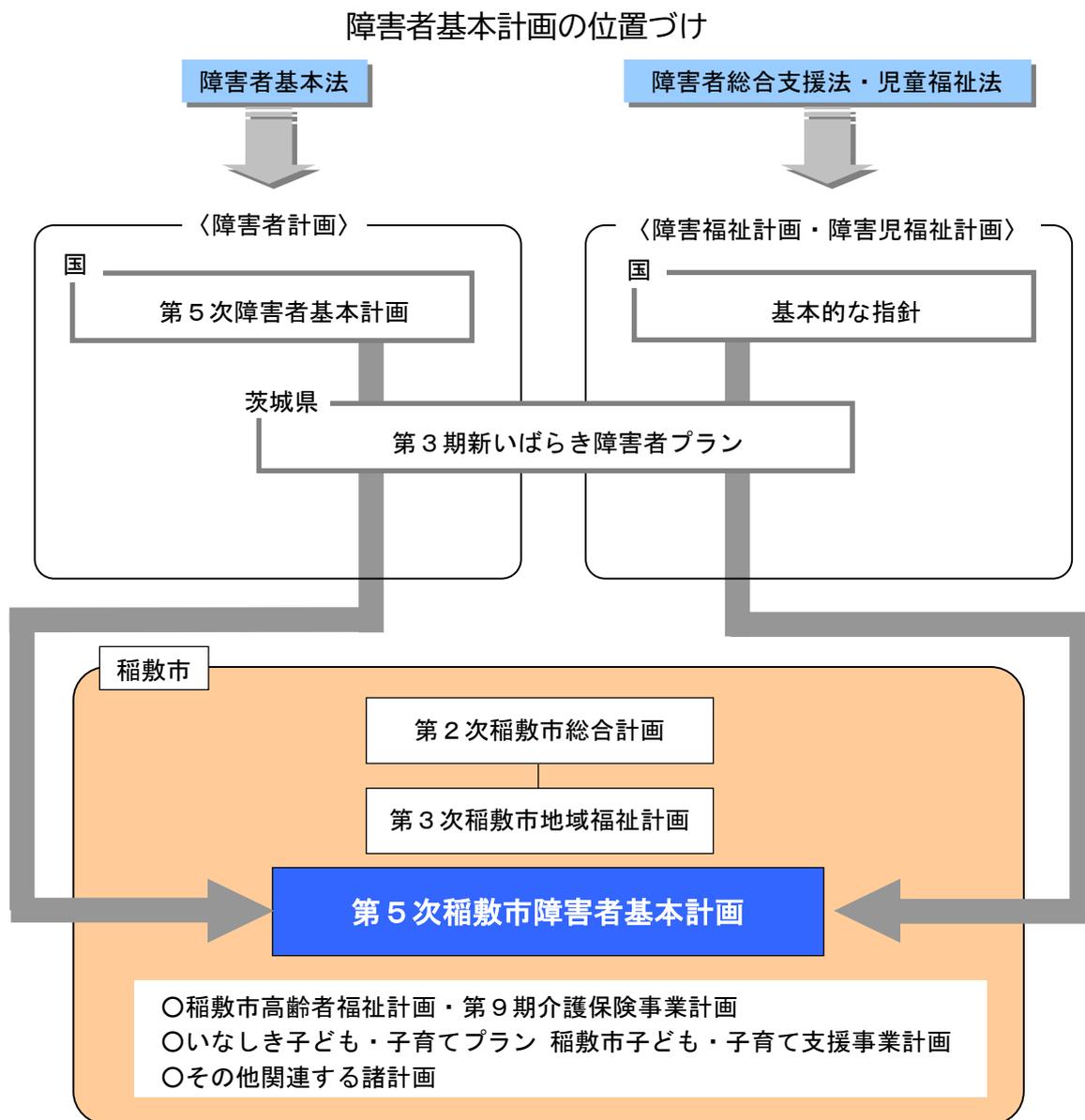
## 2. 計画の位置づけ

稲敷市障害者基本計画は、「障害者基本法」に定める市の「障害者計画」、「障害者総合支援法」に定める市の「障害福祉計画」、並びに「児童福祉法」に定める市の「障害児福祉計画」にあたるものです。

このため、国の「第5次障害者基本計画」、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する「基本指針」、並びに茨城県の「第3期新しいばらき障害者プラン」と整合・連携を図っています。

この計画は、稲敷市における障がい者（児）施策を推進するための、障がい福祉サービスや就労支援などの具体的な取組を定めるものです。

この計画は、「稲敷市総合計画」等の他の関連する諸計画との整合性を持つものです。



### 3. 計画の期間について

本計画の計画期間は、「障害者基本計画」部分については令和8（2026）年度までを期間とし、本計画に包含される「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」部分についても障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を期間とし、同8（2026）年度に見直しを行うことを予定します。

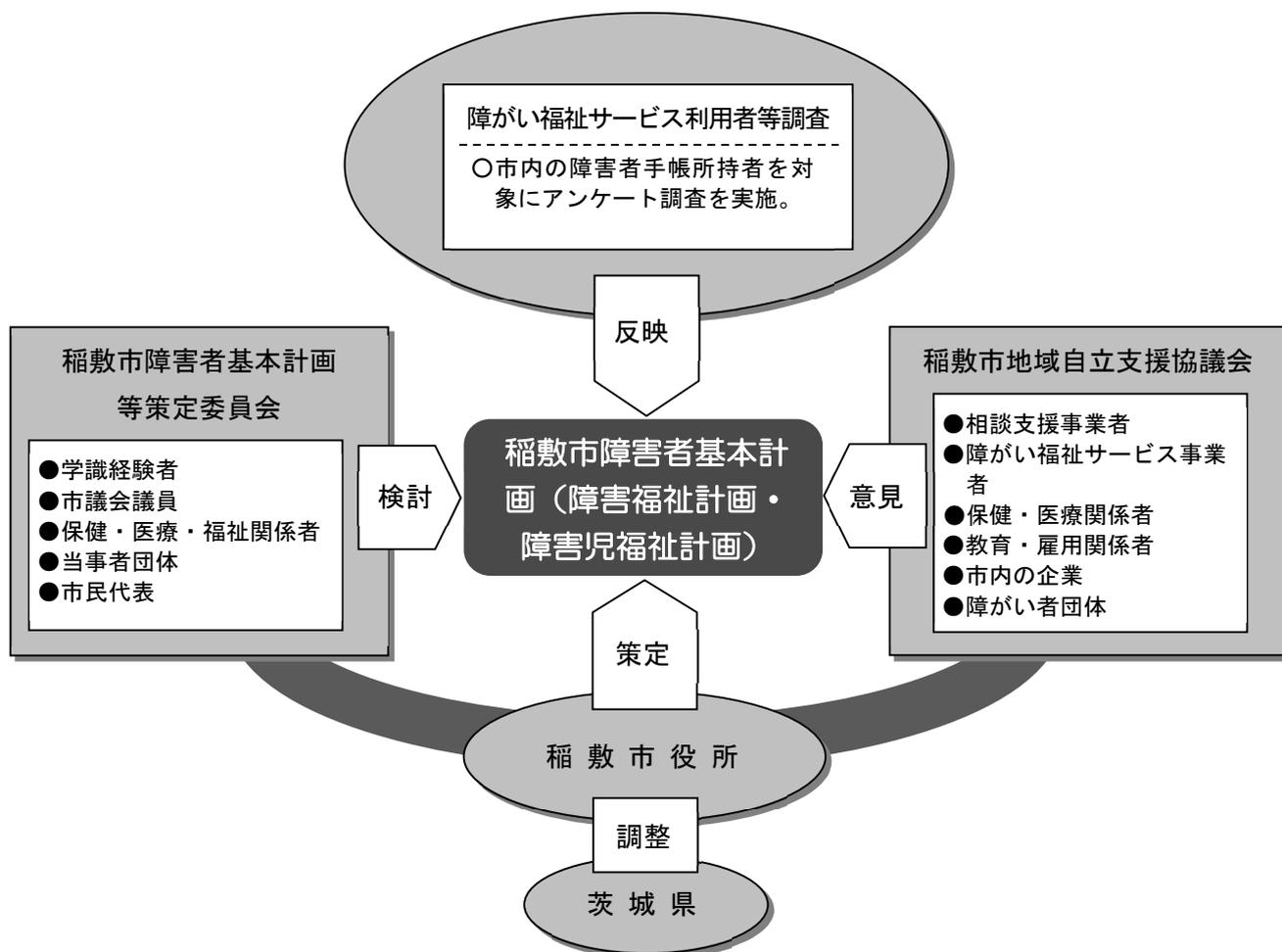
#### 《計画の期間》

年度	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
稲敷市障害者 基本計画	第4次			第5次			第6次		
稲敷市障害 福祉計画	第6期			第7期			第8期		
稲敷市障害児 福祉計画	第2期			第3期			第4期		

## 4. 計画の策定体制

この計画は、障がい者・障がい児を対象にしたアンケート調査や過去の実績等を把握分析し、計画の内容の検討については「稲敷市障害者基本計画等策定委員会」を中心に策定（見直し）を行います。

計画の策定体制



# 第2章

---

稲敷市の現状

---



# 1. 各種障害者手帳の交付状況

令和3(2021)年から令和5(2023)年における各種障害者手帳の交付状況は以下の通りです。

## (1) 身体障害者手帳交付者数

○令和3年4月1日現在

単位：人

区分		視覚	聴覚	音声・ 言語障がい	肢体 不自由	内部	計
年齢別	18歳未満	0	1	0	13	5	19
	18歳以上	85	94	15	707	480	1381
	計	85	95	15	720	485	1400
等級別	1級	32	1	1	142	316	492
	2級	35	26	1	163	6	231
	3級	2	14	9	153	51	229
	4級	5	21	4	157	112	299
	5級	11	1	0	72	0	84
	6級	0	32	0	33	0	65
	計	85	95	15	720	485	1400

○令和4年4月1日現在

単位：人

区分		視覚	聴覚	音声・ 言語障がい	肢体 不自由	内部	計
年齢別	18歳未満	0	2	0	10	5	17
	18歳以上	80	102	19	726	474	1401
	計	80	104	19	736	479	1418
等級別	1級	32	3	3	150	305	493
	2級	30	33	2	167	4	236
	3級	3	13	9	156	50	231
	4級	6	21	5	158	120	310
	5級	9	1	0	72	0	82
	6級	0	33	0	33	0	66
	計	80	104	19	736	479	1418

○令和5年4月1日現在

単位：人

区分		視覚	聴覚	音声・ 言語障がい	肢体 不自由	内部	計
年齢別	18歳未満	0	0	0	12	4	16
	18歳以上	86	89	15	655	482	1327
	計	86	89	15	667	486	1343
等級別	1級	32	0	1	133	307	473
	2級	33	25	1	149	6	214
	3級	4	10	8	140	50	212
	4級	6	22	5	147	123	303
	5級	11	0	0	65	0	76
	6級	0	32	0	33	0	65
	計	86	89	15	667	486	1343

## (2) 療育手帳交付者数（知的障がい者）

○令和3年4月1日現在

単位：人

区分		㊤	A	B	C	計
年齢別	18歳未満	5	11	20	28	64
	18歳以上	65	71	81	80	297
	計	70	82	101	108	361

○令和4年4月1日現在

単位：人

区分		㊤	A	B	C	計
年齢別	18歳未満	5	11	14	34	64
	18歳以上	66	74	87	80	307
	計	71	85	101	114	371

○令和5年4月1日現在

単位：人

区分		㊤	A	B	C	計
年齢別	18歳未満	4	12	15	35	66
	18歳以上	66	76	90	82	314
	計	70	88	105	117	380

### (3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

---

○令和3年4月1日現在

単位：人

区分	1級	2級	3級	計
計	49	175	72	296

○令和4年4月1日現在

単位：人

区分	1級	2級	3級	計
計	54	192	76	322

○令和5年4月1日現在

単位：人

区分	1級	2級	3級	計
計	61	204	85	350

### (4) 自立支援医療公費負担受給者数（精神通院）

---

各年4月1日現在	令和3年	令和4年	令和5年
単位：人	288	602	599

### (5) 指定難病医療受給者数

---

各年4月1日現在	令和3年	令和4年	令和5年
単位：人	243	260	280

### (6) 小児慢性特定疾病医療受給者数

---

各年4月1日現在	令和3年	令和4年	令和5年
単位：人	26	26	22

## 2. 障がい者の生活とニーズ

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「稲敷市障害者基本計画・障害福祉計画」の策定にあたり、障がい福祉サービスへのニーズや、障がい者の日頃の生活の様子・要望、市民の障がい者に対する意識等を把握するためにアンケートを実施しました。

### ■ 調査の目的と方法等について

#### (1) 調査対象者

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・  
自立支援医療受給者証（精神通院）所持者……………1,700人
- ②稲敷市民……………300人

#### (2) 調査方法

郵送による配付・回収

#### (3) 調査期間

令和4年12月7日（水）～令和4年12月26日（月）

#### (4) 回収結果

種類	配布数	有効回収数	回収率
①障がい者	1,700人	715件	42.1%
②市民一般	300人	119件	40.0%

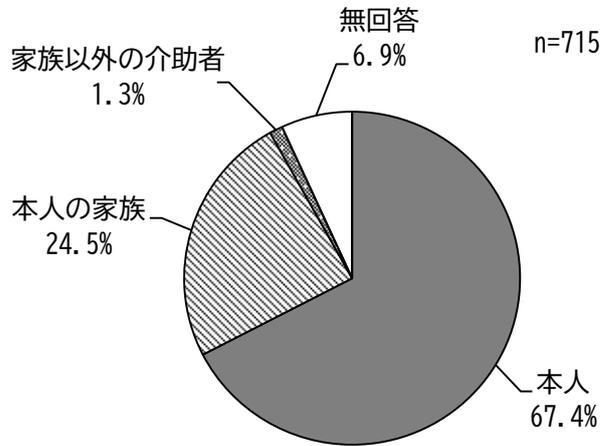
### ■ 注意事項

- ・調査結果の比率はすべて百分比（％）で表しており、その質問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入して算出しています。なお、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えます。
- ・グラフ中の「n」とは、その質問への回答者数を表します。
- ・クロス集計の割合は、無回答を除いた回答人数(有効回答数)を分母として算出しているため、有効回答数（n）は異なることがあります。例えば年代別の場合、年齢を回答していない人がいるため、年代の合計が「全体」になりません。その他の設問間クロス集計においても同様です。
- ・質問の選択肢は意味を損なわない程度に省略した表現を用いていることがあります。

# (1) 障がい者アンケート結果

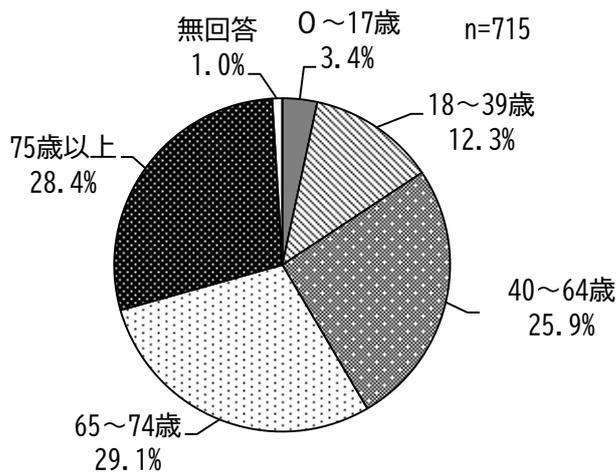
## 1. 回答者の状況について

### ①回答者



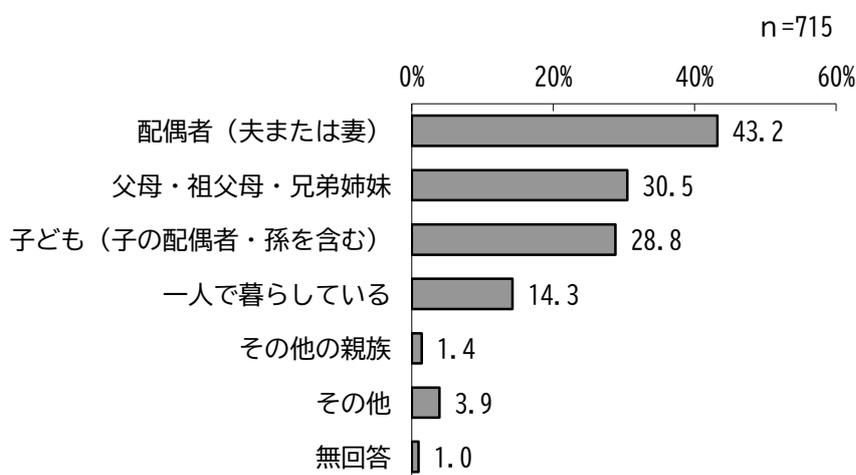
アンケートの回答者は、「本人」が67.4%で最も多く、以下「本人の家族」が24.5%、「家族以外の介助者」が1.3%となっています。

### ②年齢



回答者の年齢は、「65~74歳」が29.1%で最も多く、以下「75歳以上」が28.4%、「40~64歳」が25.9%、「18~39歳」が12.3%、「0~17歳」が3.4%となっています。

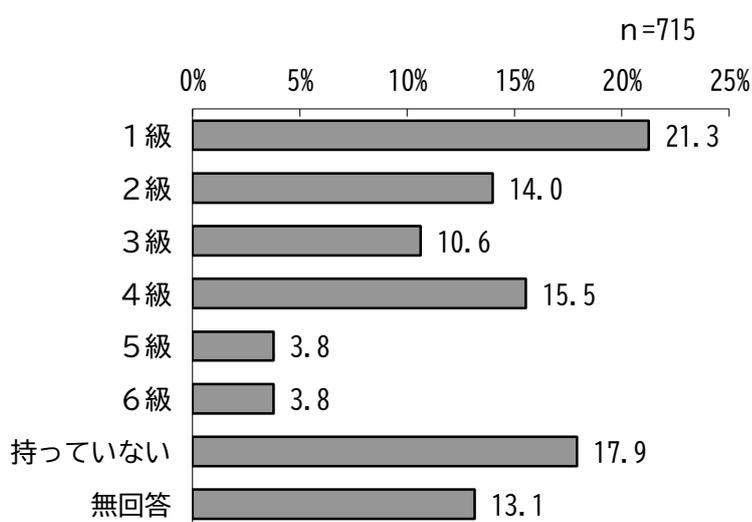
### ③同居者



回答者の同居者は、「配偶者（夫または妻）」が43.2%で最も多く、以下「父母・祖父母・兄弟姉妹」が30.5%、「子ども（子の配偶者・孫を含む）」が28.8%、「一人で暮らしている」が14.3%、「その他の親族」が1.4%となっています。

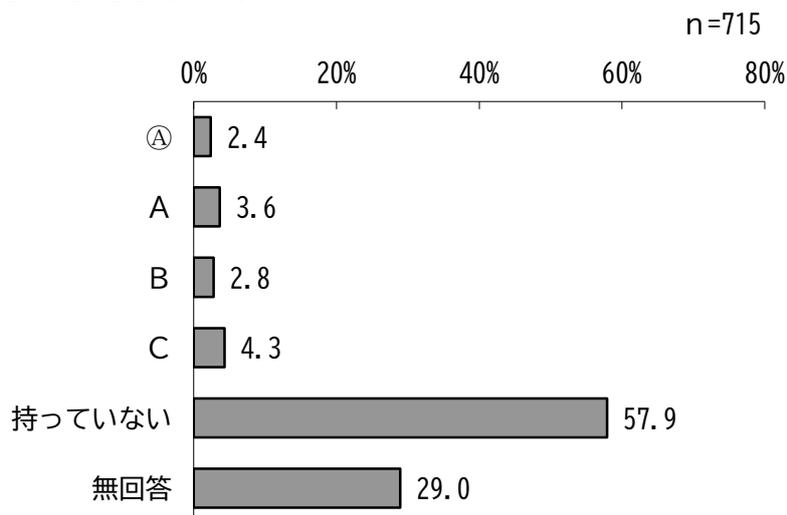
## 2. 障がいや難病等の状況について

### ① 身体障害者手帳の等級



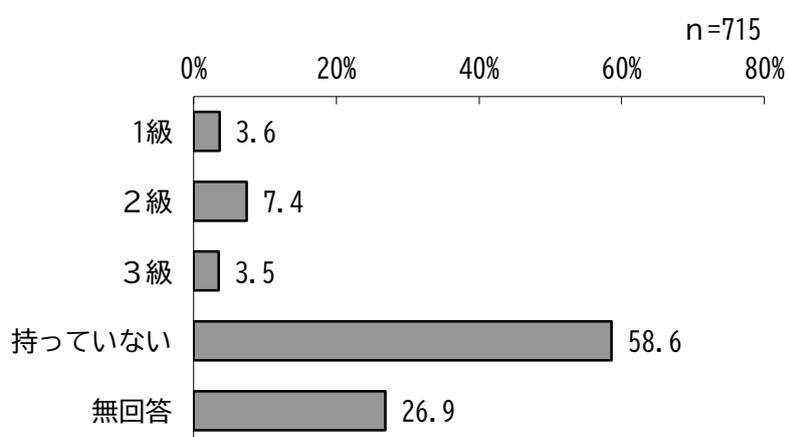
「1級」が21.3%、「2級」が14.0%、「3級」が10.6%、「4級」が15.5%、「5級」が3.8%、「6級」が3.8%、「持っていない」が17.9%となっています。

### ② 療育手帳の等級



「㊤」が2.4%、「A」が3.6%、「B」が2.8%、「C」が4.3%、「持っていない」が57.9%となっています。

### ③ 精神障害者保健福祉手帳の等級



「1級」が3.6%、「2級」が7.4%、「3級」が3.5%、「持っていない」が58.6%となっています。

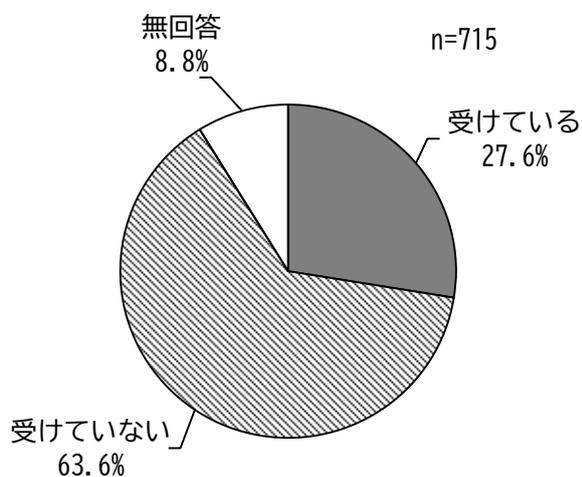
他の状況については以下の通り。

<p>④ 自立支援医療の受給</p> <p>n=715</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受けている</td> <td>23.1%</td> </tr> <tr> <td>受けていない</td> <td>54.5%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>22.4%</td> </tr> </tbody> </table>	受給状況	割合	受けている	23.1%	受けていない	54.5%	無回答	22.4%	<p>⑤ 重度心身障害者医療費助成</p> <p>n=715</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受けている</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>受けていない</td> <td>65.9%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>27.6%</td> </tr> </tbody> </table>	助成状況	割合	受けている	6.6%	受けていない	65.9%	無回答	27.6%
受給状況	割合																
受けている	23.1%																
受けていない	54.5%																
無回答	22.4%																
助成状況	割合																
受けている	6.6%																
受けていない	65.9%																
無回答	27.6%																
<p>⑥ 難病（特定疾患）認定</p> <p>n=715</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受けている</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>受けていない</td> <td>67.1%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>27.1%</td> </tr> </tbody> </table>	認定状況	割合	受けている	5.7%	受けていない	67.1%	無回答	27.1%	<p>⑦ 発達障がいと診断</p> <p>n=715</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>診断状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診断されている</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>診断されていない</td> <td>65.2%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>28.4%</td> </tr> </tbody> </table>	診断状況	割合	診断されている	6.4%	診断されていない	65.2%	無回答	28.4%
認定状況	割合																
受けている	5.7%																
受けていない	67.1%																
無回答	27.1%																
診断状況	割合																
診断されている	6.4%																
診断されていない	65.2%																
無回答	28.4%																
<p>⑧ 高次脳機能障がいと診断</p> <p>n=715</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>診断状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診断されている</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>診断されていない</td> <td>68.4%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>29.0%</td> </tr> </tbody> </table>	診断状況	割合	診断されている	2.7%	診断されていない	68.4%	無回答	29.0%	<p>⑨ 要介護認定</p> <p>n=715</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受けている</td> <td>15.7%</td> </tr> <tr> <td>受けていない</td> <td>61.7%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>22.7%</td> </tr> </tbody> </table>	認定状況	割合	受けている	15.7%	受けていない	61.7%	無回答	22.7%
診断状況	割合																
診断されている	2.7%																
診断されていない	68.4%																
無回答	29.0%																
認定状況	割合																
受けている	15.7%																
受けていない	61.7%																
無回答	22.7%																

⑩ 医療的ケア

「受けている」が27.6%、「受けていない」が63.6%となっています。

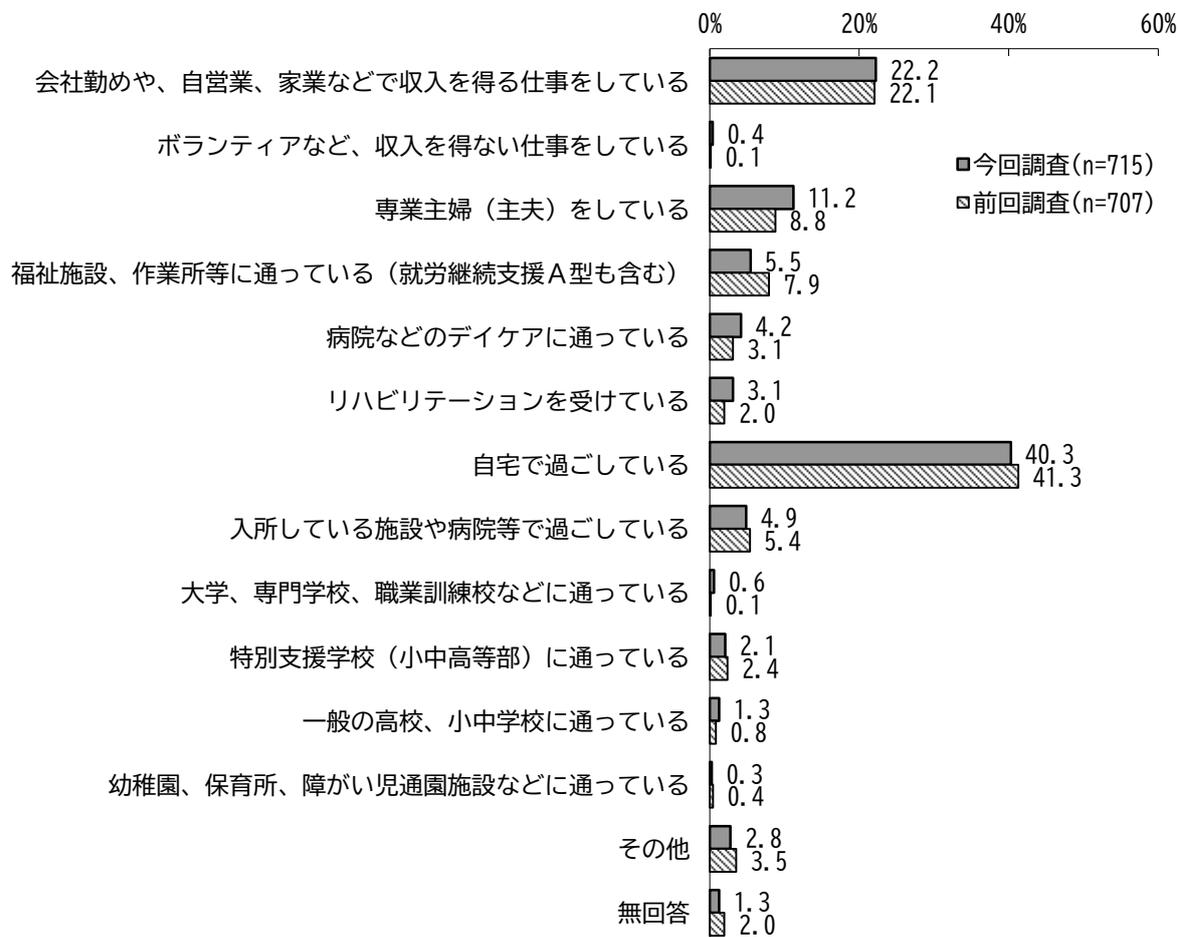
手帳等の別で見ると、“難病・特定疾患”、“要介護認定”では「受けている」が多くなっています。



属性\選択肢		受けている	受けていない	無回答
全体(n=715)		27.6	63.6	8.8
手帳等の別	身体(n=493)	30.0	61.1	8.9
	療育(n=94)	13.8	79.8	6.4
	精神・自立支援医療(n=200)	30.5	60.5	9.0
	発達障がい(n=46)	26.1	71.7	2.2
	難病・特定疾患(n=41)	41.5	58.5	0.0
要介護認定(n=112)		42.9	49.1	8.0

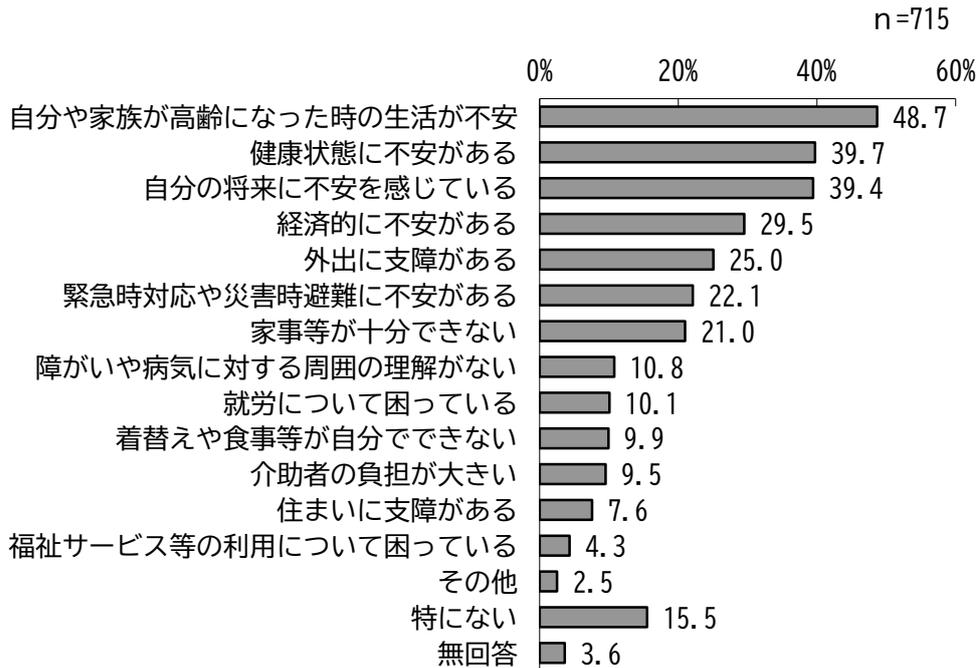
### 3. 日常生活について

#### ①日中の過ごし方について



「自宅で過ごしている」が40.3%で最も多く、以下「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が22.2%、「専業主婦(主夫)をしている」が11.2%、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が5.5%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が4.9%、「病院などのデイケアに通っている」が4.2%などとなっています。

## ②日常生活での困りごとや不安について



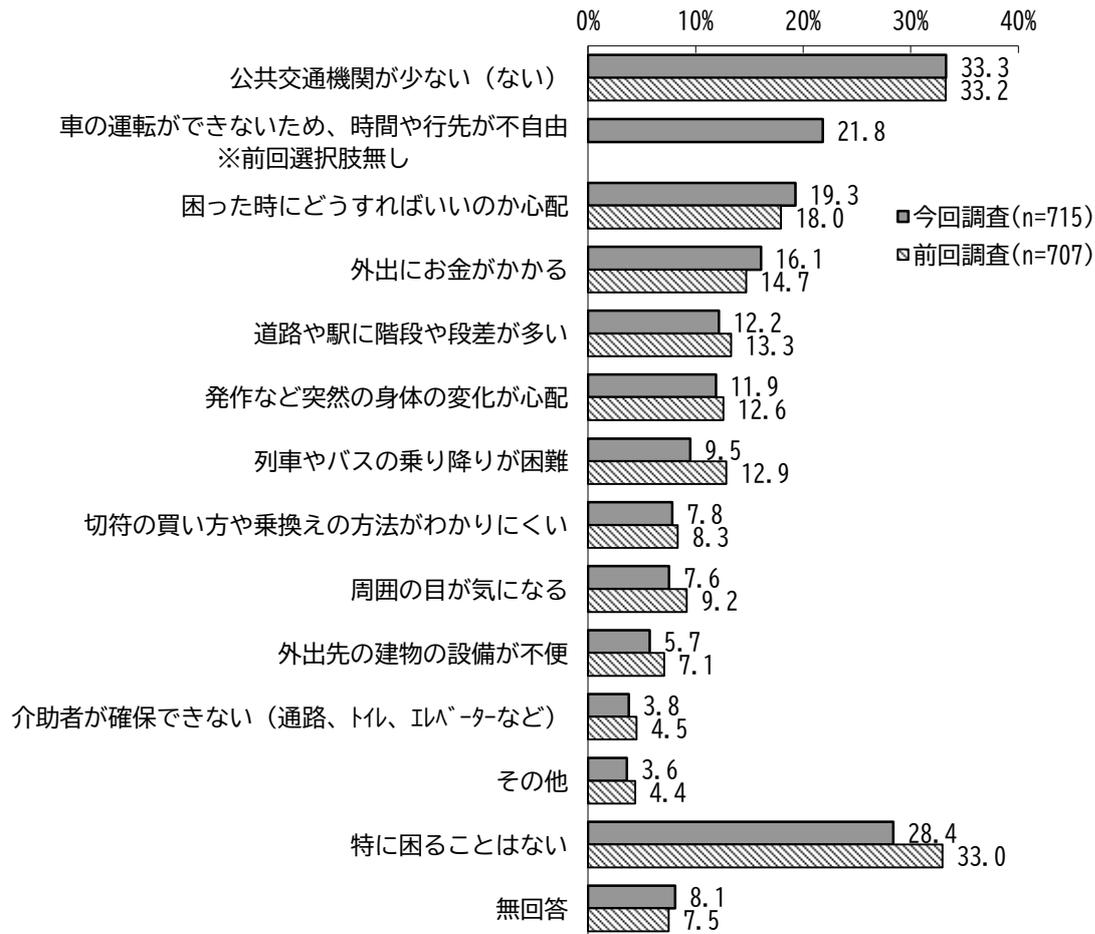
「自分や家族が高齢になった時の生活が不安」が48.7%で最も多く、以下「健康状態に不安がある」が39.7%、「自分の将来に不安を感じている」が39.4%、「経済的に不安がある」が29.5%、「外出に支障がある」が25.0%などとなっています。

### 【属性別】

属性\選択肢	健康状態に不安がある	自分が自分でできない着替えや食事等	家事等が十分できない	介助者の負担が大きい	外出に支障がある	住まいに支障がある	就労について困っている	緊急時対応や災害時避難に不安がある	障がいや病気に対する周囲の理解がない	福祉サービス等の利用について困っている
	全体(n=715)	39.7	9.9	21.0	9.5	25.0	7.6	10.1	22.1	10.8
手帳等の別										
身体(n=493)	42.2	10.8	19.7	10.8	26.2	7.5	6.1	23.3	7.1	3.9
療育(n=94)	14.9	12.8	22.3	6.4	19.1	7.4	12.8	20.2	12.8	3.2
精神・自立支援医療(n=200)	44.5	8.5	27.5	8.5	23.0	8.5	14.0	20.5	19.5	5.0
発達障がい(n=46)	17.4	8.7	21.7	8.7	26.1	4.3	19.6	21.7	19.6	8.7
難病・特定疾患(n=41)	61.0	22.0	31.7	22.0	31.7	12.2	22.0	36.6	26.8	19.5
要介護認定(n=112)	56.3	37.5	42.9	33.0	57.1	10.7	6.3	40.2	8.9	4.5
属性\選択肢	経済的に不安がある	自分の将来に不安を感じている	自分や家族が高齢になった時の生活が不安	その他	特にない	無回答				
全体(n=715)	29.5	39.4	48.7	2.5	15.5	3.6				
手帳等の別										
身体(n=493)	28.0	34.7	45.6	1.8	17.0	3.4				
療育(n=94)	19.1	38.3	56.4	2.1	10.6	6.4				
精神・自立支援医療(n=200)	40.0	55.0	54.0	4.0	11.5	3.0				
発達障がい(n=46)	26.1	47.8	60.9	2.2	8.7	6.5				
難病・特定疾患(n=41)	36.6	46.3	53.7	0.0	12.2	2.4				
要介護認定(n=112)	33.0	42.9	45.5	0.0	5.4	4.5				

手帳等の別に見ると、「精神・自立支援医療」では「自分の将来に不安を感じている」、「難病・特定疾患」では「健康状態に不安がある」、「要介護認定」では「外出に支障がある」が最も多くなっています。

### ③外出時の困りごと



外出時の困りごとは、「公共交通機関が少ない(ない)」が3割を超えて最も高く、次いで「困った時にどうすればいいの心配」が19.3%、「外出にお金がかかる」が16.1%と続いています。

属性\選択肢	公共交通機関が少ない(ない)	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便	介助者が確保できない(通路、トイレ、エレベーターなど)	外出にお金がかかる	由、時間や行先が不自由	車の運転ができない	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配
全体(n=715)	33.3	9.5	12.2	7.8	5.7	3.8	16.1	21.8	7.6	11.9	
手帳等の別											
身体(n=493)	28.8	10.8	16.6	6.1	7.3	3.7	13.4	19.9	3.7	10.8	
療育(n=94)	29.8	11.7	4.3	17.0	4.3	5.3	10.6	26.6	16.0	9.6	
精神・自立支援医療(n=200)	40.0	6.5	5.5	9.5	1.0	2.5	26.0	25.0	15.5	17.0	
発達障がい(n=46)	37.0	10.9	4.3	26.1	6.5	4.3	17.4	28.3	21.7	15.2	
難病・特定疾患(n=41)	29.3	19.5	19.5	12.2	19.5	7.3	19.5	19.5	14.6	22.0	
要介護認定(n=112)	32.1	17.9	25.0	5.4	16.1	8.0	16.1	35.7	1.8	15.2	

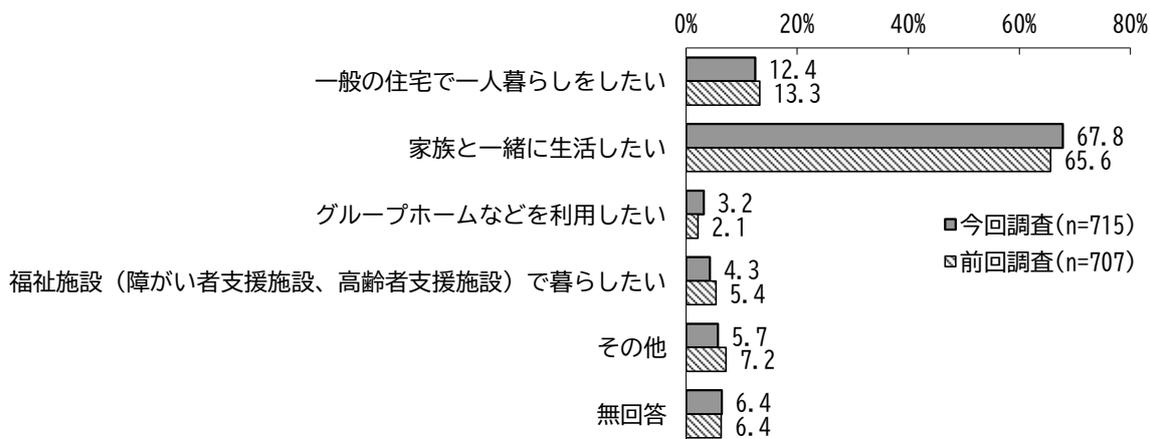
属性\選択肢	困った時にどうすればいいの心配	その他	特に困ることはない	無回答
全体(n=715)	19.3	3.6	28.4	8.1
手帳等の別				
身体(n=493)	14.4	3.2	32.0	9.3
療育(n=94)	37.2	4.3	25.5	5.3
精神・自立支援医療(n=200)	27.5	4.0	16.0	8.5
発達障がい(n=46)	43.5	2.2	15.2	4.3
難病・特定疾患(n=41)	26.8	4.9	12.2	7.3
要介護認定(n=112)	25.0	8.9	14.3	11.6

#### 【属性別】

手帳等の別に見ると、「療育」、「発達障がい」では「困ったときにどうすればいいの心配」が最も多くなっています。

## 4. 今後の暮らし方について

### ①今後3年以内の暮らし方希望



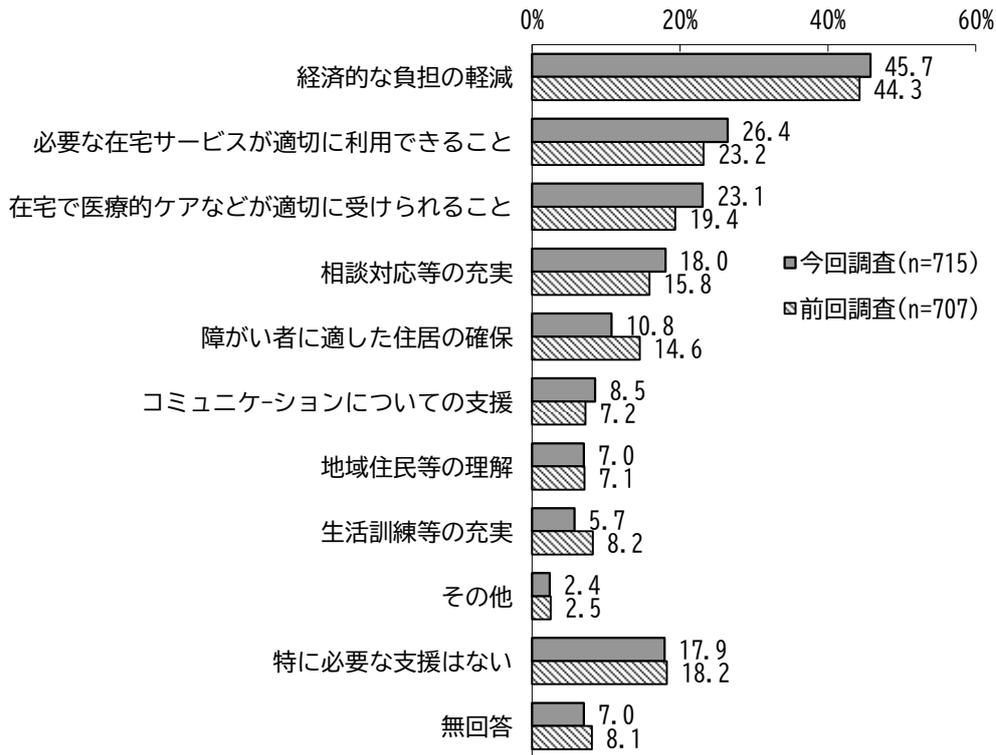
今後3年以内の暮らし方の希望は、「家族と一緒に生活したい」が67.8%で最も多く、以下「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が12.4%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が4.3%、「グループホームなどを利用したい」が3.2%などとなっています。

### 【属性別】

属性\選択肢	一般の住宅で一人暮らしをしたい	家族と一緒に生活したい	グループホームなどを利用したい	福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	その他	無回答
全体(n=715)	12.4	67.8	3.2	4.3	5.7	6.4
手帳等の別						
身体(n=493)	12.6	67.7	2.2	5.1	4.9	7.5
療育(n=94)	12.8	61.7	7.4	8.5	2.1	7.4
精神・自立支援医療(n=200)	10.5	71.5	5.0	3.0	6.0	4.0
発達障がい(n=46)	4.3	87.0	2.2	0.0	2.2	4.3
難病・特定疾患(n=41)	19.5	61.0	2.4	2.4	4.9	9.8
要介護認定(n=112)	4.5	66.1	3.6	9.8	5.4	10.7
年齢別						
0～17歳(n=24)	4.2	83.3	4.2	4.2	0.0	4.2
18～39歳(n=88)	17.0	65.9	3.4	5.7	1.1	6.8
40～64歳(n=185)	13.0	71.9	3.8	2.7	5.9	2.7
65～74歳(n=208)	13.5	66.3	2.9	3.8	7.2	6.3
75歳以上(n=203)	9.9	65.5	3.0	5.9	5.9	9.9
居住地域別						
江戸崎地区(n=287)	16.4	66.2	2.4	4.5	4.5	5.9
新利根地区(n=141)	11.3	71.6	2.1	5.0	5.0	5.0
桜川地区(n=99)	8.1	69.7	5.1	3.0	7.1	7.1
東地区(n=180)	9.4	68.3	4.4	4.4	6.7	6.7

手帳等の別に関わらず、「家族と一緒に生活したい」が多くなっています。

## ②希望する暮らしに必要な支援



希望する暮らしを送るために必要な支援は、「経済的な負担の軽減」が4割を超えて最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」と「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が2割前後で続いています。

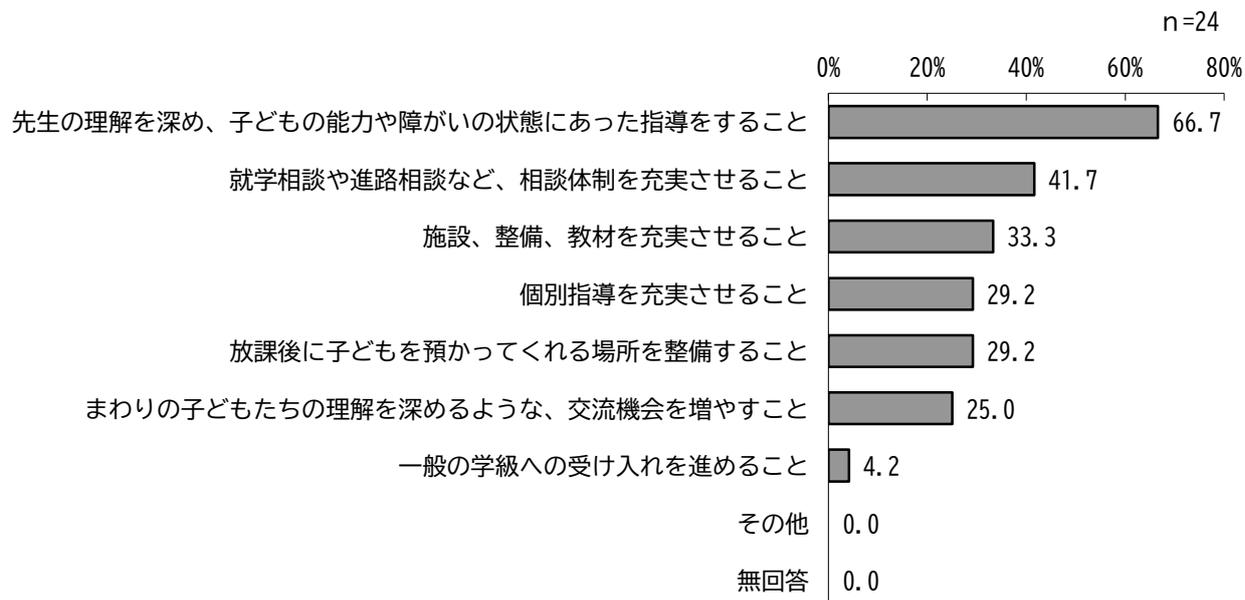
### 【属性別】

属性\選択肢	在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	特に必要な支援はない	無回答
全体(n=715)	23.1	10.8	26.4	5.7	45.7	18.0	7.0	8.5	2.4	17.9	7.0
手帳等の別											
身体(n=493)	29.6	9.3	31.2	4.9	43.8	14.0	4.1	5.5	1.4	19.7	6.9
療育(n=94)	7.4	28.7	13.8	12.8	45.7	28.7	17.0	19.1	0.0	7.4	7.4
精神・自立支援医療(n=200)	17.0	11.5	17.0	6.0	53.5	23.0	12.0	11.0	4.5	14.5	5.0
発達障がい(n=46)	6.5	19.6	15.2	10.9	39.1	32.6	21.7	28.3	2.2	8.7	4.3
難病・特定疾患(n=41)	29.3	7.3	43.9	9.8	39.0	19.5	9.8	7.3	0.0	19.5	7.3
要介護認定(n=112)	42.9	8.9	42.9	12.5	41.1	17.0	4.5	10.7	0.9	6.3	8.9
年齢別											
0~17歳(n=24)	0.0	25.0	8.3	16.7	41.7	29.2	20.8	20.8	0.0	16.7	8.3
18~39歳(n=88)	6.8	21.6	14.8	9.1	45.5	28.4	18.2	23.9	2.3	13.6	2.3
40~64歳(n=185)	16.8	14.1	22.7	4.9	57.8	25.9	9.7	4.9	3.2	14.1	4.9
65~74歳(n=208)	25.0	6.3	27.4	5.8	45.2	14.4	3.4	6.3	1.4	22.1	8.2
75歳以上(n=203)	36.5	5.9	36.9	3.9	36.0	9.4	2.0	5.9	2.0	19.2	9.9
居住地別											
江戸崎地区(n=287)	20.9	10.1	24.4	7.0	46.0	18.8	7.3	9.8	1.7	18.1	7.3
新利根地区(n=141)	31.9	14.9	35.5	2.1	48.9	19.1	7.8	9.2	0.7	12.1	6.4
桜川地区(n=99)	19.2	10.1	24.2	6.1	48.5	13.1	2.0	6.1	3.0	20.2	5.1
東地区(n=180)	22.2	9.4	25.0	6.7	42.2	19.4	8.9	7.2	3.3	20.6	7.2

手帳等の別に見ると、「難病・特定疾患」では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「要介護認定」では「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が最も多くなっています。

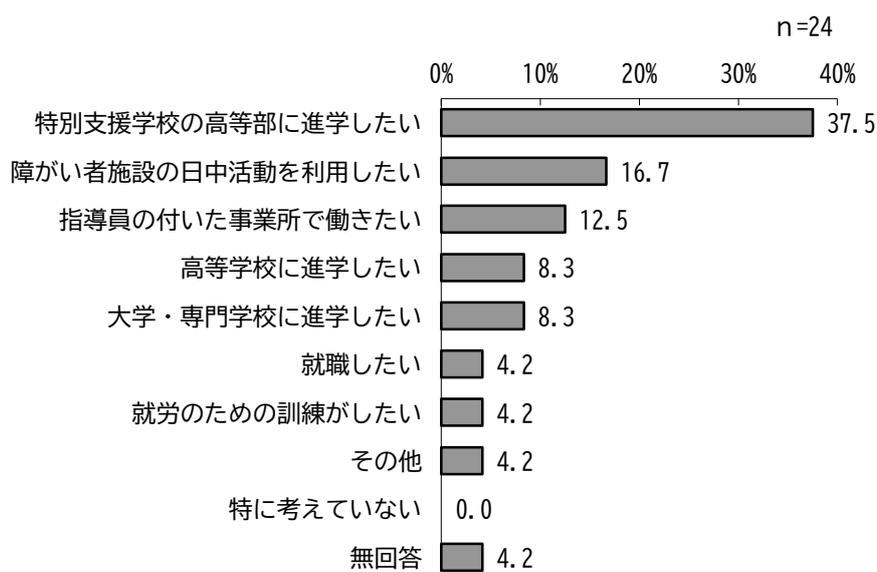
## 5. 18歳未満の障がい児の生活状況について

### ① 学びの環境



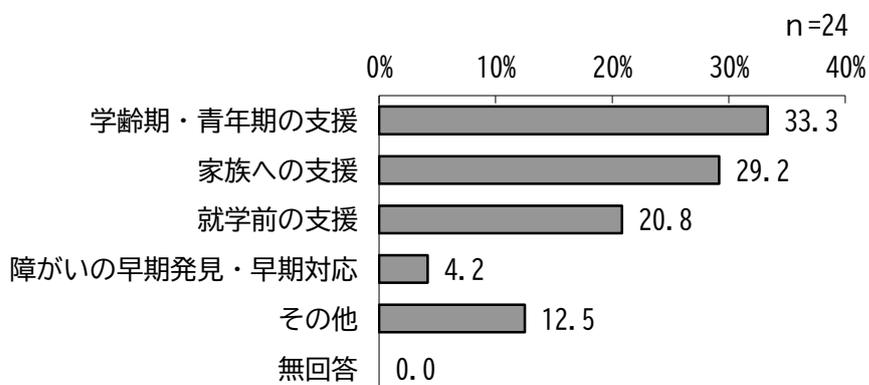
「先生を理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導をすること」が 66.7%で最も多く、以下「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させること」が 41.7%、「施設、整備、教材を充実させること」が 33.3%、「個別指導を充実させること」「放課後に子どもを預かってくれる場所を整備すること」が 29.2%、「まわりの子どもたちの理解を深めるような、交流機会を増やすこと」が 25.0%となっています。

## ②将来の進路希望



「特別支援学校の高等部に進学したい」が37.5%で最も多く、以下「障がい者施設の日中活動を利用したい」が16.7%、「指導員の付いた事業所で働きたい」が12.5%、「高等学校に進学したい」「大学・専門学校に進学したい」が8.3%など

## ③充実してほしい支援

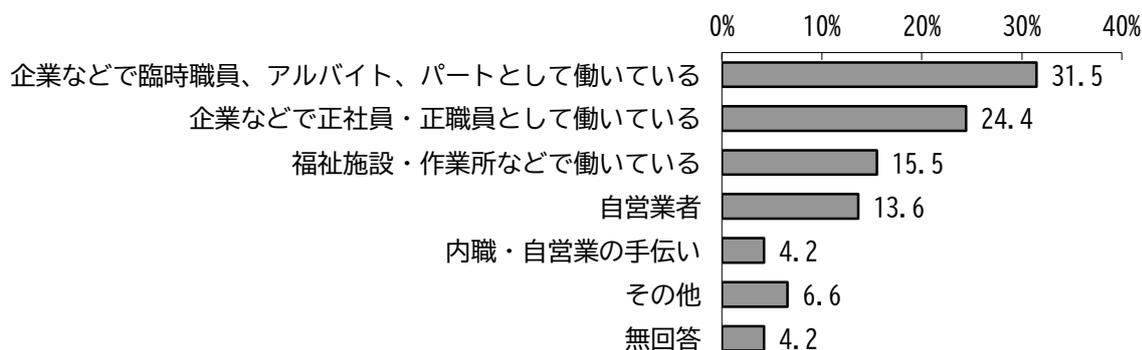


障がいのある子どもの支援を進めるために充実してほしいことは、「学齢期・青年期の支援」が33.3%で最も多く、以下「家族への支援」が29.2%、「就学前の支援」が20.8%などとなっています。

## 6. 就労について

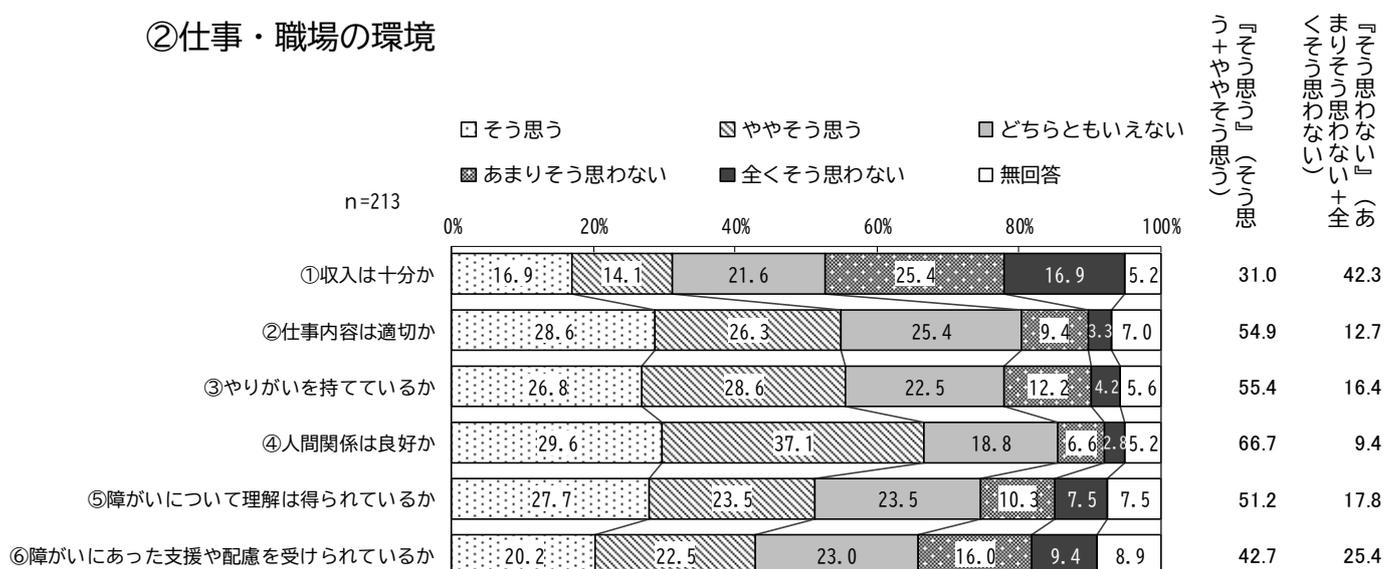
### ①就労形態

n=213



「企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」が31.5%で最も多く、以下「企業などで正社員・正職員として働いている」が24.4%、「福祉施設・作業所などで働いている」が15.5%などとなっています。

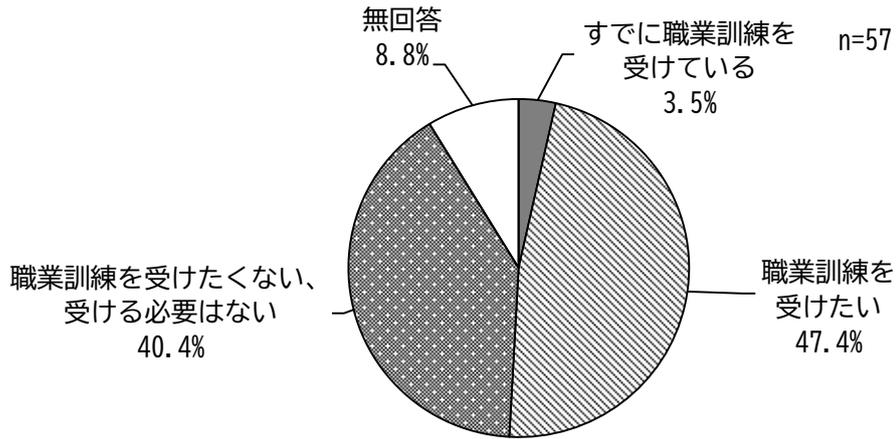
### ②仕事・職場の環境



肯定的な回答である「そう思う」と「ややそう思う」を合計した『そう思う』との評価は、「④人間関係は良好か」で66.7%と最も多く、以下「③やりがいは持っているか」では55.4%、「②仕事内容は適切か」では54.9%などとなっています。

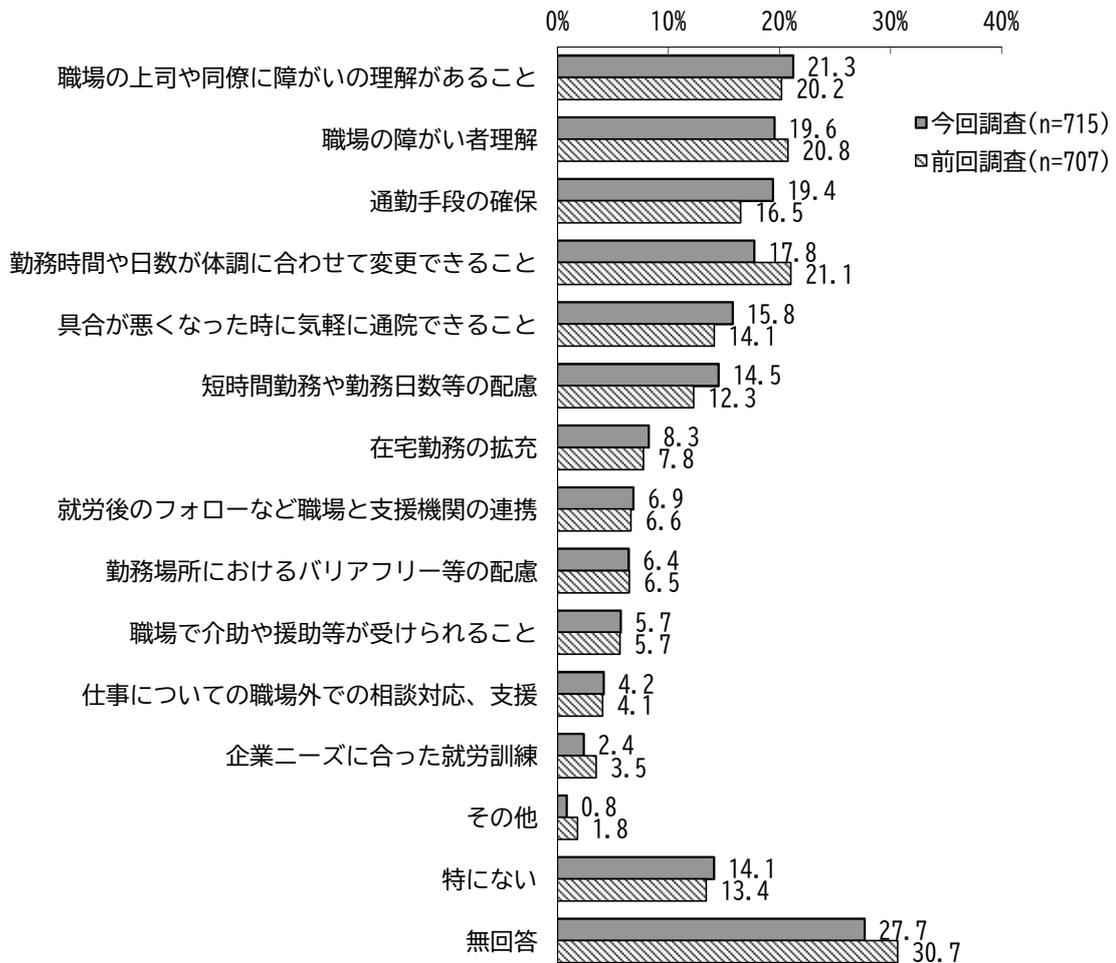
否定的な回答である「まったくそう思わない」と「あまりそう思わない」を合計した『あまりそう思わない』との評価は「①収入は十分か」で42.3%と最も多く、以下「⑥障がいにあった支援や配慮を受けられているか」では25.4%、「⑤障がいについて理解は得られているか」では17.8%などとなっています。

### ③職業訓練の意向



「すでに職業訓練を受けている」が 3.5%、「職業訓練を受けたい」が 47.4%、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が 40.4%となっています。

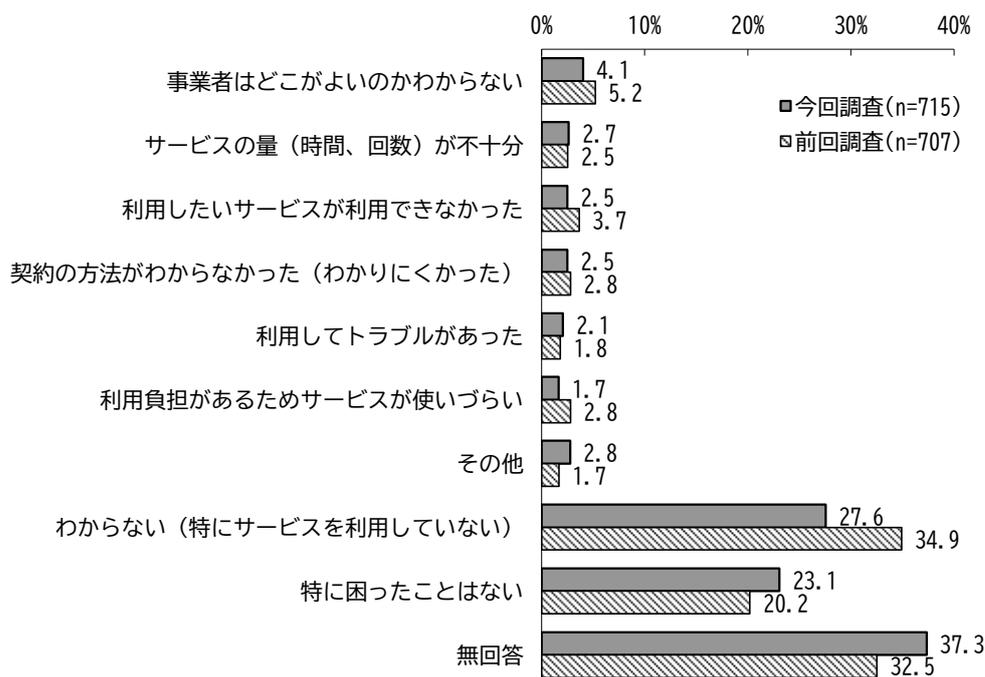
### ④必要な就労支援



「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 21.3%で最も多く、以下「職場の障がい者理解」が 19.6%、「通勤手段の確保」が 19.4%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が 17.8%、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が 15.8%などとなっています。

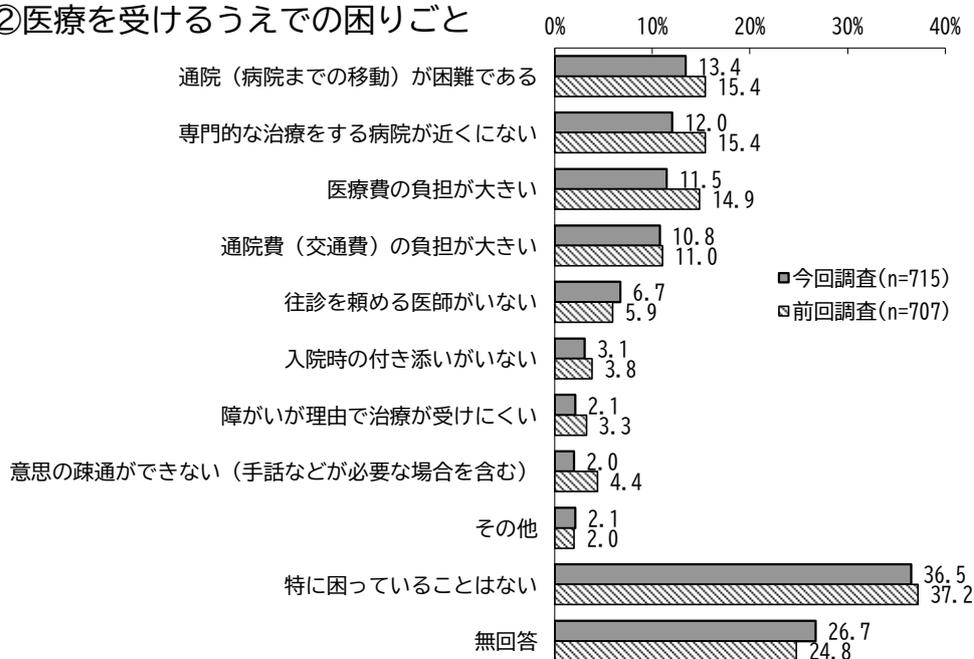
## 7. 障がい福祉サービス等の利用や介護・医療について

### ①障がい福祉サービス利用時の困りごと



「わからない（特にサービスを利用していない）」「特に困ったことはない」を除くと、「事業者はどこがよいかわからない」が4.1%で最も多く、以下「サービスの量（時間、回数）が不十分」が2.7%、「利用したいサービスが利用できなかった」「契約の方法がわからなかった（わかりにくかった）」が2.5%などとなっています。

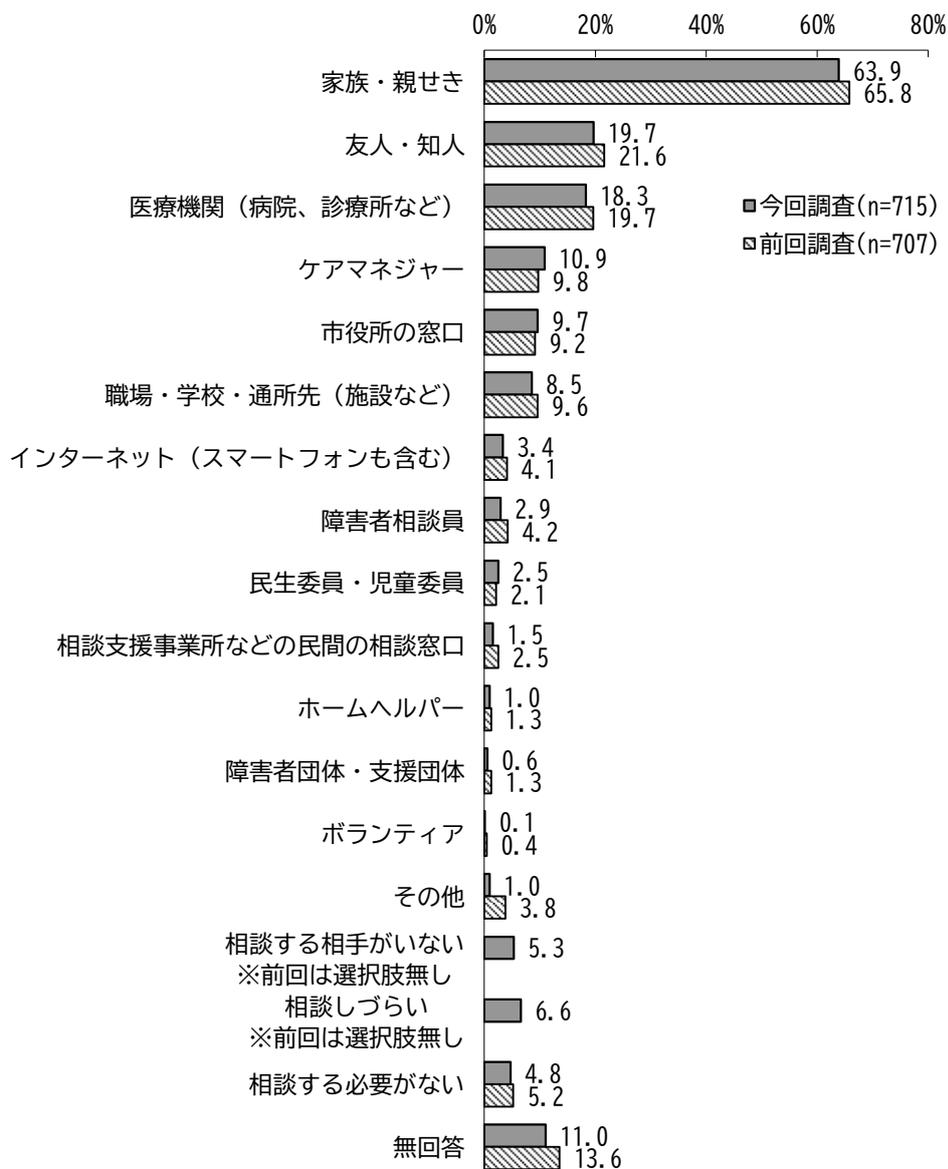
### ②医療を受けるうえでの困りごと



「特に困っていることはない」を除くと、「通院（病院までの移動）が困難である」が13.4%と最も多く、以下「専門的な治療をする病院が近くにない」が12.0%、「医療費の負担が大きい」が11.5%、「通院費（交通費）の負担が大きい」が10.8%などとなっています。

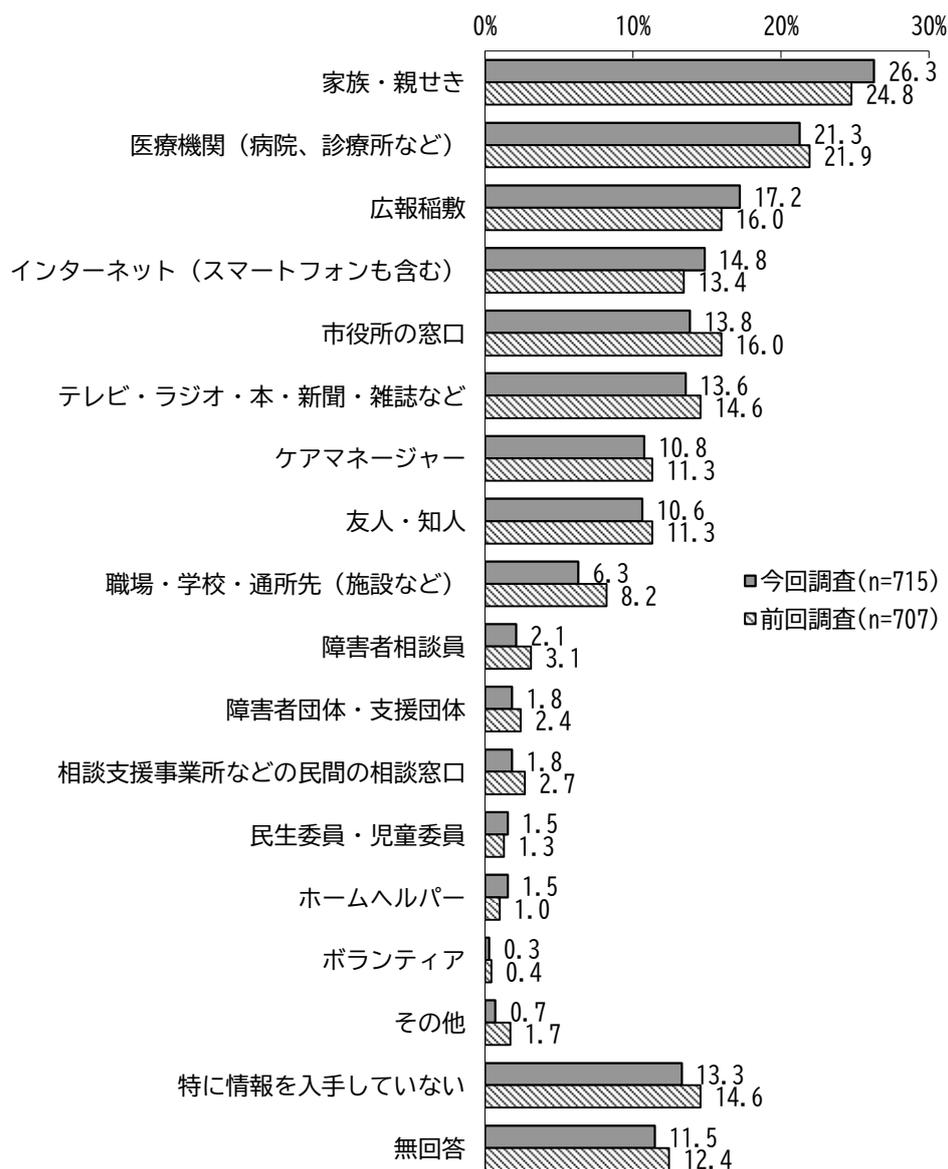
## 8. 相談・情報について

### ①相談相手



「家族・親せき」が63.9%で最も多く、以下「友人・知人」が19.7%、「医療機関（病院、診療所など）」が18.3%、「ケアマネジャー」が10.9%、「市役所の窓口」が9.7%などとなっています。

## ②情報入手先



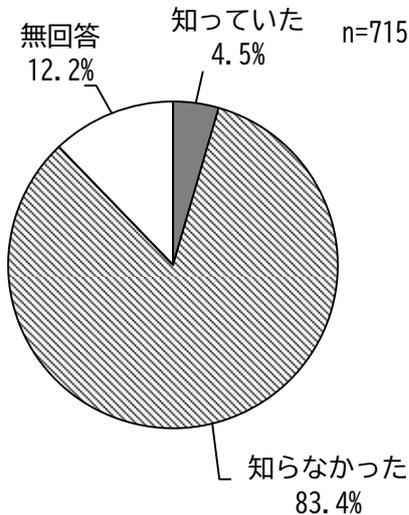
「家族・親せき」が26.3%で最も多く、以下「医療機関（病院、診療所など）」が21.3%、「広報稲敷」が17.2%、「インターネット（スマートフォンも含む）」が14.8%、「市役所の窓口」が13.8%、「テレビ・ラジオ・本・新聞・雑誌など」が13.6%などとなっています。

## 9. 権利擁護について

### ①合理的配慮の認知度

「知っていた」が4.5%、「知らなかった」が83.4%となっています。

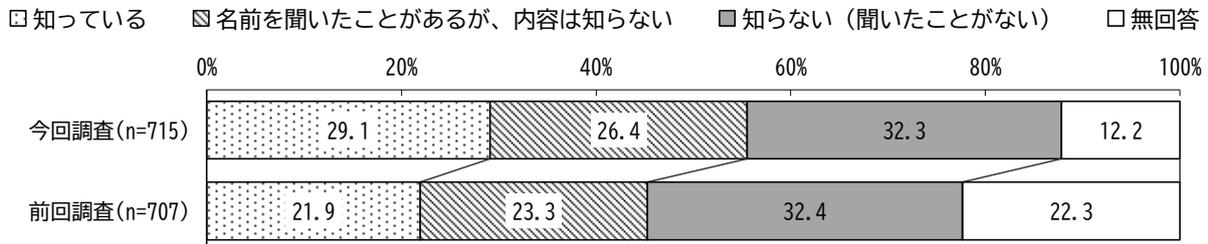
手帳等の別に見ると、“発達障がい”で「知っていた」がやや多くなっています。



属性\選択肢		た知 つて い	か知 らな い	無 回 答
全体(n=715)		4.5	83.4	12.2
手帳等の別	身体(n=493)	4.9	82.4	12.8
	療育(n=94)	5.3	81.9	12.8
	精神・自立支援医療(n=200)	4.5	84.5	11.0
	発達障がい(n=46)	15.2	71.7	13.0
	難病・特定疾患(n=41)	7.3	92.7	0.0
	要介護認定(n=112)	6.3	86.6	7.1

### ②成年後見制度の認知度

「知っている」が29.1%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が26.4%、「知らない（聞いたことがない）」が32.3%となっています。



属性\選択肢		知 つて い る	名 前 を 聞 い た こ と が あ る が 、 内 容 は 知 ら な い	知 ら な い （ 聞 い た こ と が あ ら な い）	無 回 答
全体(n=715)		29.1	26.4	32.3	12.2
手帳等の別	身体(n=493)	30.6	27.0	29.0	13.4
	療育(n=94)	27.7	21.3	41.5	9.6
	精神・自立支援医療(n=200)	26.5	25.5	38.0	10.0
	発達障がい(n=46)	37.0	21.7	39.1	2.2
	難病・特定疾患(n=41)	36.6	26.8	24.4	12.2
	要介護認定(n=112)	36.6	29.5	25.9	8.0
	年齢別	0～17歳(n=24)	41.7	20.8	33.3
18～39歳(n=88)		28.4	27.3	39.8	4.5
40～64歳(n=185)		22.2	24.9	42.7	10.3
65～74歳(n=208)		34.6	28.8	24.0	12.5
75歳以上(n=203)		29.1	26.1	26.6	18.2

#### 【属性別】

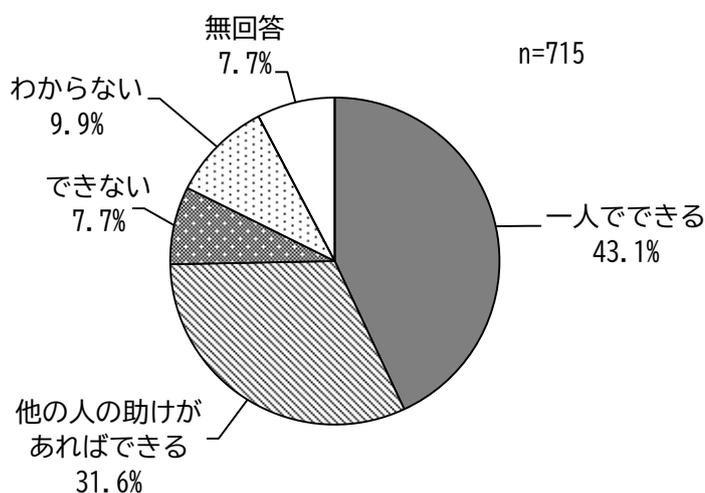
手帳等の別に見ると、“身体”、“難病・特定疾患”、“要介護認定”では「知っている」が「知らない（聞いたことがない）」より多くなっています。

年齢別に見ると、“0～17歳”、“65歳以上”では「知っている」が「知らない（聞いたことがない）」より多くなっています。

## 10. 災害時の避難等について

### ①災害時に一人で避難できるか

「一人でできる」が43.1%、「他の人の助けがあればできる」が31.6%、「できない」が7.7%、「わからない」が9.9%となっています。



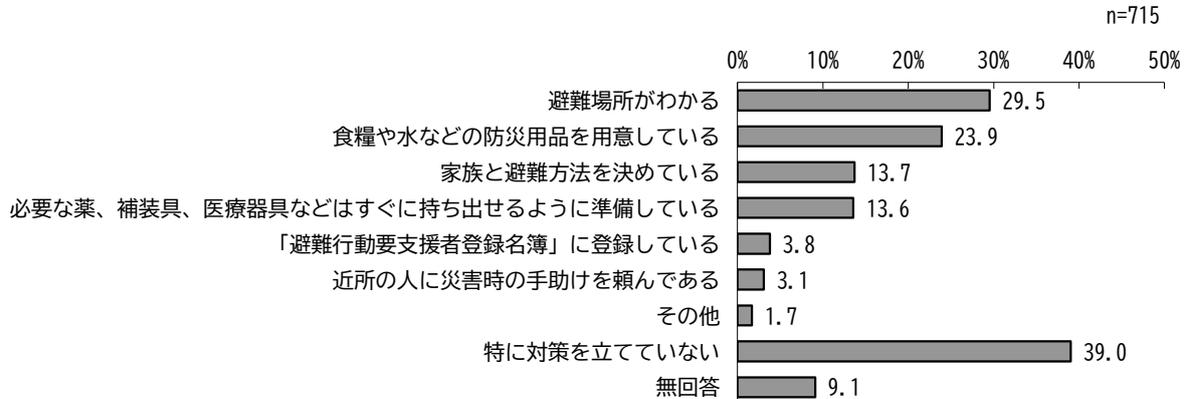
### 【属性別】

属性\選択肢		一人でできる	他の人の助けがあればできる	できない	わからない	無回答
全体(n=715)		43.1	31.6	7.7	9.9	7.7
手帳等の別	身体(n=493)	45.4	29.4	8.3	8.9	7.9
	療育(n=94)	26.6	51.1	10.6	5.3	6.4
	精神・自立支援医療(n=200)	41.5	30.5	5.5	14.0	8.5
	発達障がい(n=46)	19.6	52.2	8.7	13.0	6.5
	難病・特定疾患(n=41)	34.1	39.0	12.2	14.6	0.0
	要介護認定(n=112)	8.9	51.8	22.3	13.4	3.6
年齢別	0～17歳(n=24)	16.7	58.3	12.5	4.2	8.3
	18～39歳(n=88)	43.2	38.6	3.4	9.1	5.7
	40～64歳(n=185)	50.8	23.8	8.6	10.3	6.5
	65～74歳(n=208)	48.6	28.4	7.7	9.1	6.3
	75歳以上(n=203)	33.0	36.0	7.9	11.8	11.3
居住地域別	江戸崎地区(n=287)	46.0	31.0	4.5	11.5	7.0
	新利根地区(n=141)	41.8	31.9	9.2	8.5	8.5
	桜川地区(n=99)	47.5	28.3	9.1	10.1	5.1
	東地区(n=180)	37.8	34.4	10.0	8.3	9.4

手帳等の別に見ると、「療育」、「発達障がい」、「難病・特定疾患」、「要介護認定」では「他の人の助けがあればできる」が「一人でできる」より多くなっています。

### ③災害時の困りごと

「特に対策を立てていない」を除くと、「避難場所がわかる」が29.5%で最も多く、以下「食糧や水などの防災用品を用意している」が23.9%、「家族と避難方法を決めている」が13.7%、「必要な薬、補装具、医療器具などはすぐに持ち出せるように準備している」が13.6%などとなっています。



### 【属性別】

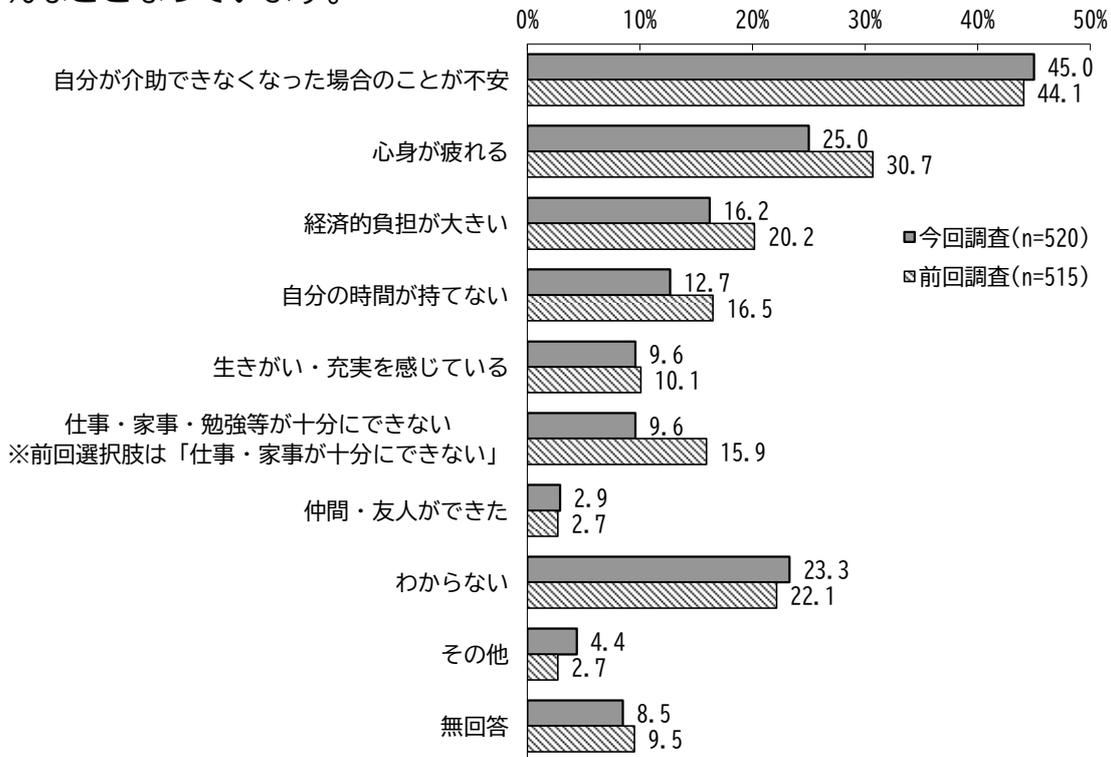
属性\選択肢	避難場所がわかる	家族と避難方法を決めている	近所の人に災害時の手助けを頼んである	食糧や水などの防災用品を用意している	必要な薬、補装具、医療器具などはすぐに持ち出せるように準備している	「避難行動要支援者登録名簿」に登録している	その他	特に対策を立てていない	無回答
全体(n=715)	29.5	13.7	3.1	23.9	13.6	3.8	1.7	39.0	9.1
手帳等の別									
身体(n=493)	31.4	13.6	3.4	23.5	14.0	4.9	1.2	37.7	9.5
療育(n=94)	22.3	14.9	3.2	26.6	7.4	4.3	1.1	40.4	9.6
精神・自立支援医療(n=200)	28.0	10.5	2.5	21.0	18.5	1.5	2.0	43.0	7.5
発達障がい(n=46)	23.9	23.9	2.2	32.6	15.2	6.5	2.2	39.1	6.5
難病・特定疾患(n=41)	34.1	19.5	4.9	31.7	22.0	12.2	0.0	36.6	0.0
要介護認定(n=112)	17.0	15.2	4.5	14.3	9.8	8.0	3.6	42.9	7.1
年齢別									
0~17歳(n=24)	29.2	29.2	4.2	41.7	8.3	4.2	4.2	29.2	8.3
18~39歳(n=88)	29.5	14.8	0.0	28.4	13.6	4.5	1.1	36.4	8.0
40~64歳(n=185)	33.0	11.4	2.2	21.1	13.0	2.2	1.1	43.8	7.0
65~74歳(n=208)	32.2	13.5	2.4	26.0	15.9	2.4	1.9	37.0	8.2
75歳以上(n=203)	24.1	14.3	5.9	21.2	12.8	6.4	1.5	37.9	12.8
居住地域別									
江戸崎地区(n=287)	27.9	11.8	4.2	26.5	12.2	3.1	1.0	40.8	9.1
新利根地区(n=141)	31.2	15.6	1.4	26.2	14.2	2.8	2.1	35.5	7.8
桜川地区(n=99)	32.3	15.2	2.0	20.2	14.1	7.1	2.0	41.4	6.1
東地区(n=180)	29.4	15.0	3.3	20.6	15.0	3.3	1.7	37.2	11.7

手帳等の別に見ると、「難病・特定疾患」では「避難場所がわかる」、「必要な薬、補装具、医療器具などはすぐに持ち出せるように準備している」などが比較的多くなっています。

## 11. 介助・支援者について

### ①主な介助・支援者の介助・支援に対する意識

「自分が介助できなくなった場合のことが不安」が45.0%で最も多く、以下「心身が疲れる」が25.0%、「経済的負担が大きい」が16.2%、「自分の時間が持てない」が12.7%などとなっています。

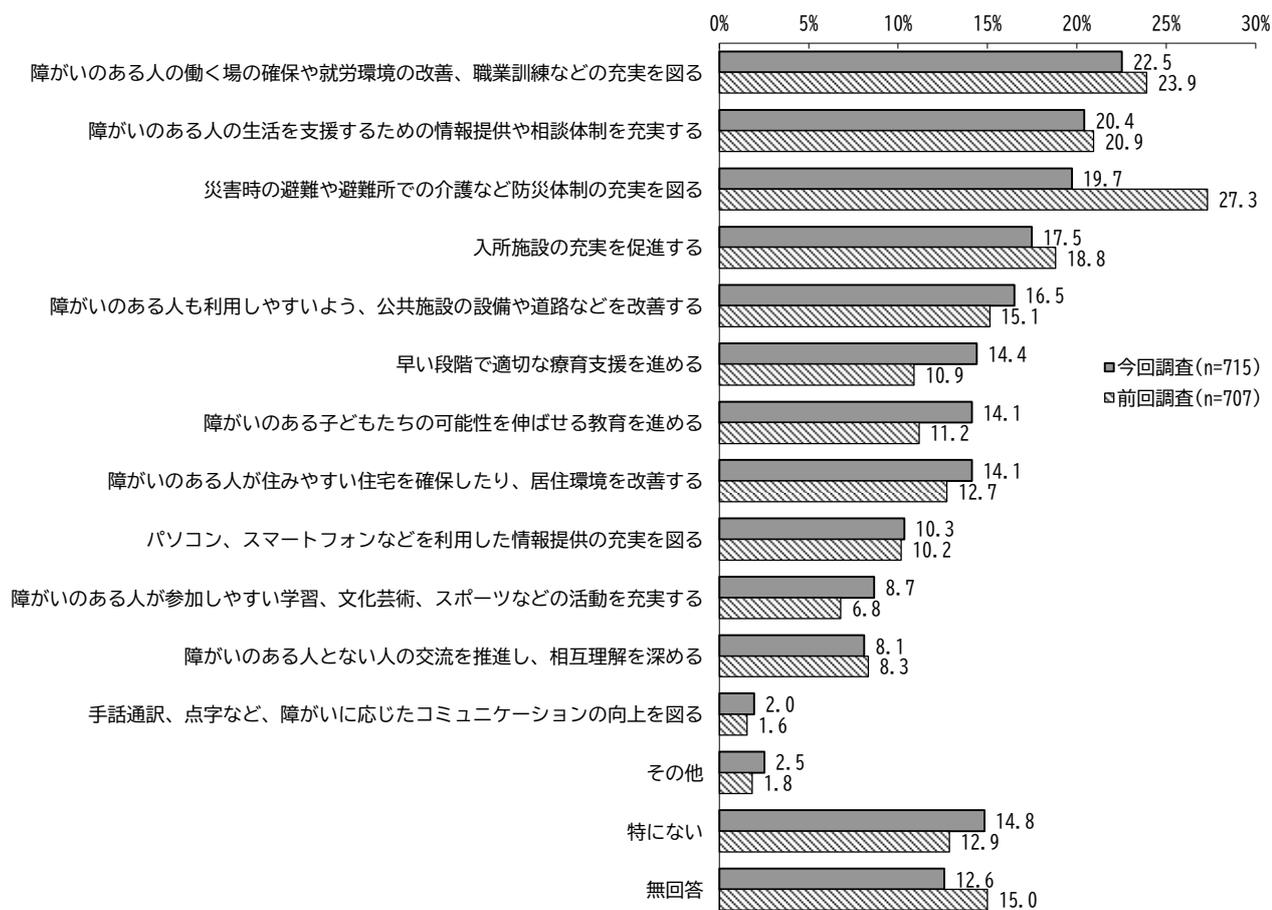


### 【属性別】

属性\選択肢	生きがい・充実を感じている	仲間・友人ができた	心身が疲れる	自分の時間が持てない	経済的負担が大きい	仕事・家事・勉強等が十分にできない	自分が介助できなくなった場合のことが不安	わからない	その他	無回答
全体(n=520)	9.6	2.9	25.0	12.7	16.2	9.6	45.0	23.3	4.4	8.5
手帳等の別										
身体(n=361)	6.9	2.8	25.5	13.9	13.9	8.0	41.8	26.6	4.2	8.9
療育(n=77)	28.6	5.2	26.0	9.1	14.3	6.5	58.4	7.8	2.6	5.2
精神・自立支援医療(n=139)	7.9	3.6	23.0	11.5	23.7	15.1	46.0	23.7	5.8	7.9
発達障がい(n=39)	28.2	2.6	23.1	10.3	25.6	10.3	66.7	10.3	0.0	2.6
難病・特定疾患(n=27)	14.8	0.0	25.9	18.5	25.9	11.1	40.7	14.8	3.7	11.1
要介護認定(n=108)	7.4	1.9	40.7	25.0	18.5	16.7	54.6	10.2	3.7	7.4
年齢別										
0~17歳(n=23)	30.4	0.0	30.4	26.1	13.0	17.4	73.9	0.0	4.3	4.3
18~39歳(n=56)	16.1	8.9	19.6	7.1	16.1	10.7	58.9	10.7	5.4	7.1
40~64歳(n=131)	8.4	1.5	21.4	9.2	23.7	9.2	46.6	28.2	3.1	6.9
65~74歳(n=148)	5.4	3.4	29.7	18.2	18.9	10.1	42.6	24.3	4.7	9.5
75歳以上(n=156)	7.7	1.3	25.0	10.9	7.7	8.3	37.8	26.9	5.1	9.6

手帳等の別に見ると、「療育」、「発達障がい」では「生きがい・充実を感じている」、「要介護認定」では「心身が疲れる」、「自分の時間が持てない」、「発達障がい」「難病・特定疾患」では「経済的な負担が大きい」などが比較的多くなっています。年齢別に見ると、年齢が低い層ほど「自分が介助できなくなった場合のことが不安」が多くなっています。

## 12. 市の今後の施策について

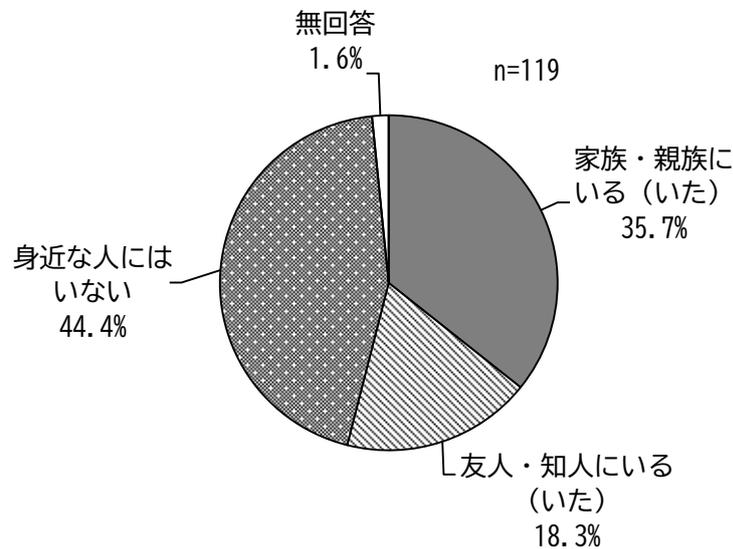


「障がいのある人の働く場の確保や就労環境の改善、職業訓練などの充実を図る」が22.5%で最も多く、以下「障がいのある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実する」が20.4%、「災害時の避難や避難所での介護など防災体制の充実を図る」が19.7%、「入所施設の充実を促進する」が17.5%、「障がいのある人も利用しやすいよう、公共施設の設備や道路などを改善する」が16.5%などとなっています。

## (2) 市民アンケート結果

### 1. 回答者の状況について

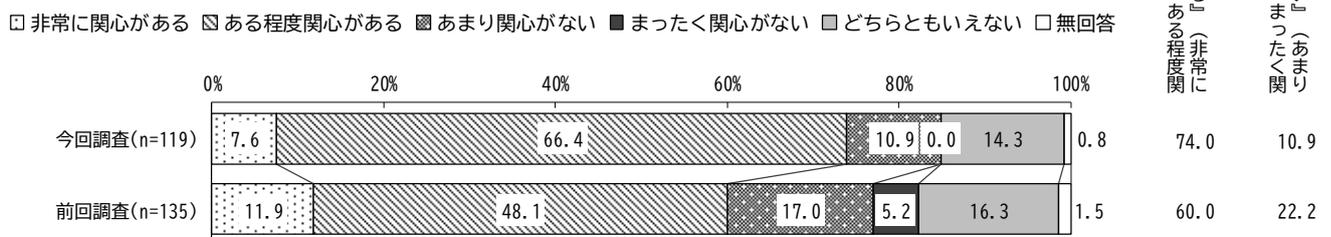
#### ①身近に障がい者の有無



「家族・親族にいる (いた)」が 35.7%、「友人・知人にいる (いた)」が 18.3%、「身近な人にはいない」が 44.4%となっています。

### 2. 障がい者福祉への関心

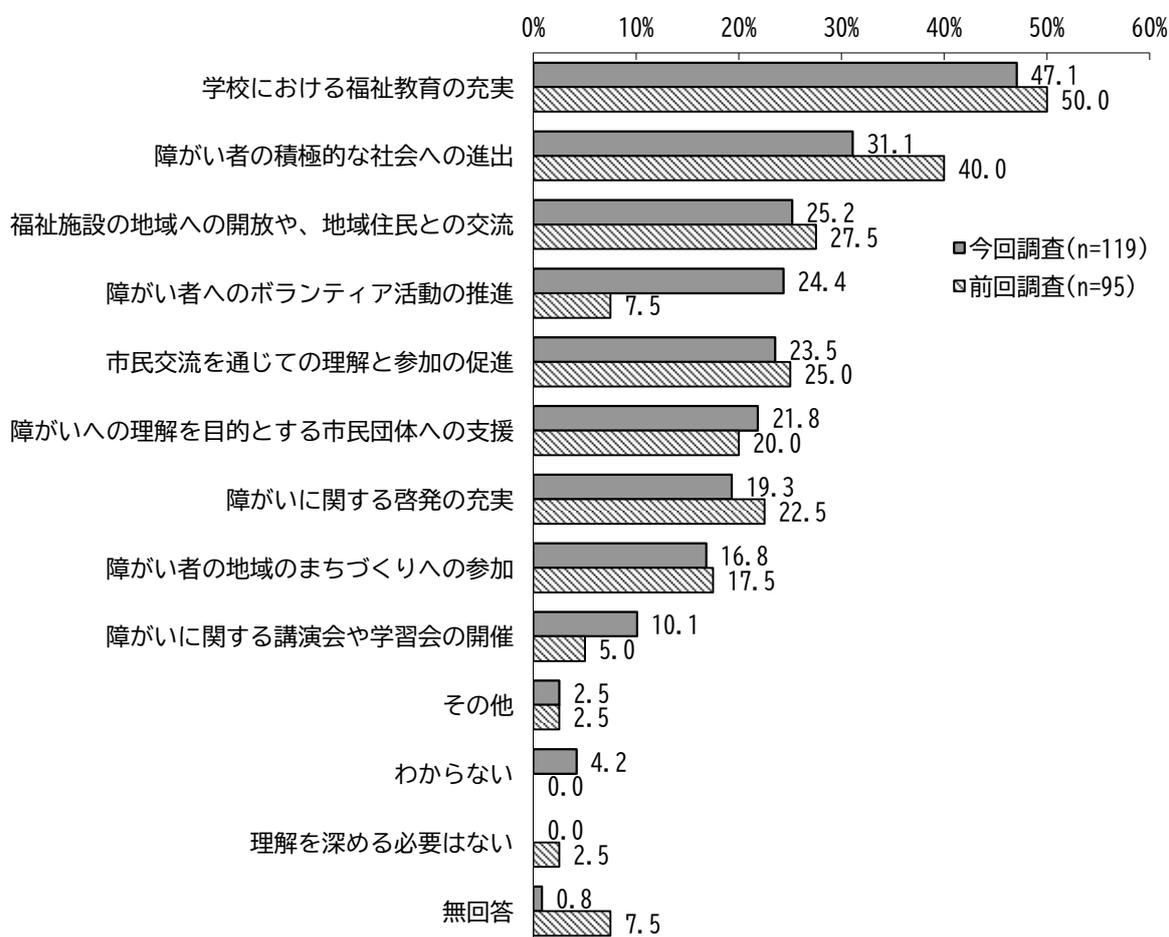
#### ①障がい者福祉への関心の有無



肯定的な回答である「非常に興味がある」と「ある程度関心がある」を合計した『関心がある』との評価は 74.0%で、否定的な回答である「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合計した『関心がない』との評価は 10.9%で、「どちらともいえない」が 14.3%となっています。

### 3. 障がい者に対する理解

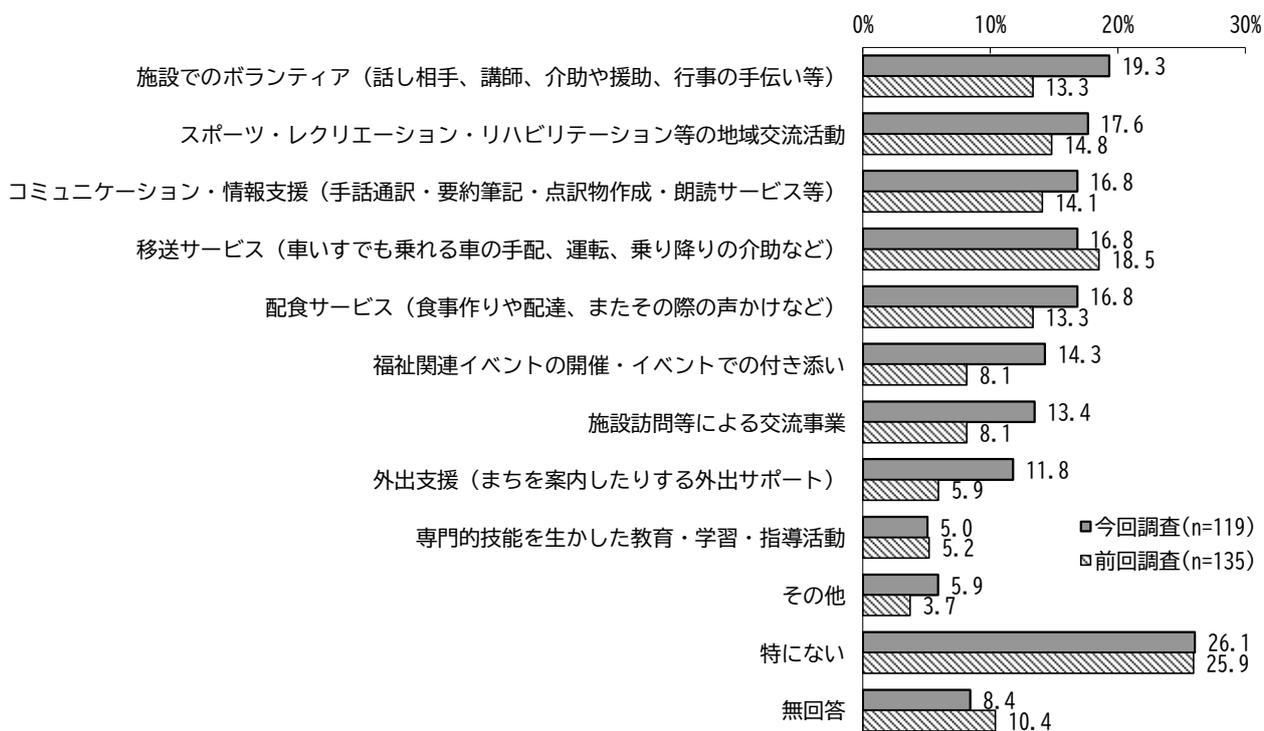
#### ①障がい者への理解を深めるために必要なこと



「学校における福祉教育の充実」が47.1%で最も多く、以下「障がい者の積極的な社会への進出」が31.1%、「福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流」が25.2%、「障がい者へのボランティア活動の推進」が24.4%などとなっています。

## 4. 障がい者への支援・ボランティアなど

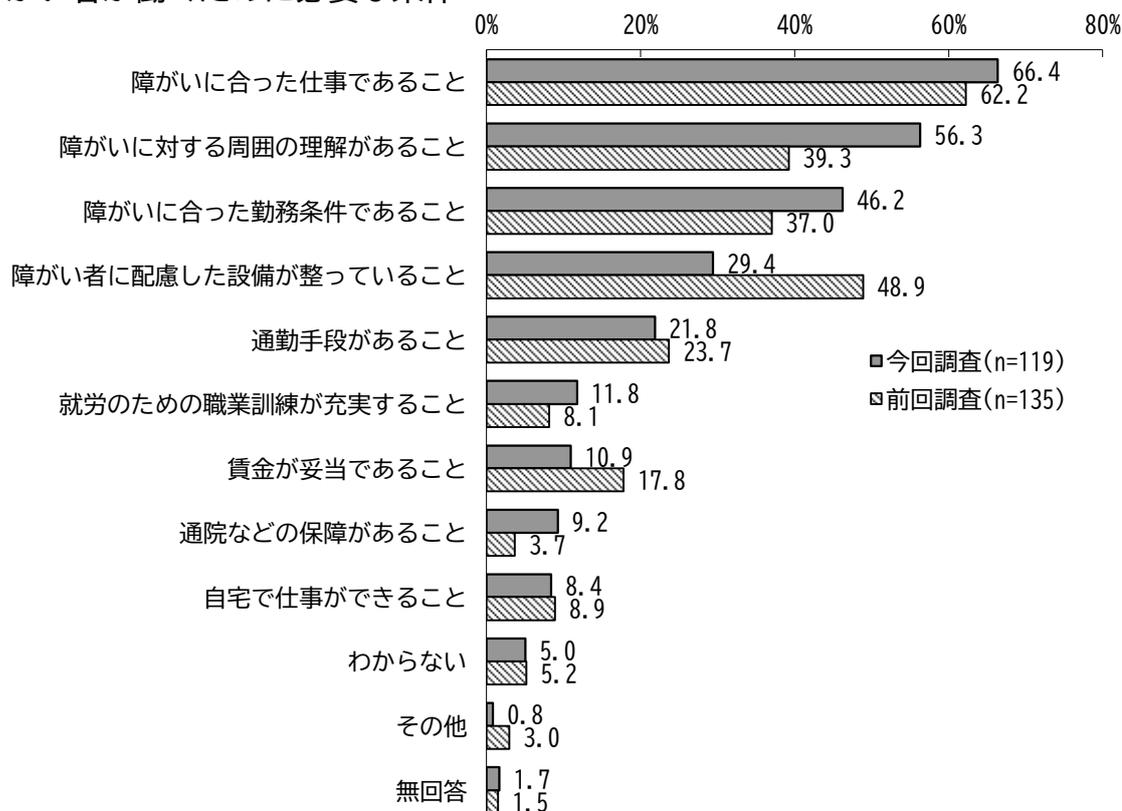
### ①行ってみたい支援や活動



「特にない」を除くと、「施設でのボランティア（話し相手、講師、介助や援助、行事の手伝い等）」が19.3%で最も多く、以下「スポーツ・レクリエーション・リハビリテーション等の地域交流活動」が17.6%、「コミュニケーション・情報支援（手話通訳・要約筆記・点訳物作成・朗読サービス等）」「移送サービス（車いすでも乗れる車の手配、運転、乗り降りの介助など）」「配食サービス（食事作りや配達、またその際の声かけなど）」が16.8%などとなっています。

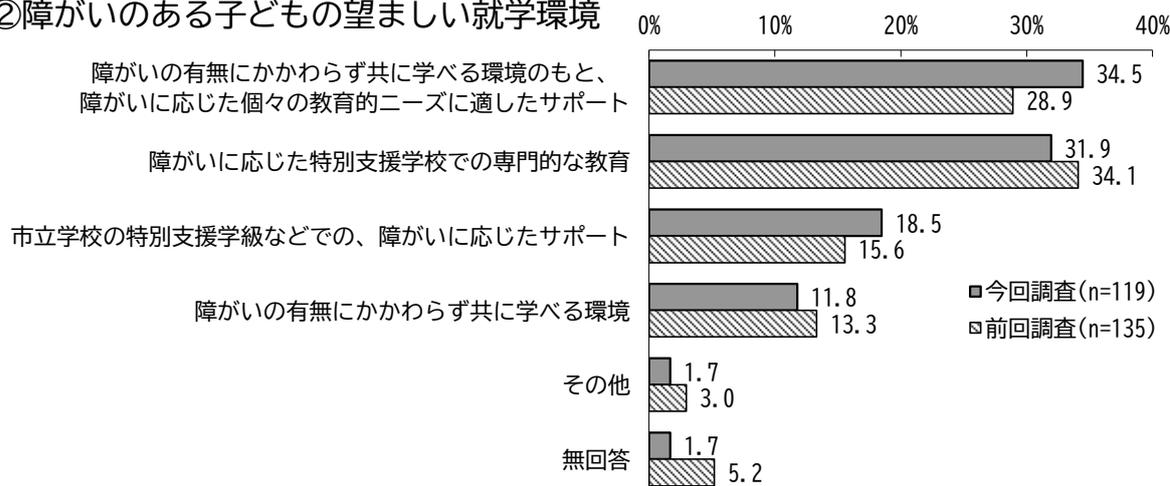
## 5. 障がい者の就労・教育

### ①障がい者が働くために必要な条件



「障がいにあった仕事であること」が 66.4%で最も多く、以下「障がいに対する周囲の理解があること」が 56.3%、「障がいにあった勤務条件であること」が 46.2%、「障がい者に配慮した設備が整っていること」が 29.4%などとなっています。

### ②障がいのある子どもの望ましい就学環境



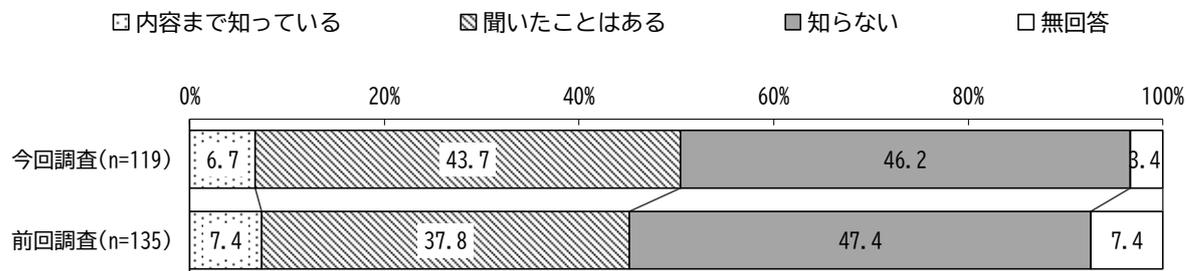
「障がいの有無にかかわらず共に学べる環境のもと、障がいに応じた個々の教育的ニーズに適したサポート」が 34.5%で最も多く、以下「障がいに応じた特別支援学校での専門的な教育」が 31.9%、「市立学校の特別支援学級などでの、障がいに応じたサポート」が 18.5%、「障がいの有無にかかわらず共に学べる環境」が 11.8%となっています。

## 6. 障がい者に関する法制度や取り組み

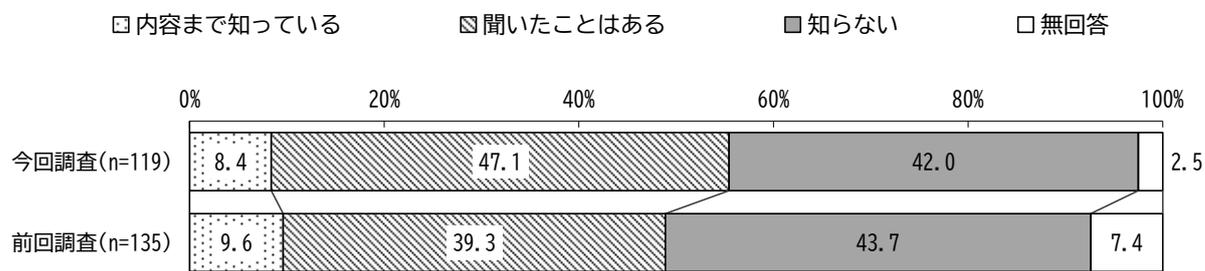
### ①障がい者に関する法制度の認知度

法制度の認知度は以下の通り。

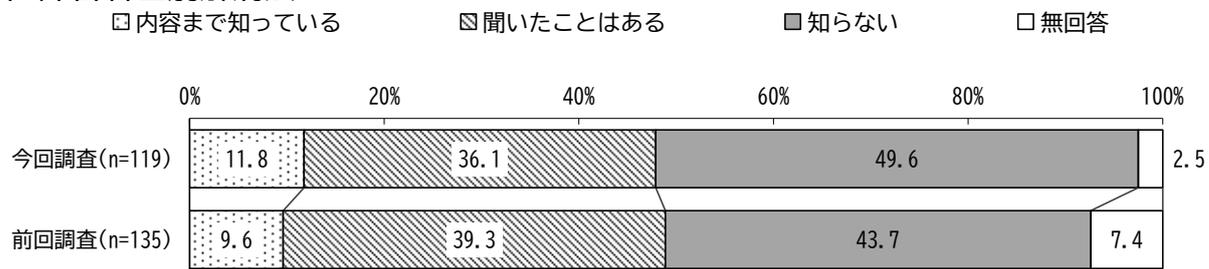
#### (ア) 障害者総合支援法



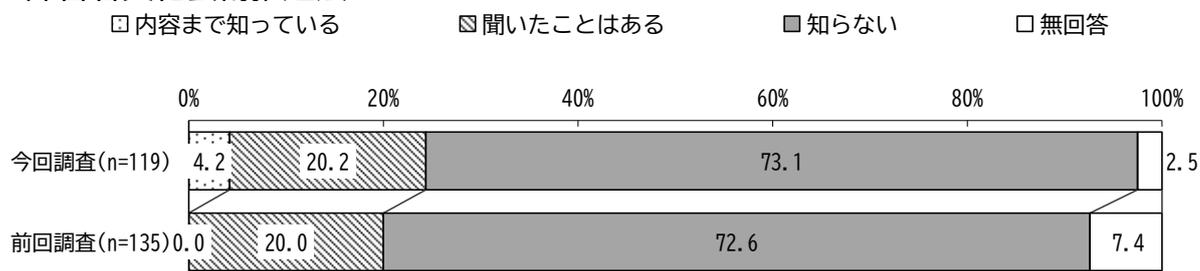
#### (イ) 障害者虐待防止法



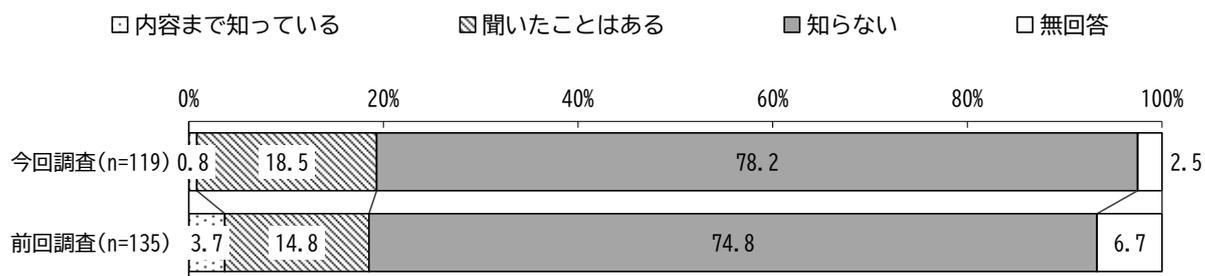
#### (ウ) 障害者差別解消法



#### (エ) 障害者文化芸術推進法



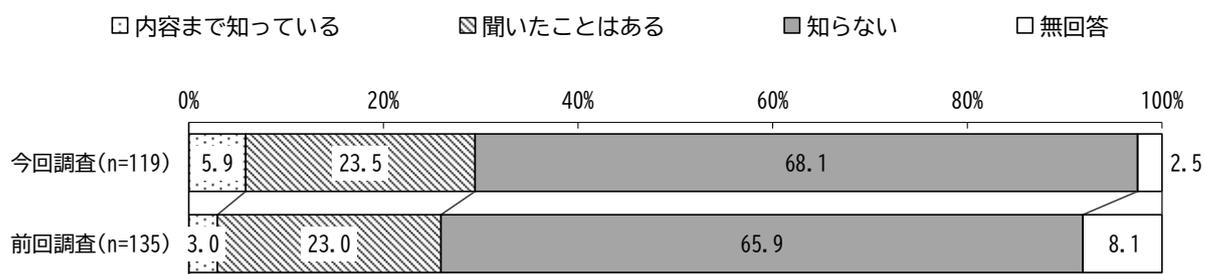
### (オ) 読書バリアフリー法



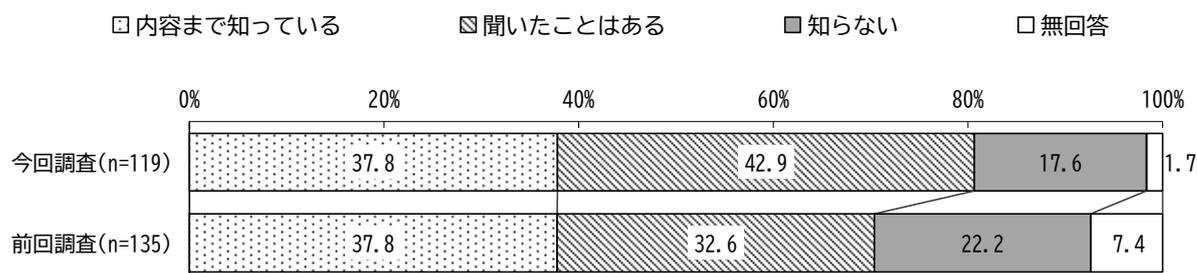
### ②障がい者に関する社会的取り組みの認知度

社会的取り組みの認知度は以下の通り。

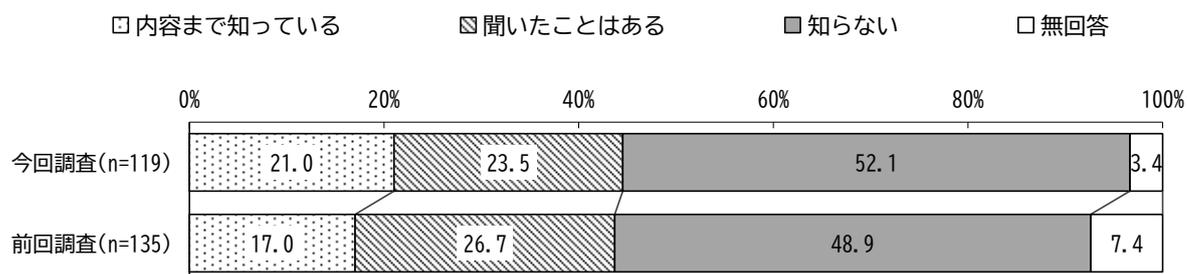
#### (カ) 障害者週間



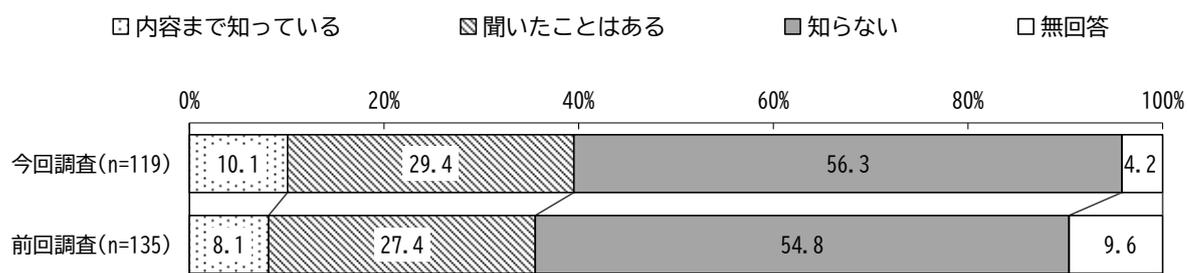
#### (キ) バリアフリー



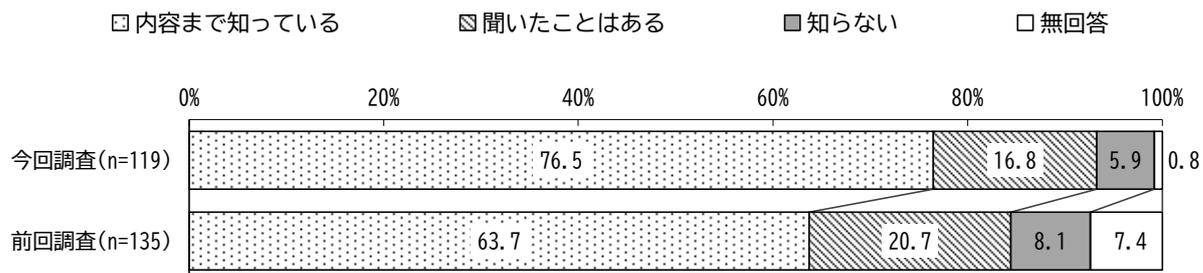
#### (ク) ユニバーサル・デザイン



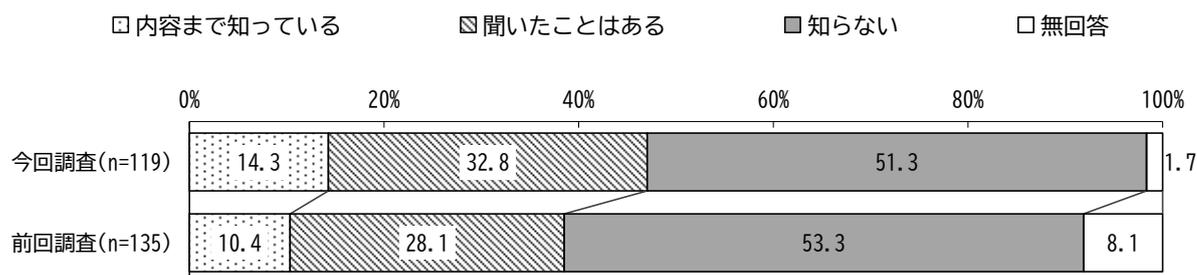
#### (ケ) 合理的配慮



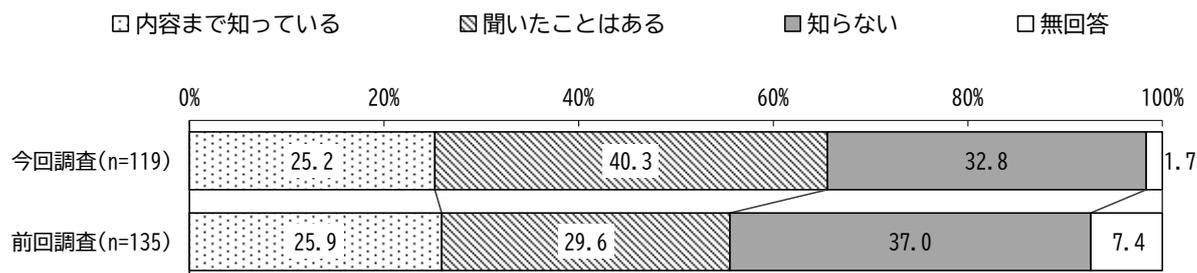
## (コ) 身体障害者用駐車スペース



## (サ) 手話通訳者派遣

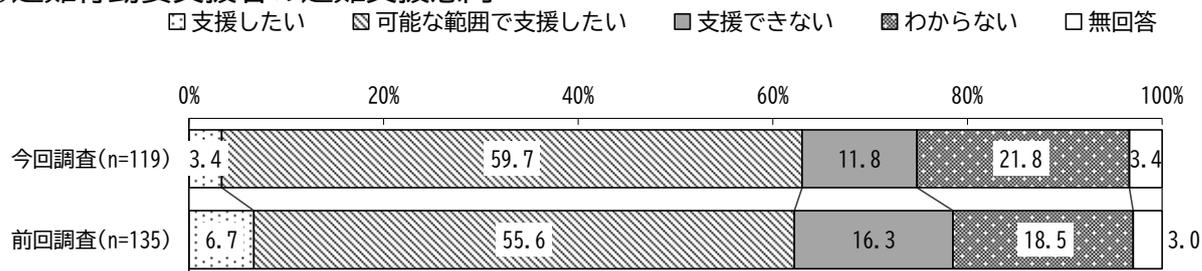


## (シ) 成年後見制度



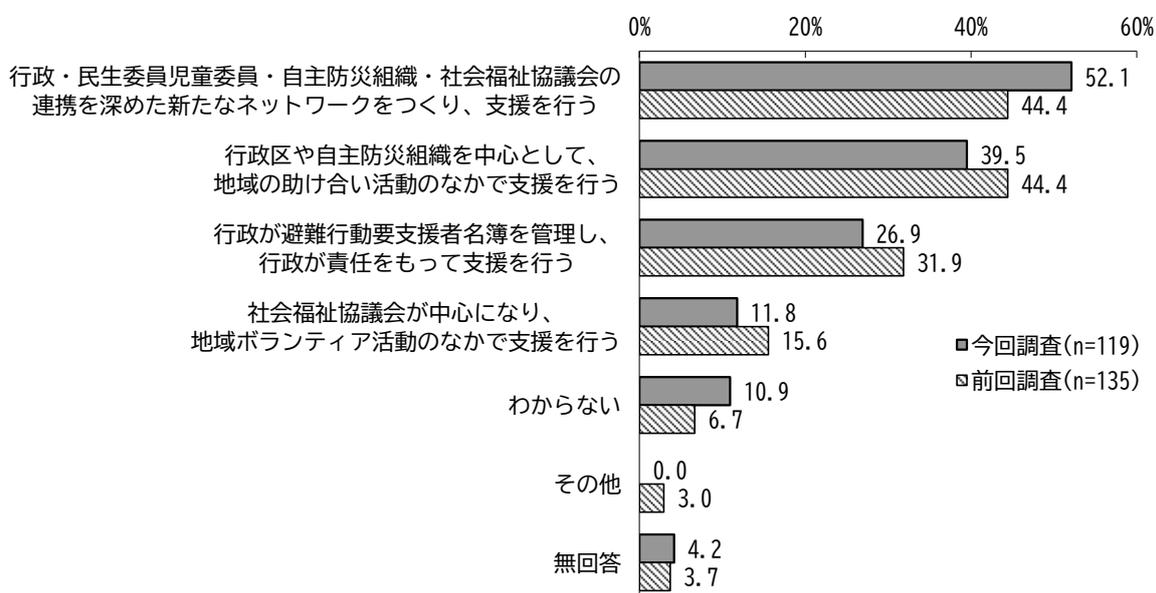
## 7. 災害時の対応について

### ①避難行動要支援者の避難支援意向



「支援したい」が3.4%、「可能な範囲で支援したい」が59.7%、「支援できない」が11.8%、「わからない」が21.8%となっています。

### ②災害時に必要な支援体制

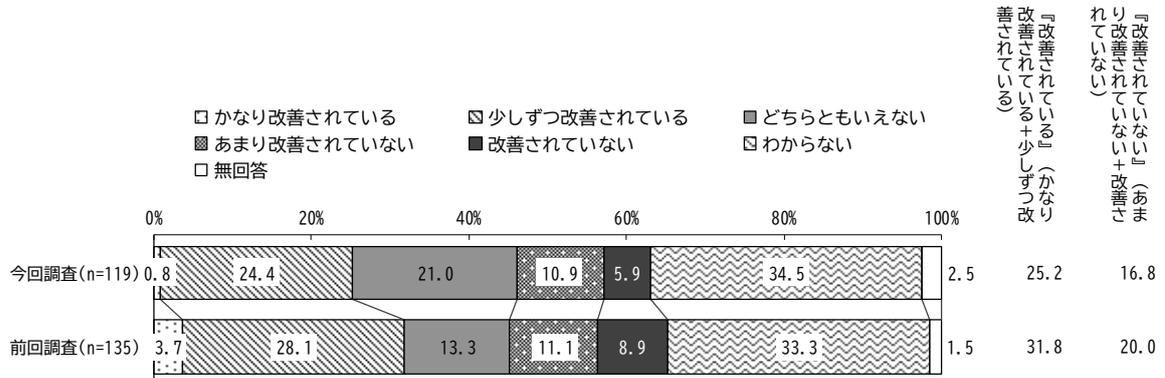


「行政・民生委員児童委員・自主防災組織・社会福祉協議会の連携を深めた新たなネットワークをつくり、支援を行う」が52.1%で最も多く、以下「行政区や自主防災組織を中心として、地域の助け合い活動のなかで支援を行う」が39.5%、「行政が避難行動要支援者名簿を管理し、行政が責任をもって支援を行う」が26.9%などとなっています。

## 8. 福祉のまちづくり・稲敷市の障がい者施策

### ①稲敷市のまちの環境

肯定的な回答である「かなり改善されている」と「少しずつ改善されている」を合計した『改善されている』との評価は 25.2%で、否定的な回答である「あまり改善されていない」と「改善されていない」を合計した『改善されていない』との評価は 16.8%で、「どちらともいえない」が 21.0%となっています。

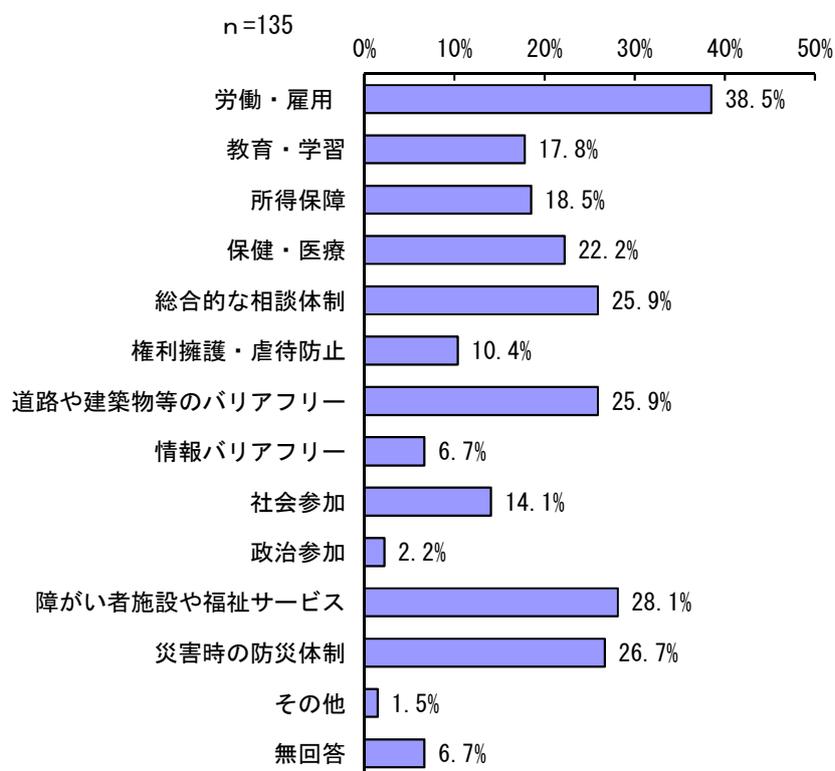


### 【属性別】

属性／選択肢	かなり改善されている	少しずつ改善されている	どちらともいえない	あまり改善されていない	改善されていない	わからない	無回答	『改善されている』	『改善されていない』
全体(n=119)	0.8	24.4	21.0	10.9	5.9	34.5	2.5	25.2	16.8
江戸崎地区(n=54)	0.0	18.5	20.4	9.3	7.4	42.6	1.9	18.5	16.7
新利根地区(n=21)	0.0	38.1	23.8	14.3	0.0	23.8	0.0	38.1	14.3
桜川地区(n=12)	0.0	25.0	33.3	0.0	8.3	25.0	8.3	25.0	8.3
東地区(n=31)	3.2	25.8	16.1	16.1	6.5	29.0	3.2	29.0	22.6

居住地域別に見ると、『改善されている』は“新利根地区”、『改善されていない』は“東地区”で多くなっています。

## ②今後強化すべき障がい者施策



今後強化することが望ましい障がい者施策は、「労働・雇用」が4割近くで最も高く、次いで「障がい者施設や福祉サービス」、「災害時の防災体制」、「総合的な相談体制」、「道路や建築物等のバリアフリー」がいずれも2割半ばを超えています。

---

## 3. 関連の法制度の動向

---

障がい者福祉の法制度は平成 17 年の「障害者自立支援法」に始まり、同法では身体障がい・知的障がい・精神障がいの 3 障がいに対して一元化したサービス提供体制を総合的かつ計画的に確保することを自治体の責務と定めています。平成 24 年に、障害者自立支援法が「障害者総合支援法」に改め、平成 28 年に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害児福祉計画の策定も義務づけられました。

～近年の障がい者をめぐる法制度等の概要～

◇ 令和 5 年 3 月…国「障害者基本計画（第 5 次）」の策定

・ 計画期間は令和 5 年度～令和 9 年度とし策定。第 4 次計画の考え方を引き継ぎながら、東京パラリンピックの開催により、進展した「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザインの街づくり」を継続し、社会的障壁のない共生社会の実現を推進することを提示。

◇ 令和 3 年 6 月…「障害者差別解消法」の一部改正

※令和 6 年 4 月施行

・ 正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。これまで民間事業者に求められていた合理的配慮の提供を努力義務から法的義務に変更。

◇ 令和 4 年 5 月…「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立

・ 正式名称「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」。障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点で得られるよう情報通信技術を活用し、情報取得の手段を選択できるようにすることを規定。

◇ 令和 4 年 6 月…「児童福祉法」の一部改正

※令和 6 年 4 月施行

・ 児童虐待の相談件数の増加などを背景に子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化などを実施。合わせて児童発達支援センターの機能強化や類型（福祉型・医療型）の一元化を実施。障害児入所施設からの円滑な移行体制の構築と 22 歳までの利用継続を規定。

◇ 令和 4 年 12 月…「障害者総合支援法」等の一部改正

※令和 6 年 4 月施行

・ 正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がい者の地域生活の支援体制の充実や障がい者雇用と就労支援の推進等の措置を規定。

# 第3章

---

計画の基本的な考え方

---



# 1. 計画の基本理念と将来像

前計画においては、障がいのある人、障がいのない人がともに活動し生活する社会が“あたりまえ（ノーマル）”の姿であるという「ノーマライゼーション」の考え方と、障がいのある人が、心身機能の回復だけではなく、情報や場所へのアクセス、教育機会や就労の場を通していきいきとした生活を送り、社会生活におけるあらゆる場面での主体的参加の実現をめざす「リハビリテーション」の考え方をバリアフリーという言葉にまとめ、基本理念に掲げていました。

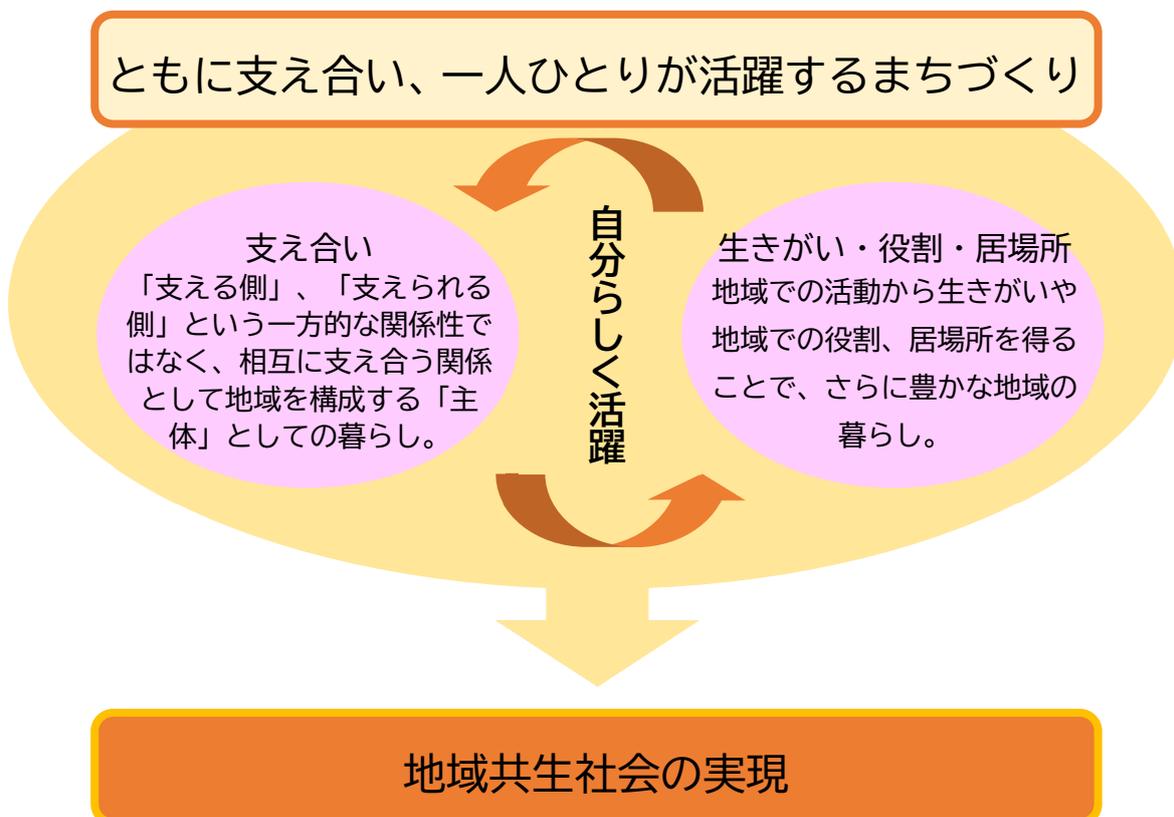
本計画の基本理念は「ともに支え合い、一人ひとりが活躍するまちづくり」に決めました。これは前計画の基本理念を継承しながらも、近年の福祉に対する総合的な考え方である「地域共生社会の実現」に沿うものとなっています。

地域共生社会とは、障がいの有無によらず、地域住民を互いに支え合う「主体」として捉え、必要な支援を得ながら一人ひとりが持つ能力と個性を發揮して積極的に地域社会に参加できる社会を指しています。

地域共生社会の実現には、一人ひとりが地域での支援を受けながら、自分にあった地域社会への参加が重要となっています。地域社会への参加によって、生きがいや地域での役割・居場所を得ることができ、住み慣れた地域での生活の満足度が向上するだけでなく、地域社会への参加は地域の担い手の醸成や増加に繋がり、支え合いの地域づくりの助けになる好循環が生まれます。

市は前計画に引き続き、各種障がい者施策を推進しながら、一人ひとりが支え合い、自分らしく活躍できるまちづくりに取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

## 〈基本理念〉



---

## 2. 計画の基本方針と視点

---

「ともに支え合い、一人ひとりが活躍するまちづくり」を実現するための基本方針を定めま  
す。

### 〈基本方針〉

#### ・ 住み慣れた地域生活の支援

障がい者が、住み慣れた地域で自立して安心できる生活を送るために、行政、福祉サービス提  
供事業者、関係団体等がさまざまなサービスや事業を通じて支援するとともに、身近な地域に住  
む市民がお互いに理解しあい、尊重しあい、支えあうことで、住み良い地域社会をつくってい  
きます。

#### ・ 障がい者一人ひとりの個性や状況に沿ったサービスの提供

一人ひとりの障がいの個性や状況を踏まえて、障がいのある人の心身の状態やニーズに寄り添  
った適切なサービスを提供していきます。

### 〈視 点〉

計画の推進にあたっては、次の視点を踏まえて取り組んでいきます。

#### ・ 権利擁護と意思決定支援

成年後見制度をはじめとした各種権利擁護の周知・啓発や障がい者本人の意思に沿ったサービ  
ス等に努めることで、障がい者だけでなく市民全体の人権意識を高め、障がい者理解へと繋げま  
す。

#### ・ アクセシビリティの充実

ユニバーサルデザインを取り入れるなど、アクセスのしやすい環境を整えるとともに、情報提  
供などハードとソフトの両面から障がい者だけでなく、市民のアクセシビリティの向上に努め、  
交流や社会参加を促します。

#### ・ 地域共生社会の実現

市、福祉サービス提供事業者、関係団体などだけではなく、NPO、ボランティア、自治会、  
商店など、地域に住み、働き、活動する、地域のさまざまな人たちとの協働による、障がい者へ  
の支援と地域活動への参加促進を図ります。

#### ・ 総合的な相談・支援体制の整備

近年、複合化、多様化する福祉課題や市や市が行う障がい者施策の狭間にある方への支援を行  
うため、総合的な相談・支援体制の整備に努めます。

# 第4章

---

施策の内容

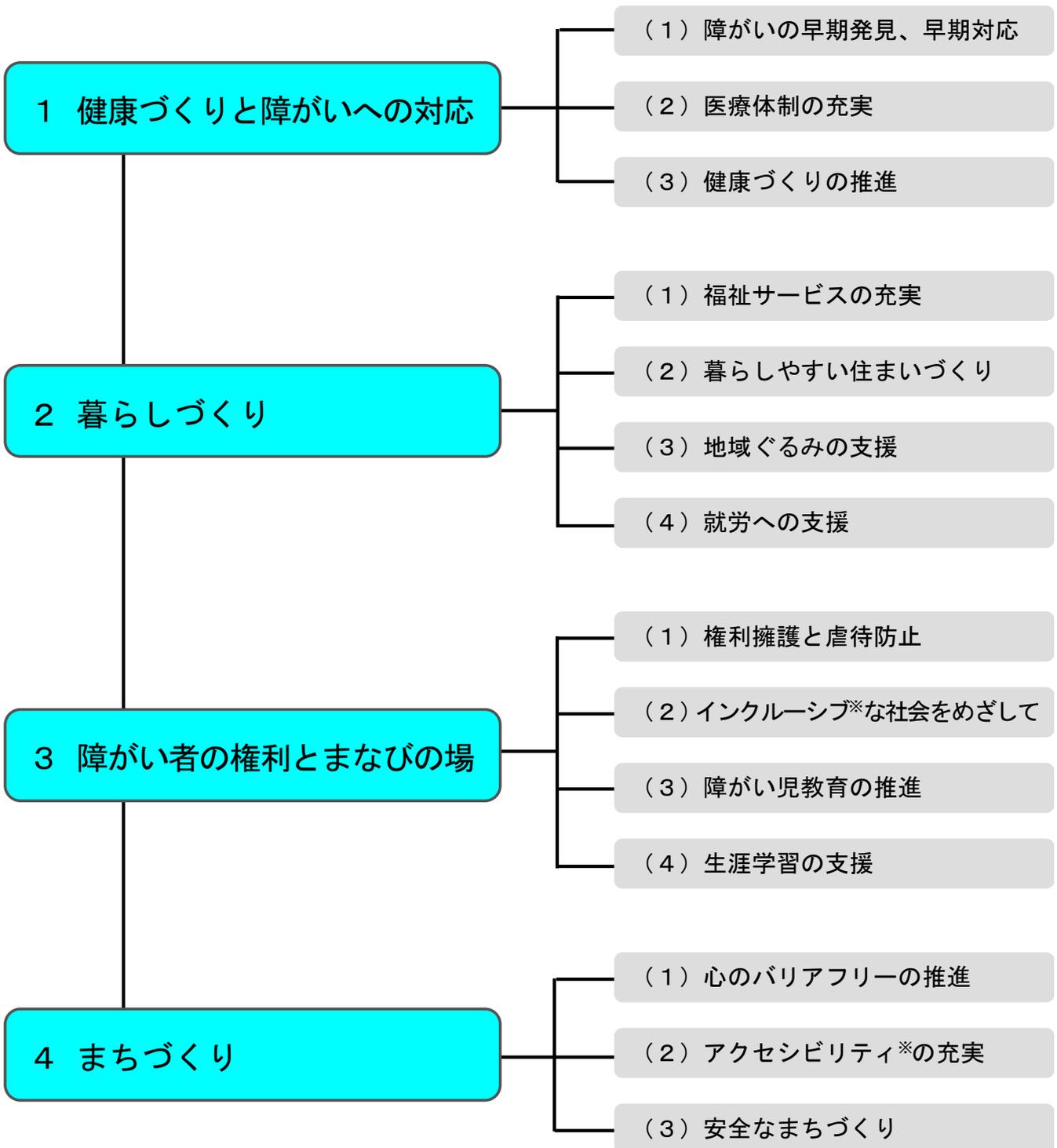
---



◇ 施策の体系図

基本目標

基本施策



※インクルーシブ……………障がいの有無に関わらず、地域に受け入れられ、必要な援助を提供されながら、教育を受けることができること

※アクセシビリティ……………年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

## 基本目標1 健康づくりと障がいへの対応

### (1) 障がいの早期発見、早期対応

#### ① 母子保健事業の充実

##### 【施策の方向】

- ・乳幼児健診の機会の充実、受診の促進を図るとともに、関係機関との連携により障がいの早期発見、早期対応に努めます。
- ・乳幼児健診、歯科健診時に心理相談員を配置し、障がいの早期発見に努めます。
- ・予防接種の受診を促進します。
- ・きめ細かい新生児（赤ちゃん）訪問に努めるとともに、育児教室等により乳幼児の健全な発育を支援します。
- ・出産後も安心して子育てができる支援体制の確保に努めます。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
乳幼児健診の実施	3か月、1歳6か月、2歳、3歳児健診を実施します。	健康増進課
心理相談員の配置	1歳6か月、2歳、3歳児健診においては心理相談員を配置するなど、保護者の相談しやすい環境を整えます。	健康増進課
予防接種の実施	定期予防接種及び法定外予防接種を実施します。	健康増進課
赤ちゃん訪問の実施	お子さんが誕生したご家庭に保健師が訪問し、計測や、育児相談を行います。	健康増進課
育児教室の開催	乳幼児期の食事等の講座や相談を受ける育児教室を開催します。	健康増進課
産後ケア	出産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	健康増進課

## ② 療育の充実

### 【施策の方向】

- ・関係機関が連携し、親子相談、発達相談、就学に向けた相談など、相談機会を提供します。
- ・各種の相談機関や保育所、幼稚園、学校等との連携を強化し、障がいの早期発見と適切な対応に努めます。
- ・集団の療育教室を実施し、発育・発達の状況に応じた適切な療育の提供に努めます。

### 【個別事業・取組】

事業・取組名	内容	所管課
療育相談の実施	必要に応じて、個別の療育相談（親子相談）を実施します。	健康増進課
地域自立支援協議会での幼児期等早期支援部会の開催	地域自立支援協議会（幼児期等早期支援部会）において、協議を実施します。	社会福祉課
家庭相談員による相談の実施	担当課による連携を行い、家庭相談員による相談を実施します。	こども支援課
相談機会の提供	幼稚園や学校等、教育機関における相談機会を提供します。	指導室（教育委員会）
相談支援ファイルの周知・啓発	保護者向けに相談支援ファイルの周知・啓発を行います。	指導室（教育委員会）
のびのび広場	集団の療育教室（のびのび広場）を実施します。	健康増進課

### ③ 障がい児保育の充実

#### 【施策の方向】

- ・市内の公・私立保育所において障がい児保育を推進できるよう、受入れ体制の充実に努めます。
- ・保育士の障がい児保育に必要な専門的な知識、技能等の習得を図ります。
- ・発達検査の依頼増加に対して、対応できる臨床発達心理士の増員に努めます。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組名	内容	所管課
障がい児受入れ体制の充実	障がい児受入れを推進するため、私立保育園に補助金を交付します。	学務管理課
心理相談員の巡回	市内にある公立2か所・私立1か所の認定こども園、2か所の私立保育園、1か所の小規模保育事業所を、心理相談員が巡回し、支援を行います。	学務管理課
臨床発達心理士による一人ひとりの状況に応じた対応	臨床発達心理士が学校の巡回訪問や保護者相談を行い、状況に応じた支援を図ります。	指導室（教育委員会）

### ④ 安全・安心の妊娠・出産への支援

#### 【施策の方向】

- ・マタニティスクール、訪問指導等の内容の充実と参加促進を図り、妊婦の安全・安心な出産への支援を図ります。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組名	内容	所管課
マタニティスクールの開催	妊婦の安全・安心な出産をめざし、マタニティスクールを開催します。	健康増進課

### ⑤ 子育てへの支援

- ・子育てに関する学習機会、相談の充実や親子の交流機会の確保など、子育てへの支援を図ります。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組名	内容	所管課
各種講座の開催	子育て講座やリフレッシュ講座等を開催します。	こども支援課
あそびの広場の実施	子育て支援センターにおいてふれあい遊び・絵本の読み聞かせを行う「あそびの広場」を実施します。	こども支援課

## (2) 医療体制の充実

### ① 救急医療体制の充実

#### 【施策の方向】

- ・ 医師会、歯科医師会等と連携し、救急休日・夜間医療体制、小児救急医療体制の充実を促進します。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
救急医療体制の充実	近隣市町村と連携し、休日当番医、小児救急輪番、夜間病院群輪番制を実施します。	健康増進課

### ② 各自の状況に適した医療の充実

#### 【施策の方向】

- ・ 「こころの相談」等、精神保健に関する課題を抱えた住民からの相談を通して、適切な医療へつなげることを促進します。
- ・ 自立支援医療等の周知に努め、利用を促進します。
- ・ 医療機関や保健所等と連携し、在宅の難病患者の状況に応じた支援を促進します。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
各種専門職による相談・訪問	社会福祉士、精神保健福祉士など、専門職による相談・訪問を実施します。	社会福祉課
医療面での経済的支援の実施	自立支援医療制度に伴う医療費の一部負担や難病患者支援費の支給などの医療面での経済的支援を実施します。	社会福祉課
各種制度等の周知	自立支援医療制度や難病患者支援費などの医療面での各種制度等の周知に努めます。	社会福祉課

### (3) 健康づくりの推進

---

#### ① 健康診断、各種検診等の充実

##### 【施策の方向】

- ・多くの人が受けやすいよう、各種健康診査の機会の充実を図るとともに、精密検査を受ける必要がある方への受診推奨、健康相談等の充実を図ります。
- ・予防接種の受診を促進します。(再掲)

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
がん検診の実施	胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん等各種がん検診の受診の機会の充実を図ります。	健康増進課
予防接種の実施 (再掲)	定期予防接種及び法定外予防接種を実施します。	健康増進課

#### ② 健康相談、健康教育の充実

##### 【施策の方向】

- ・身近な場で相談しやすい健康相談機会を充実するとともに、健康教育の内容の充実を図ります。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
各種教室の実施	糖尿病教室、高血圧教室、メタボ予防教室等を実施します。	健康増進課

## 基本目標2 暮らしづくり

### (1) 福祉サービスの充実

#### ① 相談支援の充実

##### 【施策の方向】

- ・障がい者がさまざまなサービスを適切に利用できるよう、相談支援の充実に努めます。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
地域自立支援協議会の開催	地域自立支援協議会において情報交換の機会を確保するとともに、相談支援ネットワークを通して、相談支援事業所を支援します。	社会福祉課
障がい福祉サービスの利用の促進	障がい福祉サービスについて広報や窓口相談の機会を通して、広く周知に努め、利用を促進します。	社会福祉課

#### ② サービスの質の向上と人材の育成

##### 【施策の方向】

- ・サービス提供事業者、関係機関との交流、情報交換の機会を確保し、サービスの質の向上を図ります。
- ・障がいの特性に対応できる福祉人材の育成支援を促進します。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
サービス従事者研修会等の実施	サービス従事者研修等を実施し、サービスの質の向上を図ります。	社会福祉課

#### ③ 事業者の参入促進

##### 【施策の方向】

- ・障がい者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、NPOなど多様な提供主体の参入を促進します。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
事業者の参入促進	地域自立支援協議会の活動を通じて参入を促進し、サービス事業所の支援を実施します。	社会福祉課

#### ④ 近隣市町村等との連携

##### 【施策の方向】

- ・ 県、近隣市町村等との連携を強化し、地域全体の福祉サービス提供体制の向上を図ります。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
近隣市町村等との連携	近隣市町村と連携し、地域活動支援センターを共同委託します。また、情報交換会を開催し、地域全体の福祉サービス提供体制の向上を図ります。	社会福祉課

## (2) 暮らしやすい住まいづくり

### ① グループホームの確保

#### 【施策の方向】

- ・福祉サービス提供事業者のグループホームへの参入を促進します。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
事業者の参入促進 (再掲)	地域自立支援協議会の活動を通じて参入を促進し、サービス事業所の支援を実施します。	社会福祉課

### ② 公共住宅等の住みやすさの向上

#### 【施策の方向】

- ・障がい者や高齢者等が利用しやすいよう、公共賃貸住宅の床面の段差の解消、手すりの整備など、施設・設備に努めます。
- ・障がい者等が優先的に入居できる公共賃貸住宅の供給を図ります。
- ・住宅改修を促進し、障がい者が住みやすい住宅環境を推進します。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
住宅改修の実施	住宅改修の支援をするとともに、その周知に努めます。	社会福祉課
公共住宅のバリアフリー化の実施	既存住宅については、入居者から個別に相談を受け付け、必要に応じて住宅改修の推進を行います。	建設課
バリアフリー化した公共賃貸住宅の供給	今後、新規に公共住宅を建設する場合には、バリアフリーを盛り込んだ建設計画とします。	建設課

### (3) 地域ぐるみの支援

#### ① 家族や関係団体への地域での活動支援

##### 【施策の方向】

- ・ 介護者の負担を軽減するため、障がい福祉サービスなどの充実を図ります。
- ・ 障がい者及びその家族と行政等との意見交換、交流機会を確保するとともに、活動支援を通じ、当事者団体の育成を図ります。
- ・ 計画相談支援の充実を図り、障がい者と家族の支援に努めます。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
相互支援の場所づくりと団体への支援	当事者同士が情報交換（相互支援）を行える場所づくりを推進し、PTAや団体に対し、活動協力するなど支援の機会を確保します。	社会福祉課
計画相談支援の実施	障がい福祉サービスである計画相談支援を実施するとともに、その充実に努め、障がい者と家族への支援を促進します。	社会福祉課

#### ② 民生委員の活動への支援

##### 【施策の方向】

- ・ 地区民生委員の活動を支援し、地域における障がい者を的確に把握するとともに、必要な福祉サービスの利用につなげていきます。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
地区民生委員の研修の実施	地区民生委員に対し障害者手帳及び障がい福祉制度に関する研修を実施するとともに、地域における見守りの役割についても啓発します。	社会福祉課

## (4) 就労への支援

### ① 事業所等における就労機会の拡充

#### 【施策の方向】

- ・事業所やハローワークなど関係機関と連携し、民間企業における就労機会の充実に促進します。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
協力体制の強化	ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの協力体制を強化し、就労機会の充実に努めます。	社会福祉課

### ② 就労系サービスの充実

#### 【施策の方向】

- ・障がい者が就労に必要な知識・能力の向上を図ることができるよう、就労移行支援事業への事業者の参入を促進します。
- ・通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の就労機会及び就労に必要な知識・能力の向上を図ることができるよう、就労継続支援事業への事業者の参入を促進します。
- ・障がい者が職場になじみ、能力を生かして働くことができるよう、関係機関と連携し、職場適応援助者（ジョブコーチ）等の支援制度利用や障害者就業・生活支援センターの利用を促進します。
- ・ハートピアいなしき等の事業所や市内企業の協力のもと、障がいのある生徒等の職場体験、実習、就業に必要な訓練等を推進します。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
就労移行支援事業所の参入	市内に障がい福祉サービスである就労移行支援事業所の参入を促進します。	社会福祉課
就労継続支援事業所の参入	市内に障がい福祉サービスである就労継続支援の事業所の参入を促進します。	社会福祉課
就労の場の確保に向けた様々な制度等の活用	職場適応援助者（ジョブコーチ）等の支援制度の活用や障害者就業・生活支援センターの利用を促進し、能力を活かした就労の場の確保に努めます。	社会福祉課
就労に向けた関係機関との連携	ハートピアいなしきにおいて実習の受入れを実施するとともに、特別支援学校等関連機関との連携を深めます。	社会福祉課

### ③ 優先調達推進

#### 【施策の方向】

- ・ 障害者就労施設等の受注の機会を確保し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
物品に対する受注 機会の確保	障害者就労施設等の供給物品に対し、市が率先して受注機会の確保に努めます。	全庁

## 基本目標3 障がい者の権利とまなびの場

### (1) 権利擁護と虐待防止

#### ① 虐待防止の推進

##### 【施策の方向】

- ・障がい者への虐待に対し、相談窓口を設け、速やかな対応ができる体制を作るとともに、虐待防止に向けた啓発を行います。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
虐待防止の推進	社会福祉課が障害者虐待防止センターの相談窓口となり、速やかな対応に努めるとともに、虐待防止に向けた啓発の実施を行います。	社会福祉課

#### ② 差別解消の推進

##### 【施策の方向】

- ・障がい者への不当な差別的取り扱いと合理的配慮についての理解を広げる啓発を行います。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
障がい者差別の解消	障害者差別解消法で規定された「合理的配慮」の提供義務化について、周知・啓発を行います。	社会福祉課

### ③ 各種権利擁護制度の推進

#### 【施策の方向】

- ・ 成年後見制度の周知・啓発を行い、知的障がい、その他の精神上的の障がいによって判断能力が不十分な人の権利や財産の擁護に取り組みます。
- ・ 判断能力が十分でない知的障がい、その他の精神上的の障がいある人の自立した生活を支えるため、日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用援助（代行、代理、情報提供）などの利用の支援に取り組みます。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
成年後見制度の周知・啓発	成年後見制度の利用促進のため、周知・啓発を行います。	高齢福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業の実施	成年後見制度利用支援事業では、申立可能な親族等が不在である者の申立てに関する支援や、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な者に対する助成を行います。	高齢福祉課 社会福祉課
日常生活自立支援事業の利用支援	社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（日常的な金銭管理、福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助）の利用支援に取り組みます。	社会福祉協議会 （社会福祉課）

## (2) インクルーシブな社会をめざして

---

### ① 福祉教育の充実

#### 【施策の方向】

- ・小・中学校における社会科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間などを活用して、ボランティア体験活動などの福祉教育の充実を図ります。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
福祉施設訪問	小・中学校における社会科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間などを活用し、福祉施設の訪問を行います。	指導室 (教育委員会)

### ② 交流の推進

#### 【施策の方向】

- ・障がいの有無にかかわらず、子どもたちがお互いに理解しあえるよう、交流機会の充実を図ります。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
交流学級の実施	個々に応じた時間割編成により交流学級で授業を受けられるようにします。	指導室 (教育委員会)

### ③ 支援体制の充実

#### 【施策の方向】

- ・障がい者一人ひとりの状況に応じた支援ができるよう、特別支援教育支援員の配置、特別支援担当指導主事の訪問、個別の教育支援計画の策定、特別支援教育支援員の研修機会の確保など、特別支援教育の体制の充実を図ります。
- ・学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など障がいの多様化に対応し、子どもたち一人ひとりの障がいの状況に応じた支援を行います。
- ・発達検査の依頼増加に対して、対応できる臨床発達心理士の増員に努めます。  
（再掲）

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
一人ひとりの状況に応じた学習体制の支援	一人ひとりの状況に応じた学習体制を支援するため、特別支援教育支援員や学校教育支援員の配置、計画訪問の実施や指導計画の作成を行います。	指導室 (教育委員会) 学務管理課
心理相談員の巡回 (再掲)	市内にある公立2か所・私立1か所の認定こども園、2か所の私立保育園、1か所の小規模保育事業所を、心理相談員が巡回し、支援を行います。	学務管理課
臨床発達心理士による一人ひとりの状況に応じた対応 (再掲)	臨床発達心理士が学校の巡回訪問や保護者相談を行い、状況に応じた支援を行います。	指導室 (教育委員会)

### (3) 障がい児教育の推進

#### ① 幼稚園教育の充実

##### 【施策の方向】

- ・幼稚園教諭の障がい児教育に必要な専門的な知識、技能等の習得を図ります。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
各種専門職の活用	臨床発達心理士の派遣や指導主事による計画訪問を実施することにより、幼稚園教育の充実を図ります。	指導室 (教育委員会)

#### ② 特別支援学校との連携

##### 【施策の方向】

- ・小・中学校と特別支援学校との連携を強化し、小・中学校における特別支援教育の向上を図ります。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
特別支援教育巡回相談の実施	専門家が、実際に学校を訪問し、現場の先生方とともに子どもたちの支援の方法を検討する特別支援教育巡回相談を実施します。	指導室 (教育委員会)

#### ③ 放課後児童クラブの充実

##### 【施策の方向】

- ・学校の放課後等に、障がい児が様々な活動を行うとともに、保護者の負担軽減を図るため、放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ体制の整備、活動指導者の育成・確保を図ります。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
児童クラブの体制の充実	児童クラブにおいて指導員の加配を検討します。また、心理相談員が巡回するなど、体制の充実に努めます。	こども支援課

#### ④ 教育・保育施設の充実

##### 【施策の方向】

- ・保護者の意見を取り入れる機会を設けるなど、障がい児が利用しやすい幼稚園や保育所、学校施設等の施設・設備の改善を図ります。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
施設・設備の改善	保護者の意見を取り入れる機会を設けるなど、障がい児が利用しやすい幼稚園や保育所、学校施設等の施設・設備の改善を図ります。	学務管理課

#### ⑤ 教職員の資質の向上

##### 【施策の方向】

- ・学校教職員の各種研修会への参加を促進し、障がい児教育についての資質の向上を図ります。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
研修の実施と参加機会の充実	市教育委員会において研修を実施するとともに、県教育研修センター主催研修への参加を啓発するなど、参加機会の充実に努めます。	指導室 (教育委員会)

## (4) 生涯学習の支援

### ① 各種イベントの活動促進

#### 【施策の方向】

- ・障がい者スポーツに対する理解を深めるための啓発活動や普及促進に努めます。
- ・各種スポーツ大会等におけるボランティアの参画を促進します。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
地域・県身体障害者スポーツ大会への参加	地域・県身体障害者スポーツ大会への参加を行います。	社会福祉課
スポーツ大会等へのボランティア派遣	スポーツ大会等へのボランティア派遣を支援します。	社会福祉課
障がい者スポーツの啓発活動	障がい者スポーツに対する理解を深めるための啓発活動や普及促進に努めます。	スポーツ振興課

### ② 学習の講座・教室等の充実

#### 【施策の方向】

- ・障がい者のニーズに応じた多様な学習等の講座・教室の機会の拡充と内容の充実を図ります。
- ・図書館の点字用図書、字幕（手話）DVD等の充実を図ります。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
講座の開催と内容の充実	障がい者のニーズに応じた多様な学習等の講座・教室の機会の拡充と内容の充実を図ります。	生涯学習課
図書館の充実	図書館の点字用図書、朗読CD、バリアフリー対応のDVD等の充実を図ります。	図書館

## 基本目標4 まちづくり

### (1) 心のバリアフリーの推進

#### ① 障がいへの理解の促進

##### 【施策の方向】

- ・障がいや難病に対する各種の情報を住民、事業所等へ広く提供し、正しい理解の促進を図ります。
- ・市役所職員等の、障がいに対する理解の向上を図るため、研修機会の確保に努めます。
- ・茨城県によるキャンペーン等を活用し、障がい者に対する理解を促進します。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
虐待防止の推進 (再掲)	社会福祉課が障害者虐待防止センターの相談窓口となり、速やかな対応に努めるとともに、虐待防止に向けた啓発の実施を行います。	社会福祉課
障がい者差別の解消 (再掲)	障害者差別解消法で規定された「合理的配慮」の提供義務化について、周知・啓発を行います。	社会福祉課
広報における各種 事業等の掲載	障がいや難病に対する各種の情報を住民、事業所等へ広く提供し、正しい理解の促進を図ります。	社会福祉課
障がいへの理解を 促進する研修機会 の確保	障がいへの理解を促進する市独自の研修機会について検討し、その確保に努めます。	総務課 (選挙管理委員会)
各種キャンペーン の活用	各種キャンペーンの機会を通じ、障がいや障がい者に対する理解が進むよう情報発信に努めます。	社会福祉課

## ② 差別解消の推進

### 【施策の方向】

- ・小・中学校における社会科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間などを活用して、ボランティア体験活動などの福祉教育の充実を図ります。(再掲)
- ・障がい者が利用しやすいような投票方法の改善、投票所の施設・設備の改善に努めます。また、障がい者が利用できる投票方法についての周知に努めます。
- ・手話通訳者、要約筆記者などの派遣の充実を図ります。
- ・介護する方の負担軽減と介護を温かく見守る社会づくりのために、介護マークやいばらき身障者等用駐車場利用証を普及します。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)に基づき、社会的障壁の軽減と障がいや難病の特性に合理的に配慮した対応を推進します。
- ・稲敷市教育振興基本計画に則った、具体的な取組を推進していきます。

### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
福祉施設訪問(再掲)	小・中学校における社会科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間などを活用し、福祉施設の訪問を行います。	指導室 (教育委員会)
適切な投票所の設置と投票方法の周知	障がい者が利用しやすい投票方法の改善、投票所の施設・設備の改善に努めます。また、障がい者が利用できる投票方法について広報紙等を通じて周知に努めます。	総務課 (選挙管理委員会)
手話通訳者、要約筆記者の派遣の充実	手話通訳者、要約筆記者の派遣の充実を図ります。	社会福祉課
介護マーク等の交付	介護する方の負担軽減と、介護を温かく見守る社会づくりのために介護マークやいばらき身障者等用駐車場利用証を交付するとともに、その事業についての広報活動を行います。	高齢福祉課 社会福祉課
差別解消法施行に係る対応策の作成・周知	障害者差別解消法の施行に伴う教育委員会の具体策の作成・周知と委員会、各園、学校における具体的な取組を推進します。	指導室 (教育委員会)

### ③ 交流機会の充実

#### 【施策の方向】

- ・ 様々な機会を活用して、市民相互の交流を促進します。
- ・ 各種イベントの開催に際し、障がい者に配慮した対応に努めます。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
ハートピアまつりの開催	地域の方々との親交を深め、障がいに対する理解を深めることを目的に、ハートピアいなしきにおいて年1回ハートピアまつりを開催します。	社会福祉協議会 (社会福祉課)
障がい特性に配慮した支援	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)に基づき、障がいや難病の特性に配慮した対応を行います。地域の各種イベントに対し、移動やアクセシビリティ等それぞれの障がいに合わせた支援を行います。	全庁 社会福祉課

### ④ ボランティア活動の育成の促進

#### 【施策の方向】

- ・ 社会福祉協議会やボランティア連絡協議会と連携し、ボランティア活動支援と参加促進、ボランティアの育成を図ります。

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
ボランティアの育成	ボランティアの育成をめざし、ボランティア連絡協議会と連携し、研修会の実施やボランティア通信の発行などを行います。	社会福祉協議会

## (2) アクセシビリティの充実

### ① 情報提供体制の充実

#### 【施策の方向】

- ・障がいに関係する制度だけではなくサービス、イベント等が十分に利用されるよう、広報紙、ホームページ、窓口などにおける制度の周知を図ります。
- ・障がいの特性に配慮しながら、広報紙、チラシ、ホームページ、ファックスなど、多様な情報伝達手段の整備、改善を図ります。
- ・災害時には、様々な情報提供手段を活用し、障がい者への的確に災害情報等が伝わるよう図ります。
- ・避難先や災害時の心得など、防災対策に関する情報について、障がいの状況に応じて適切に伝達できるよう、広報活動の充実に努めます。
- ・手話通訳者、要約筆記者などの派遣の充実に努めます。(再掲)

#### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
情報提供の充実	障がいに関係する制度だけではなくサービス、イベント等が十分に利用されるよう、広報紙、ホームページ、窓口などにおける制度の周知を図ります。	社会福祉課
エリアメールの実施	登録不要で市内の各キャリアの携帯電話に対し、避難を呼びかけるような緊急情報を配信するエリアメールを実施し、緊急時に的確に情報が伝達されるよう努めます。	危機管理課
障がい特性に配慮した支援	障がい特性に配慮し、広報等においては多様な情報伝達手段の整備を行います。 日常生活用具及び補装具の給付などを通じて、障がいのある方が情報を得られるための様々な支援を行います。	全庁 社会福祉課
手話通訳者、要約筆記者の派遣の充実(再掲)	手話通訳者、要約筆記者の派遣の充実に努めます。	社会福祉課

## ② 移動支援の充実

### 【施策の方向】

- ・ 行動援護や同行援護、移動支援事業等、様々な外出の支援を推進します。  
また移動支援事業所の新規参入を促進します。
- ・ バス路線について、ノンステップバスの導入やダイヤの改善などについて、関係機関へ要請します。
- ・ 自動車運転免許取得事業、自動車改造助成事業を推進します。

### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
外出を支援するサービスの推進	障がい福祉サービスである行動援護や同行援護、地域生活支援事業である移動支援事業等、様々な外出の支援を推進します。	社会福祉課
バス路線の充実	車椅子リフトアップ対応やノンステップバスなど障がいに配慮したバスの導入や、ダイヤの改善などを関係機関へ要請します。	産業振興課
自動車利用への支援	地域生活支援事業である自動車運転免許取得事業、自動車改造助成事業を推進します。	社会福祉課

### (3) 安全なまちづくり

#### ① 福祉のまちづくりの推進

##### 【施策の方向】

- ・道路の整備や公共施設の再編等では、障がい者に配慮した整備を推進します。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
道路や施設の再整備	道路の整備や、公共施設の再編等では、障がい者に配慮した整備を推進します。	建設課

#### ② グループホームの確保（再掲）

##### 【施策の方向】

- ・福祉サービス提供事業者のグループホームの参入を促進します。（再掲）

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
事業者の参入促進（再掲）	福祉サービス提供事業者の、グループホームへの参入を促進します。	社会福祉課

#### ③ 公共住宅等の住みやすさの向上（再掲）

##### 【施策の方向】

- ・障がい者や高齢者等が利用しやすいよう、公共賃貸住宅の床面の段差の解消、手すりの整備など、施設・設備の改善に努めます。（再掲）
- ・障がい者等が優先的に入居できる公共賃貸住宅の供給を図ります。（再掲）
- ・住宅改修を促進し、障がい者が住みやすい住宅環境を推進します。（再掲）

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
住宅改修の実施（再掲）	住宅改修の支援をするとともに、その周知に努めます。	社会福祉課
公共住宅のバリアフリー化の実施（再掲）	既存住宅については、入居者から個別に相談を受け付け、必要に応じて住宅改修の推進を行います。	建設課
バリアフリー化した公共賃貸住宅の供給（再掲）	今後、新規に公共住宅を建設する場合には、バリアフリーを盛り込んだ建設計画とします。	建設課

#### ④ 防災体制の強化

##### 【施策の方向】

- ・ 民生委員の活動や福祉サービス利用状況などを踏まえ、行政区、自主防災組織等の協力を得ながら、地域における障がい者等の要配慮者を的確に把握し、避難行動要支援者名簿の整備活用を推進します。
- ・ 地域防災計画に基づき、避難所における障がい者の介護、ストマ等日常生活用具の確保や、要配慮者が避難できる福祉避難所の設置を図ります。
- ・ 災害時には、様々な情報提供手段を活用し、障がい者へ的確に災害情報等が伝わるよう図ります。
- ・ 避難先や災害時の心得など、防災対策に関する情報について、障がいの状況に応じて適切に伝達できるよう、情報提供の充実に努めます。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
自主防災組織の防災訓練への参加促進	自主防災組織に防災訓練への参加を促進します。	危機管理課
避難行動要支援者名簿の整備活用	民生委員の活動や福祉サービス利用状況などを踏まえ、行政区、自主防災組織等の協力を得ながら、地域における障がい者等の要配慮者を的確に把握し、避難行動要支援者名簿の整備活用を推進します。	社会福祉課
福祉避難所の設置	地域防災計画に基づき、障がい者、要配慮者が避難できる福祉避難所の設置を図ります。災害に備えて各自のストマ用装具の保管の周知をします。	社会福祉課

#### ⑤ 防犯体制の強化

##### 【施策の方向】

- ・ 警察署や防犯連絡員などと協力し、障がい者へ地域全体の防犯情報等が伝わるように努めます。
- ・ 消費生活センターや地域の諸機関と連携し、障がい者やご家族などの周りの方々へ消費者トラブル等についての意識の啓発を行います。

##### 【個別事業・取組】

事業・取組	概要の説明	所管課
防犯に関する情報の周知	警察署などと協力し、防犯広報誌の発行や、ひばりくんメールの周知、区長回覧などを通じた啓発を行い、地域全体へ防犯情報が伝わるよう努めます。	危機管理課
消費者問題への対応	消費生活センターや地域の諸機関と連携し、障がい者やご家族などへ消費者トラブル等についての意識の啓発を行います。	産業振興課
障がい特性に配慮した支援（再掲）	広報等においては多様な情報伝達手段の整備を行います。	全庁

# 第5章

---

障がい福祉サービスの目標と確保策

---



---

# 1. 計画目標の進捗と設定

---

## (1) 成果目標の進捗状況

---

### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

前計画では、国の基本指針において、令和元年度末時点の施設入所者数(70人)の6%以上(≒5人)が地域生活へ移行することが成果目標として示されていましたが、計画期間中の本市における地域生活移行者数は4人でした。また、計画期間内に、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上(≒2人)を削減することも成果目標として掲げられていました。前計画時では本市に入所待機者がいたため、入所者数を現状維持としていました。現状で、令和5年度末の施設入所者数の見込みは68人となっており、目標値を達成できています。

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、既存の稲敷市地域自立支援協議会を活用し、令和4年に協議の場を設けました。介護者や医療機関の職員をはじめ、精神保健分野の関係者と介護者を交えた研修会を実施し、地域の実情やニーズといった情報共有を図り、連携体制の強化を図りました。

### ③地域生活支援拠点等の整備

地域の資源を活用した地域生活支援拠点の面的な体制の整備に向けて、稲敷市相談支援ネットワークにおいて、体験の機会や緊急時の受け入れ体制の整備に努めてきました。面的な支援体制の実現に向けて、引き続き関係機関との調整を行います。

#### ④福祉施設から一般就労への移行

前計画では、国の基本指針に基づき、福祉施設から一般就労への移行に関する以下の6つの成果目標を掲げました。令和5年度の実績をみると、目標の進捗状況は以下の通りです。

項目	実績値 (令和5年度末見込)	目標値 (令和5年度)
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	5人	10人
就労移行支援事業に係る一般就労への移行者数	2人	3人
就労継続支援 A 型事業に係る一般就労への移行者数	3人	4人
就労継続支援 B 型事業に係る一般就労への移行者数	0人	5人
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者の割合	2割	7割
就労移行率8割以上の就労移行支援事業所の割合	—	7割

#### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

前計画の国の基本指針における障害児支援の提供体制の整備については、以下の項目となっています。児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の設置に引き続き努めます。医療的ケア児支援のためのコーディネーターの確保し、今期以降は関係機関の協議の場の設置やコーディネーターの配置に向けて、体制の整備を図っていきます。

項目
児童発達支援センターの設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

## ⑥相談支援体制の充実・強化等

### 【総合的・専門的な相談支援】

◇地域生活支援拠点等と市内相談支援事業所等との連携強化を図り、総合的・専門的な相談支援体制の構築・強化に努めています。引き続き、連携強化に取り組み、障がい特性に応じた各種のニーズに合った支援ができるように努めます。

### 【相談支援事業所の人材育成への支援】

◇県や近隣自治体で行うものも含め、研修会等への積極的な参加を働きかけ、市内相談支援事業所の人材育成に努めます。

## ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用】

◇本市では地域自立支援協議会において、サービス従事者研修会を実施していますが、近隣市町村の事業所を含めて更なる質の向上に努めていきます。

## (2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標

障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る国の基本指針では、障害者の地域生活への移行や就労支援、障害児支援の提供体制の整備、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質の向上等について、成果目標を設定することとしています。

本市においても、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画において設定した成果目標の進捗状況を踏まえ、次の通り令和8年度を目標年度とする新たな成果目標を定めます。

### 成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針の考え方】

- ・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の入所者数から5.0%以上削減することを基本とする。

#### 【市の考え方と目標】

◇令和4年度末時点の施設入所者数は68人です。令和8年度末までの数値目標については、令和4年度末の施設入所者数68人から6.0%以上(4.08人≒5人)が地域生活へ移行することをめざします。

◇また、国の基本指針では、令和4年度末時点の入所者数から5.0%以上(3.4人≒4人)削減することとされていますが、本市には入所待機者がいることから、当面の間は現状維持とします。

#### 【目標値】

項目	数値等
【基準値】令和4年度末の施設入所者数	68人
【目標値】令和8年度末までの地域生活移行者数	5人(6.0%以上)
【目標値】令和8年度末の施設入所者数	68人

## 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針の考え方】

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後3カ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

### 【市の考え方と目標】

- ◇国・県や近隣市町村の動向を踏まえて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。上記、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値は、茨城県が設定するものであるため、県との連携の中で目標達成に向けた取り組みを推進します。
- ◇本市では精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、既存の稲敷市地域自立支援協議会を活用しながら保健・医療・福祉関係者による協議の場をもち、関係機関との重層的な連携による支援体制を構築していきます。

## 成果目標3 地域生活支援拠点等の整備

### 【国の基本指針の考え方】

- ・地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

### 【市の考え方と目標】

- ◇本市では、地域生活支援拠点の面的な体制の整備の一つとして、第6期計画期間内に体験の機会や緊急時の受け入れ体制について整備を進めてきました。引き続き、地域生活拠点等の確保に向けて取り組みます。また確保後の拠点機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討を実施するため、稲敷市相談支援ネットワークにおいて今後も協議を実施し、その他の機能についても地域の実情に合わせた整備を推進していきます。
- ◇圏域での設置を含め、強度行動障害をお持ちの方の状況や支援ニーズの把握の実施や支援体制の整備について、圏域での対応を含め、関係機関との連携を進めます。

## 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行

### 【国の基本指針の考え方】

- ・令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援事業に係る移行者数の目標値を令和3年度実績値の1.31倍以上、就労継続支援A型事業に係る移行者数の目標値を令和3年度実績値の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業に係る移行者数の目標値を令和3年度実績の概ね1.28倍以上をめざすこととする。また就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者数の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会等を設けて取組を進めることを基本とする。

### 【市の考え方と目標】

#### ①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

- ◇令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が、7人以上となることをめざします。

### 【目標値】

項目	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
一般就労移行者数	5人	7人
就労移行支援事業	3人	4人
就労継続支援事業A型	0人	1人
就労継続支援事業B型	2人	2人

②就労定着支援事業の利用率に関する目標

◇令和8年度中に就労定着支援事業を利用する人が、4人以上となることをめざします

◇令和8年度中に就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合について、2割5分以上をめざします。

【目標値】

項目	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
就労定着支援事業の利用者数	3人	4人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	—	—

## 成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針の考え方】

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につながる連携体制の構築を推進すること。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- ・入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

### 【市の考え方と目標】

#### ①児童発達支援センターの設置

◇障がいのある児童やその家族への支援ができるよう、令和8年度末までに圏域での設置を含め、関係機関との検討を進めます。

#### ②障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

◇障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築をめざすとともに、包容（インクルージョン）についての周知・啓発に努めます。

#### ③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

◇令和8年度末までの体制の整備を目標とし、事業等の関係各機関と連携ながら確保をめざします。

#### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの配置

◇本市単独での協議の場の設置は難しいことから、圏域での設置をめざし関係機関との検討を行うとともに、引き続き医療的ケア児コーディネーターの配置に向けて体制整備を図ります。

## 成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針の考え方】

- ・令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。  
※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

### 【市の考え方と目標】

#### ①総合的・専門的な相談支援

- ◇令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置に向けて、体制の整備に努めます。またその間においても、地域生活支援拠点等と市内相談支援事業所等とのさらなる連携強化を図り、障がい特性に応じた各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の構築・強化に引き続き、取り組めます。

#### ②個別事例の検討等の取組を行う協議会の体制の整備

- ◇個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制整備に努めます。

## 成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の基本指針の考え方】

- ・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

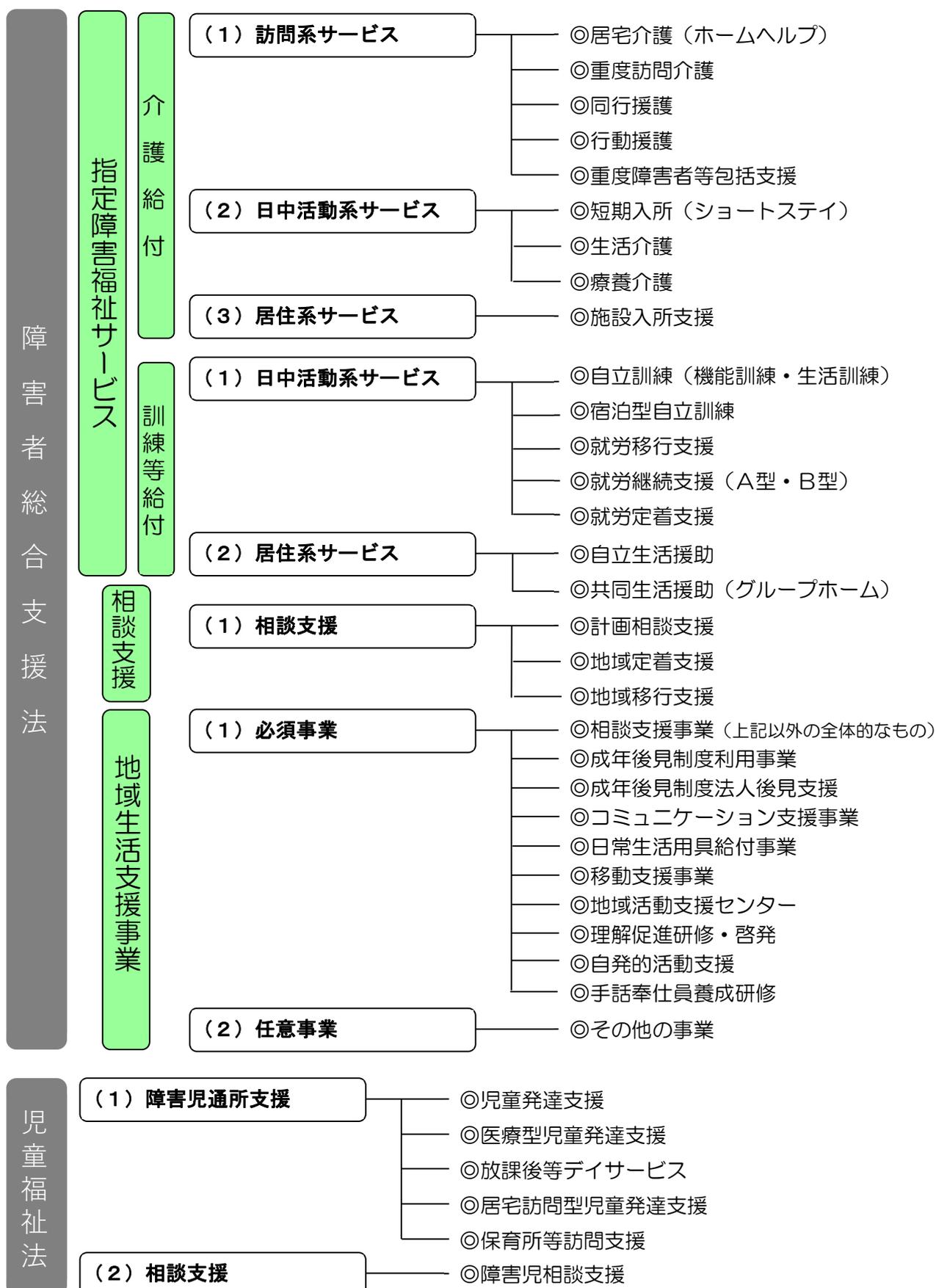
### 【市の考え方と目標】

#### ①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

- ◇本市では地域自立支援協議会において、サービス従事者研修会を実施しています。近隣市町村の事業所を含めて、研修内容等の更なる質の向上に努めていきます。

## 2. サービスと種類

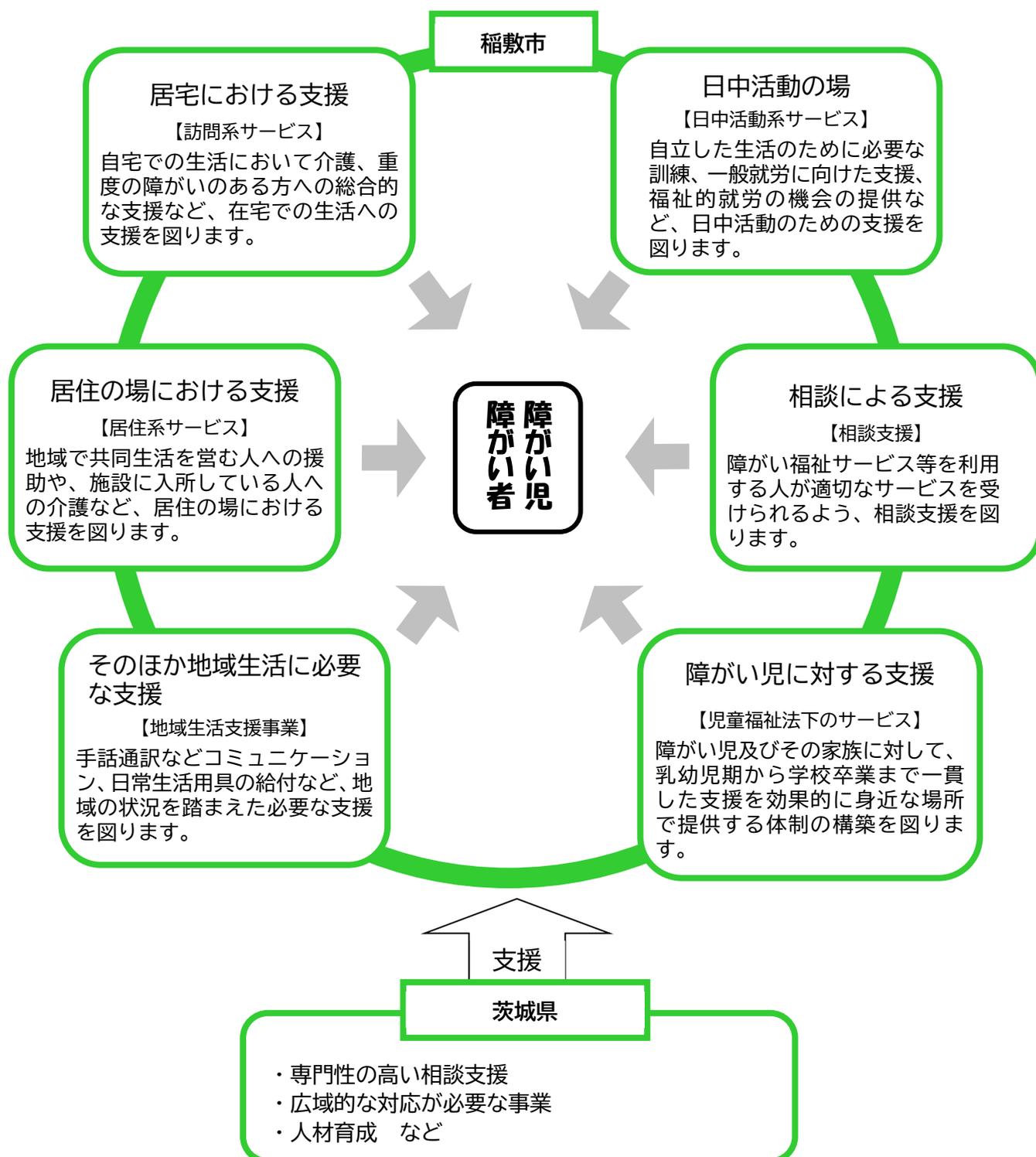
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス及び種類は、次のとおりです。



障害者総合支援法下のサービスは、「指定障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」に大別され、「指定障害福祉サービス」については「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」及び「相談支援」に分かれます。また、障がい児に対する支援として、児童福祉法下のサービスがあります。

～障がい福祉サービス体系のイメージ～

## 地域での自立と安心を支えるサービス



---

## 3. 各サービスの見込と実績

---

### (1) 訪問系サービス

---

訪問系サービスは、在宅介護等が必要な人を訪問しサービスを提供するもので、具体的には「居宅介護（ホームヘルプ）」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の5つのサービスが含まれます。

#### ①居宅介護（ホームヘルプ）

---

自宅で、入浴・排せつ・食事などの介護等を行います。

#### ②重度訪問介護

---

重度の障がいがあり常に介護を必要とする人へ、在宅における入浴・排せつ・食事等の介助や、外出時における移動中の補助を総合的に行います。

#### ③同行援護

---

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動時やそれに伴う外出先において必要な支援、援助を行います。

#### ④行動援護

---

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の補助を行います。

#### ⑤重度障害者等包括支援

---

常に介護が必要な人の中でも、介護の必要な程度が著しく高い人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

## 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
居宅介護	人 (実利用者数)	18	10	10	13	15	18
	時間分 (延べ利用時間数)	154	75	83	90	120	150

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
重度訪問介護	人 (実利用者数)	1	0	0	1	1	1
	時間分 (延べ利用時間数)	50	0	0	50	50	50

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
同行援護	人 (実利用者数)	1	1	1	1	1	1
	時間分 (延べ利用時間数)	4	4	8	8	8	8

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
行動援護	人 (実利用者数)	0	0	0	0	0	0
	時間分 (延べ利用時間数)	0	0	0	0	0	0

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
重度障害者等 包括支援	人 (実利用者数)	0	0	0	1	1	1
	時間分 (延べ利用時間数)	0	0	0	50	50	50

## 第7期での市の対応

- 利用者のニーズを踏まえながら事業者の参入を促進し、サービスの確保を図ります。
- サービス提供事業者、社会福祉協議会等と連携し、人材の育成や確保支援を図ります。
- 重度訪問介護においては、重度の障がいがあり常に介護を必要とする人の利用促進に努めます。
- 病院、福祉施設等と連携し、退院及び退所した人がサービスを円滑に利用できるよう支援を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障がいのある人の昼間の活動を支援するサービスを施設などで行うもので、具体的には、「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所」の9つのサービスが含まれます。

### ①生活介護

常に介護が必要な人に、施設において入浴・排せつ・食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

## 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
生活介護	人(実利用者数)	112	108	117	118	120	121
	人日 (延べ利用者数)	2358	2348	2370	2390	2369	2369

## 第7期での市の対応

- 障がいの程度に応じて、自立訓練を通じた地域への移行を図るなど、支援内容の充実と円滑な連携や調整を図ります。

## ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。

### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
自立訓練 (機能訓練)	人(実利用者数)	0	0	1	0	1	1
	人日 (延べ利用者数)	0	0	13	0	13	13

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
自立訓練 (生活訓練)	人(実利用者数)	4	4	4	4	5	5
	人日 (延べ利用者数)	87	63	80	88	97	107

### 第7期での市の対応

- 障がいの程度に応じて、自立支援や地域への移行に配慮し、支援内容の充実と円滑な連携や調整を図ります。

## ③宿泊型自立訓練

知的障がい者・精神障がい者に対し、居室その他の設備を利用することにより家事等の日常生活能力を向上するための支援や、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
宿泊型自立訓練	人(実利用者数)	4	3	3	4	4	4
	人日 (延べ利用者数)	109	75	85	109	109	109

### 第7期での市の対応

- 利用者の積極的な地域支援の促進を図るために、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

#### ④就労移行支援

一般就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供を通じ、就職に必要な知識や能力向上のための訓練などを行います。

#### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
就労移行支援	人(実利用者数)	8	7	4	5	6	7
	人日 (延べ利用者数)	155	129	60	85	105	130

#### 第7期での市の対応

- 稲敷市地域自立支援協議会やハローワーク等と連携を取りつつ、さらなる就労の機会の充実を図ります。
- 地域産業、市商工会、企業など関係機関との連携、協力の促進を図ります。
- 利用者の障がいの状況等に応じ、自立訓練、就労継続支援などの利用を促進するなど、支援内容の充実と円滑な連携や調整を図ります。

#### ⑤就労継続支援

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労機会の提供や生産活動その他の活動機会の提供を通じ、知識や能力向上のための訓練などを行います。

- ・ A型(雇成型:雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象)
  - ・ B型(非雇成型:雇用契約に基づく就労が困難と見込まれる人を対象)
- があります。

#### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
就労継続支援 (A型)	人(実利用者数)	13	16	18	20	22	24
	人日 (延べ利用者数)	246	299	316	330	345	360

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
就労継続支援 (B型)	人(実利用者数)	95	102	108	114	120	126
	人日 (延べ利用者数)	1,630	1,793	1,899	2,004	2,109	2,214

## 第7期での市の対応

- 障がい者センター「ハートピアいなしき」等を通して、支援体制の充実を図り、サービスの提供を促進します。
- 利用者の障がいの状況等に応じ、障害者優先調達推進法に基づく受注機会の増加や自立訓練等の利用を促進するなど、各サービスの円滑な連携、調整を図ります。
- 就労継続支援A型については、一般就労が困難な方に就労機会を提供し、自立した生活を営めるように、事業所の参入を促進し、支援の充実と適正なサービス提供体制の確保を図ります。

### ⑥就労定着支援

就労に伴う生活面の課題を解決するため、一般就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を行います。

## 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
就労定着支援	人(実利用者数)	3	2	3	4	4	4

## 第7期での市の対応

- サービスの内容等について、情報収集を行い把握と利用者への周知に努めるとともに、関係事業者との調整・連携等を進め、必要なサービス量を確保します。

### ⑦療養介護

医療の必要な障がいがあり常に介護が必要な人に、医療機関等の施設で機能訓練や療養上の管理・看護・介護などを行います。

## 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
療養介護	人(実利用者数)	6	6	6	6	7	7
	人日 (延べ利用者数)	183	183	184	184	220	220

## 第7期での市の対応

- 医療機関等の療養介護への参入を促進します。

## ⑧短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所することにより、入浴・排泄・食事の介護などを行います。障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と病院、診療所、介護老人保護施設において実施する「医療型」があります。

### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
短期入所 (福祉型)	人(実利用者数)	8	8	9	10	11	12
	人日 (延べ利用者数)	72	97	71	100	110	120

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
短期入所 (医療型)	人(実利用者数)	0	0	0	1	1	1
	人日 (延べ利用者数)	0	0	0	1	1	1

### 第7期での市の対応

- 利用者のニーズを踏まえながら事業者の参入を推進し、サービスの確保と利用促進を図ります。
- 医療機関等の医療型短期入所への参入を促進します。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスは、障がいのある人の「住まいの場」に関するサービスで、具体的には「自立生活援助」「共同生活援助」「施設入所支援」の3つが含まれています。

#### ①自立生活援助

一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。

#### ②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

#### ③施設入所支援

施設に入所する人に、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

#### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
自立生活援助	人(実利用者数)	1	1	0	1	1	1

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
共同生活援助 (グループホーム)	人(実利用者数)	48	54	61	67	74	81
うち重度障害者	人(実利用者数)	1	2	2	3	4	4

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
施設入所支援	人(実利用者数)	69	63	67	67	67	67

#### 第7期での市の対応

- 利用者のニーズを踏まえながら事業者の参入を促進し、サービスの確保と支援の充実を図ります。
- 市内及び近隣の施設との連携強化を図り、共同生活援助を充実し、住まいの場の確保と地域移行の推進に努めます。

## (4) 相談支援

相談支援は、適切なサービス利用を支援するための「計画相談支援」、地域生活に移行するための支援を行う「地域移行支援」、地域生活が安定するよう、24時間対応の相談等支援を行う「地域定着支援」の3つが含まれます。

### ①計画相談支援

障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある人のサービス利用計画を作成し、支援を行います。

### ②地域移行支援

障がい者支援施設入所者や病院に入院している精神障がいのある人を対象にして、地域生活に移行するための相談や支援を行います。

### ③地域定着支援

施設や病院から地域移行した人、単身世帯といった家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

## 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位（年間）	R3年度 （実績）	R4年度 （実績）	R5年度 （実績）	R6年度 （見込）	R7年度 （見込）	R8年度 （見込）
計画相談支援	人（実利用者数）	288	301	310	320	330	340

区分	単位（年間）	R3年度 （実績）	R4年度 （実績）	R5年度 （実績）	R6年度 （見込）	R7年度 （見込）	R8年度 （見込）
地域移行支援	人（実利用者数）	0	2	2	2	2	2

区分	単位（年間）	R3年度 （実績）	R4年度 （実績）	R5年度 （実績）	R6年度 （見込）	R7年度 （見込）	R8年度 （見込）
地域定着支援	人（実利用者数）	0	0	0	0	1	1

## 第7期での市の対応

- 利用者のニーズを踏まえながら事業者の参入を促進し、人材の育成支援とサービスの質の向上を図ります。

## (5) 児童福祉法に基づくサービス

---

障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う「障害児通所支援」と、障害児通所支援を申請した際に、サービス等利用計画を作成するための「障害児相談支援」があります。

### ①児童発達支援

未就学児に対して、通所施設において日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

### ②医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行うサービスです。

### ③放課後等デイサービス

就学児を対象に、授業の終了後又は休業日の通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

### ④居宅訪問型児童発達支援

自宅に訪問して、重度の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

### ⑤保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービスです。

### ⑥障害児相談支援

障がい福祉サービスを利用する障がい児のサービス利用計画を作成し、支援を行います。

## 第2期の実績と第3期の見込み

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
児童発達支援	人(実利用者数)	4	2	3	3	4	4
	人日 (延べ利用者数)	30	28	23	25	30	30
医療型児童発達支援	人(実利用者数)	0	0	0	0	0	0
	人日 (延べ利用者数)	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人(実利用者数)	47	47	53	56	59	62
	人日 (延べ利用者数)	681	708	767	797	827	857
居宅訪問型児童 発達支援	人(実利用者数)	0	0	0	0	0	0
	人日 (延べ利用者数)	0	0	0	0	0	0
保育所等訪問 支援	人(実利用者数)	0	0	0	0	1	1
	人日 (延べ利用者数)	0	0	0	0	4	4
区分	単位(年間)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
障害児相談支援	人(実利用者数)	54	59	56	59	63	66

## 第3期での市の対応

- 利用者やその家族が適切なサービスを利用できるよう、支援体制を整え、更なる療育の質の向上に努めます。
- 利用者のニーズを踏まえながら事業者の参入を促進し、サービスの確保を図ります。
- サービス事業者の育成と関係機関との連携強化を図り、サービス基盤の整備を推進します。

## (6) その他の障がい児に対する支援

「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」以外の障がい児に対する支援の計画値（見込）を示します。

### ①医療的ケア児に対する支援

医療的ケアが必要な児童に対し、必要な支援が受けられるように調整等を行うコーディネーターを配置します。

#### 第2期の実績と第3期の見込み

区分	単位 (年)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1

#### 第3期での市の対応

- 近隣自治体や関係機関等と連携し、コーディネーターの配置について検討を行います。

### ②子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ

障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各施設等での受け入れを行います。

#### 第2期の実績と第3期の見込み

区分	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
幼稚園	3	2	3	1	1	1
保育所	7	6	3	3	3	3
認定こども園	7	4	8	9	10	10
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	3	2	2	2	2	2

#### 第3期での市の対応

- 各施設等と連携し、着実な受け入れを図ります。

## (7) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、各自治体が利用者の状況に応じて、柔軟にサービスを提供できるものです。

「地域生活支援事業」の中には、法律で必ず実施しなければならない事業（必須事業）と、その他障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むために各自治体が任意に実施する事業があります。

### 〈必須事業〉

#### ①相談支援事業

障がいのある人やその家族が抱えるさまざまな問題に関する相談に応じるとともに、情報提供、権利擁護のための援助などを行います。

### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	無	無	無	有	有	有
住居入居等支援事業	無	無	無	有	有	有

### 第7期での市の対応

- 地域自立支援協議会等を中心に、障害者相談員や民生委員などと連携しながら、障がい者の状況を把握し、身近な相談体制の更なる充実を図ります。さらに、県、ハローワーク、医療機関、保健所、サービス提供事業者など専門機関との連携体制の強化を図ります。
- 専門職員の確保及び研修等による資質の向上を図ります。
- 介護保険法に基づく地域包括支援センターとの連携を図ります。
- 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業や成年後見サポートセンターの利用を促進します。

## ②成年後見制度利用支援事業

知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な、一定の要件に該当する人について、成年後見制度の利用を支援するため、その費用の助成等を行います。

### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位（年間）	R3年度 （実績）	R4年度 （実績）	R5年度 （実績）	R6年度 （見込）	R7年度 （見込）	R8年度 （見込）
成年後見制度 利用支援事業	人（実利用者数）	0	0	0	1	2	3

### 第7期での市の対応

- サービスを必要とする人が利用できるよう、事業の普及啓発と、関係施設や成年後見サポートセンターとの連携に努めます。

## ③成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度において、後見、補佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修等を行います。

### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	R3年度 （実績）	R4年度 （実績）	R5年度 （実績）	R6年度 （見込）	R7年度 （見込）	R8年度 （見込）
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	有	有	有

### 第7期での市の対応

- 関係機関との連携を図り、事業の普及啓発に努めます。

#### ④意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者等の派遣等を行い支援します。

##### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (年間)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	人 (実利用者数)	1	2	2	2	2	2

##### 第7期での市の対応

- 県等と連携し、手話通訳者・要約筆記者の派遣体制の充実を図ります。

#### ⑤日常生活用具給付事業

重度の障がいのある人に必要な日常生活用具の費用を助成します。

##### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
①介護・訓練支援用具	0	1	2	1	1	1
②自立生活支援用具	0	2	3	2	2	2
③在宅療養等支援用具	5	3	6	4	4	4
④情報・意思疎通支援用具	5	3	5	4	4	4
⑤排泄管理支援用具※	545	556	570	580	590	600
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	0	1	1	1	1

※給付券(2か月分で1枚程度)の交付数

##### 第7期での市の対応

- 在宅生活を送る利用者のニーズを踏まえながら、給付品品目の充実を図ります。
- 当事業の利用にあたっては、品目や給付対象者及び基準額等の制度内容を周知し、日常生活用具の適正給付を図ります。

## ⑥移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します（指定障害福祉サービスの対象とならないケースが対象）。

### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (1ヶ月)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
移動支援事業	人(実利用者数)	13	11	5	5	5	5
	延べ利用時間数 (時間)	429	300	296	340	340	340

### 第7期での市の対応

- 福祉サービス事業所等の参入を促進し、利用者のニーズや状況に応じた移動支援を推進します。

## ⑦地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、多様な活動の場を設けます。

### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (年間)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
稲敷市の 地域活動支援 センター	箇所数	1	1	1	1	1	1
	人(実利用者数)	33	36	34	35	36	37
他市町村の 地域活動支援 センター	箇所数	2	2	2	2	2	2
	人(実利用者数)	1	1	1	1	1	1

### 第7期での市の対応

- 地域活動支援センターの特性を活かした活動の充実、利用促進を図るとともに、利便性の高い支援体制を整えます。
- 障がい福祉サービス事業所や関係機関との連携強化を図り、地域生活支援の充実に努めます。

## ⑧理解促進研修・啓発

障がい者理解の促進に向けて、研修会や啓発事業を行います。

### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
理解促進に向けた 取組の実施	1	1	1	1	1	1

### 第7期での市の対応

- 6期期間中には、理解促進のためのポスターの作成等に取り組みました。引き続き、啓発事業等に取り組みます。

## ⑨自発的活動支援

障がい者に関わる団体活動等を支援します。

### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
当事者団体等への 支援	2	2	2	2	2	2

### 第7期での市の対応

- 6期期間中には、団体活動への補助を行いました。引き続き、障がい者に関わる団体の活動等の支援に努めます。

## 〈任意事業〉

### ①社会参加促進事業

近隣市町村と共同で「地域身体障害者スポーツ大会」を開催します。

#### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (年間)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
社会参加促進事業	人(実利用者数)	0	23	27	28	29	30

※令和3年度は大会中止

#### 第7期での市の対応

- 情勢に配慮しつつ、安心安全な開催の体制を整え、大会への障がい者の積極的な参加を支援します。

### ②自動車運転免許取得事業・自動車改造費助成事業

自動車教習や改造にかかる費用の一部を助成します。

#### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (年間)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
自動車運転免許 取得事業	人(実利用者数)	0	0	0	1	1	1

区分	単位 (年間)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
自動車改造費助成 事業	人(実利用者数)	2	2	1	2	2	2

#### 第7期での市の対応

- 自動車利用を支援するため、事業の周知に努めるとともに、利用者のニーズに応じ、自動車教習費や改造費への助成を行います。

### ③日中一時支援

日中において、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者の日中活動の場を確保し、家族介護の負担軽減を図ります。

#### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (年間)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
日中一時支援	実施箇所数(箇所)	24	21	20	22	22	22
	人(実利用者数)	37	42	40	42	42	42

#### 第7期での市の対応

- 福祉サービス事業所等と連携し、日中一時支援事業を推進します。

### ④訪問入浴サービス事業

在宅で入浴困難な人に対して、訪問入浴車で訪問し入浴サービスを提供します。

#### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (年間)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
訪問入浴 サービス事業	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	人(実利用者数)	1	1	1	1	1	1

#### 第7期での市の対応

- 事業の周知を図るとともに福祉サービス事業所等と連携し、事業を推進します。

## ⑤生活支援事業（生活訓練等事業）

夜間、施設において日常生活上の援助等を行います。

### 第6期の実績と第7期の見込み

区分	単位 (年間)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
生活訓練等 事業	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	人(実利用者数)	12	12	12	12	12	12

### 第7期での市の対応

- サービス事業所等と連携し、事業を推進します。



# 第6章

---

計画の推進

---



# 1 計画の推進方策

本計画を有効に、そして着実に推進していくための体制を整備していきます。

## (1) 計画の推進体制

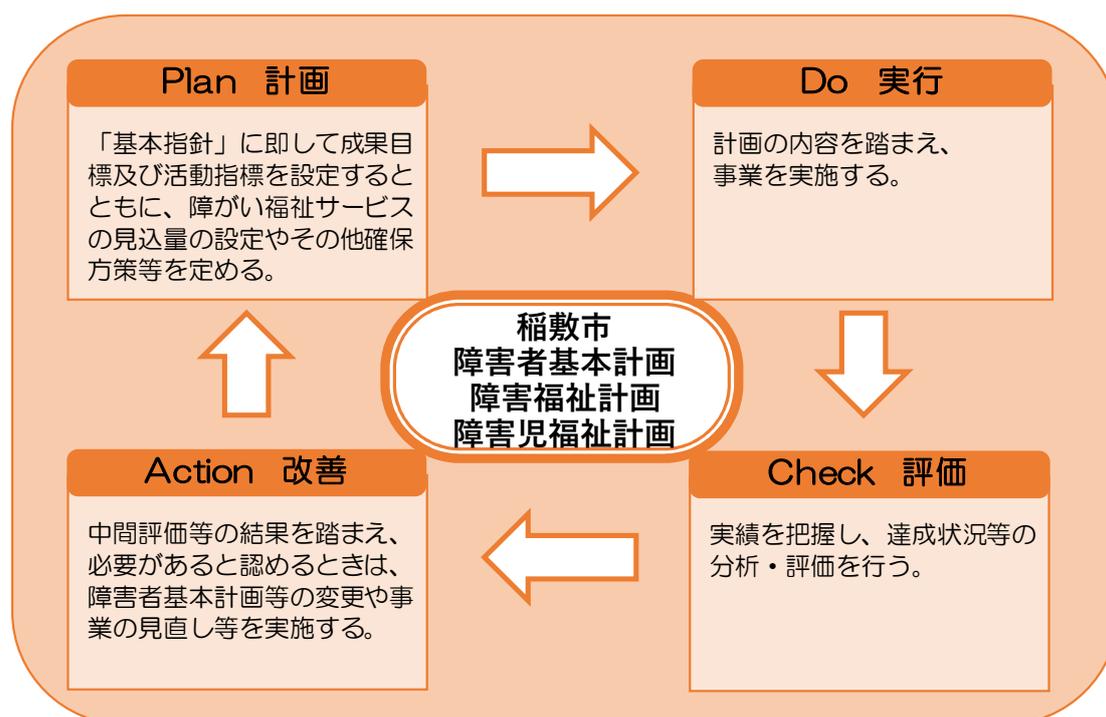
計画の実施にあたっては、本計画策定のための「稲敷市障害者基本計画等策定委員会」と「稲敷市地域自立支援協議会」が連携し、毎年度、計画の進捗状況を把握、分析、評価し、次年度の事業へ反映させていきます。

## (2) 計画の点検・評価（PDCAサイクルの実施）

PDCAサイクルとは、業務を円滑に進めるため、まず①計画を立て(Plan)、その計画に基づいて②施策を実行し(Do)、③実行した施策について評価を行い(Check)、評価の結果、④改善が必要な部分はないかを検討(Action)することで、次の計画策定(新しい“Plan”)に役立てるものです。

このPDCAサイクルに基づいた計画の進行管理を図るため、関係各機と連携しながら、計画の進捗状況の点検及び評価を行います。また、今後の社会情勢の変化や法制度改正などに対応するため、必要に応じ見直しを行い、障がい者施策の充実に努めます。

### ◆ PDCA サイクルのプロセスのイメージ



### (3) 人材の育成

---

障がい者一人ひとりの多様なニーズへの確に対応できるよう、県、福祉サービス提供事業者等と連携し、専門的な知識・技量を持った人材の育成・確保を図るとともに、社会福祉協議会やNPO等と連携し、市民のボランティア活動への参加を促進します。また、市の職員が県の研修へ参加する等、スキルアップを図っていきます。

### (4) 関係機関との連携

---

市、社会福祉協議会、県、近隣市町村、関係機関、障がい者団体、民生委員児童委員、ボランティア、障がい福祉サービス提供事業者など、それぞれの適切な役割分担と相互連携の強化を図ります。

### (5) 稲敷市地域自立支援協議会の運営

---

障がいのある人が、住み慣れた地域で将来にわたり安心して、自立した生活を送るためには、障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、これらのサービスを適切に利用できるよう、相談支援体制の確立が重要になります。

市では、中立・公平な立場で、適切な相談支援が行える体制を整備するとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、サービス事業者・雇用・教育・医療など関連する分野の関係者からなる「稲敷市地域自立支援協議会」を設置し運営を行っています。

これにより各機関のネットワークによる一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を促進するとともに、「障害者基本計画」の策定に際しては提言を求めるなど、地域における障がい者施策の推進にあたり、中心的な役割と評価（チェック機能）を担うものとしします。

### (6) 障がい福祉サービスの向上

---

障がい福祉サービス提供事業者の参入を促進するとともに、事業者等の情報交換の機会の確保、県によるサービスの第三者評価などにより、サービスの質の向上を図ります。

## (7) 市民参加の推進

---

計画の策定にあたり、市民意識調査やパブリックコメントを実施するとともに、基本理念にもとづき、障がいのある人とともに地域共生社会の実現を目指し、障がい者施策への積極的な参加の機会を提供します。

## (8) 国、県との連携

---

国や県の障がい者（児）に係る制度や施策の動向を把握するとともに、連携して施策の充実を図っていきます。

## (9) 地域資源の活用

---

地域の団体など多様な市民の参画を得るとともに、既存の福祉施設、学校、その他の施設などを活用し、障がい者の生活、活動の向上を図ります。



---

## 卷末資料

---



# 1 計画策定の経過

年 月 日	項目	内容
令和4年11月25日（火）	第1回稲敷市障害者基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・委員長・副委員長の選出</li> <li>・障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画概要について</li> <li>・アンケートについて</li> </ul>
令和4年12月7日（水） ～12月26日（月）	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）所持者（計1,700人）及び市民一般（300人）を対象</li> <li>・郵送による配布・回収</li> </ul>
令和5年2月27日（火）	第2回稲敷市障害者基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービス種類と実績の報告</li> <li>・アンケート調査結果の報告</li> </ul>
令和5年11月8日（水）	第3回稲敷市障害者基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定にあたって</li> <li>・計画の基本的な考え方について</li> <li>・施策の内容について</li> <li>・障がい福祉サービスの目標と確保策について</li> </ul> </li> </ul>
令和6年1月24日（水）	第4回稲敷市障害者基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案（素案）の確認</li> <li>・パブリックコメント実施の承認</li> </ul>
2月13日（火）～ 2月27日（火）まで	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ 市役所 東支所 新利根公民館 桜川公民館</li> </ul>

---

## 2 稲敷市障害者基本計画等策定委員会設置要綱

---

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づき、稲敷市障害者基本計画及び障害福祉計画を策定するため、稲敷市障害者基本計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者施策の総合的な計画の策定に関すること
- (2) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画の策定に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか計画に関し必要となる事項

(組織及び委員)

第3条 策定委員会の委員は、20人以内で組織するものとする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障害者団体代表
- (5) 市民代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、特定の地位又は職により委嘱又は任命された委員は、任期満了日前において当該地位又は職を失ったときは、委員の職を失うものとする。なお、この場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会に係る事務は、障害福祉担当課において処理するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第10号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

### 3 稲敷市障害者基本計画等策定委員会委員名簿

区分	委員名	所 属	備 考
学識経験者	山本 彰治	稲敷市議会 議員 (市民福祉常任委員長)	委員長
学識経験者	新堀 直樹	県立美浦特別支援学校 進路指導主事 教諭	
保健・医療関係	秋本 優	医療法人社団 広文会 江戸崎病院 院長	
保健・医療関係	松岡 大介	医療法人精光会 事務長	副委員長
保健・医療関係	北田 奈美子	医療法人精光会 みやざきホスピタル 医療相談室 室長	
保健・医療関係	宮木 陽介	宮本病院 理学療法士	
保健・医療関係	平山 松枝	訪問看護ステーション スイトピー 所長	
福祉関係	黒田 伸治	稲敷市民生委員児童委員協議会 会長	
福祉関係	鈴木 未来	特定非営利活動法人 あゆみ 理事長	
福祉関係	根本 敏宏	社会福祉法人 蒼天 理事長	
福祉関係	湯原 美和	稲敷市成年後見サポートセンター (稲敷市社会福祉協議会)	
障害者団体代表	佐藤 実	稲敷市身体障害者福祉協議会 会長	
障害者団体代表	徳永 一成	稲敷市手をつなぐ育成会 会長	
市民代表	諸岡 明美	NPO 法人認知症介護家族の会うさぎ 理事長	
就労関係	高須 耕一	稲敷市商工会 会長	
就労関係	松原 廣平	龍ヶ崎公共職業安定所 (ハローワーク) 上席職業指導官	

※委員委嘱時の所属及び役職を記載しています。



第5次稲敷市障害者基本計画  
第7期稲敷市障害福祉計画  
第3期稲敷市障害児福祉計画

---

令和6年3月

発行 稲敷市  
〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1  
TEL. 029-892-2000 (代表)

企画・編集 稲敷市 保健福祉部 社会福祉課